

災害発生時の帰宅困難者対策に関する実態調査

結果報告書

平成 28 年 4 月

総務省中部管区行政評価局

前 書 き

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、首都圏では、鉄道の多くが運行を停止し、道路においては大規模な渋滞が発生するなど、多くの公共交通機関の運行に支障が生じた。その結果、首都圏で約515万人（内閣府推計）の帰宅困難者が発生した。

大都市圏において、ひとたび大規模地震が発生した際には、路上や駅周辺に膨大な数の帰宅困難者が集中し、二次災害の発生や救命・救助活動、消火活動等の妨げになることが懸念されている。

このため、国は、「防災基本計画」（平成27年7月中央防災会議決定）において、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に関する基本原則を示すとともに、平成27年3月に「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」を策定し、大都市圏において、一斉帰宅抑制の徹底、一時滞在施設の確保、徒歩帰宅者への支援等帰宅困難者対策の検討を行う上での指針を取りまとめている。

南海トラフ地震が発生した際には、愛知県内で最大約93万人の帰宅困難者が生じ、このうち半数以上の約48万人が名古屋市内で生じると予測されている（「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成26年5月愛知県公表））。このため、愛知県では、平成27年3月に「愛知県帰宅困難者対策実施要領」を策定し、国、県、市町村及び事業者等が連携して帰宅困難者対策を推進することとしている。また、名古屋駅周辺・伏見・栄地域都市再生緊急整備協議会の名古屋駅周辺地区安全確保部会（事務局：名古屋市）では、大規模地震が発生した際、膨大な数の帰宅困難者が発生し、大きな混乱を招くことが懸念されている名古屋駅周辺地区を対象に、平成26年2月に「第1次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」を策定し、その後、同計画をもとに、より実効性の高い計画として「第2次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」を平成28年2月に策定し、官民が連携して帰宅困難者対策に取り組んでいるところである。

この調査は、名古屋市内における一斉帰宅抑制対策の実施状況、一時滞在施設の確保状況、徒歩帰宅者への支援対策の実施状況等を調査し、帰宅困難者対策の推進に資するため実施したものである。

この調査結果が、名古屋市を始めとして、膨大な数の帰宅困難者の発生が想定される大都市圏において、官民が連携して帰宅困難者対策の検討を行う際の参考になることを期待する。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	
1 一斉帰宅抑制対策の実施状況	3
(1) 一斉帰宅抑制の基本原則の企業等への周知状況	3
(2) 事業所における取組状況	18
(3) 大規模集客施設における取組状況	41
2 一時滞在施設（退避施設）の確保状況	65
(1) 一時滞在施設（退避施設）の確保・公表状況	65
(2) 一時滞在施設（退避施設）の受入態勢等の状況	73
3 帰宅困難者への支援対策の実施状況	84
(1) 徒歩帰宅支援ステーションの確保・周知状況	84
(2) 徒歩帰宅支援ステーションにおける支援準備の状況	93

第 1 調査の目的等

1 目的

この調査は、名古屋市内における一斉帰宅抑制対策の実施状況、一時滞在施設の確保状況、徒歩帰宅者への支援対策の実施状況等を調査し、大都市圏における帰宅困難者対策の推進に資するため実施したものである。

2 対象機関

愛知県、名古屋市、事業所、団体等

【事業所の内訳】

① 事業所

(単位：事業所)

従業員数	調査対象地区			計
	名古屋駅周辺地区	栄周辺地区	金山駅周辺地区	
100 人未満	16 (6)	14 (5)	5 (1)	35 (12)
100 人以上 300 人未満	13 (7)	12 (10)	9 (5)	34 (22)
300 人以上	11 (3)	9 (6)	5 (5)	25 (14)
計	40 (16)	35 (21)	19 (11)	94 (48)

(注) () 内の数値は、大規模集客施設の事業所として調査した 46 事業所を除いた事業所数を示す。

② 大規模集客施設

(単位：施設)

施設の種類	調査対象地区			計
	名古屋駅周辺地区	栄周辺地区	金山駅周辺地区	
駅施設	5	2	3	10
駅ビル・地下街等	4	3	6	13
百貨店等	4	5	0	9
ホテル	5	1	0	6
ホール等	3	2	2	7
学校	7	3	4	14
病院	3	0	1	4
計	31	16	16	63

③ 一時滞在施設 (名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画 (名古屋駅周辺・伏見・栄地域都市再生緊急整備協議会安全確保計画部会決定) に基づく退避施設)

(単位：施設)

施設の区分	施設数
第 1 次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画 (平成 26 年 2 月決定) に基づく退避施設 (全 7 施設)	7
第 2 次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画 (平成 28 年 2 月決定) に基づき新たに追加された退避施設 (全 16 施設)	3
計	10

④ 徒歩帰宅支援ステーション

(単位：店舗)

コンビニエンスストア	郵便局	ガソリンスタンド	新聞販売店	その他	計
333	86	49	16	41	525

3 担当部局

中部管区行政評価局第一部第1評価監視官

中部管区行政評価局第二部第1評価監視官

4 実施時期

平成27年12月～28年4月

第2 調査結果

1 一斉帰宅抑制対策の実施状況

(1) 一斉帰宅抑制の基本原則の企業等への周知状況

調査結果	説明図表番号
<p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災の際、首都圏では、鉄道の多くが運行を停止し、道路においては大規模な渋滞が発生するなど、鉄道、バス、タクシー等の公共交通機関の運行に支障が生じた。その結果、首都圏で約515万人（内閣府推計）の帰宅困難者（注）が発生した。</p> <p>このような帰宅困難者は、路上や駅周辺に集中し、二次災害の発生や救命・救助活動、消火活動等の妨げになることが懸念されている。</p> <p>（注）帰宅困難者とは、地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）をいう。（「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」（平成27年3月内閣府（防災担当））</p>	表1-(1)-①
<p>このため、「防災基本計画」（平成27年7月中央防災会議決定）では、国及び地方公共団体は、企業等に対し、「従業員等を一定期間事業所等内に留めおくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど帰宅困難者対策を行う」こととしている。</p>	表1-(1)-②
<p>また、平成27年3月に内閣府（防災担当）が策定した「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」（以下「帰宅困難者対策ガイドライン」という。）では、大規模地震発生時においては、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を徹底することが不可欠であり、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進等の取組を進めていくこととしている。</p> <p>今回、愛知県及び名古屋市における一斉帰宅抑制の基本原則の企業等への周知状況を調査した結果は、次のとおりである。</p>	表1-(1)-③
<p>ア 愛知県の取組状況</p> <p>愛知県では、「愛知県地域防災計画－地震・津波災害対策編－」（平成27年6月修正 愛知県防災会議決定）において、愛知県（防災局）及び市町村は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すこととしている。</p> <p>また、東日本大震災の教訓や直近の地震被害予測調査の結果（愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月 愛知県防災会議地震部会））を踏まえ、「第3次あいち地震対策アクションプラン」（平成26年12月愛知県決定）においても、県（防災局災害対策課）は、「むやみに移動を開始しない」という行動指針を公表・周知することとしている。</p> <p>愛知県では、平成16年3月に、帰宅困難者を支援し早期帰宅を促進する対策</p>	表1-(1)-④ 表1-(1)-⑤ 表1-(1)-⑥ 表1-(1)-⑦

<p>を中心とした「愛知県帰宅困難者等支援対策実施要領」を策定したが、東日本大震災の際の首都圏の状況や南海トラフ巨大地震発生の際、愛知県内で最大 93 万人（平日 12 時に発災の場合）の帰宅困難者が生じることが予測されること等を踏まえ、上記の要領の見直しを行い、平成 27 年 3 月に、帰宅困難者による混乱の防止に重点を置いた「愛知県帰宅困難者対策実施要領」（以下「県実施要領」という。）を策定し、県のホームページで公表している。また、事業者向けの周知用チラシ「企業の皆様へ 帰宅困難者対策はなぜ必要なの？」を作成し、これを名古屋商工会議所、中部経済連合会等の事業者団体を通じて県内の企業等に配布し、「むやみに移動を開始しない」という行動指針等の周知を図っている。</p>	<p>図 1 - (1) - ⑧</p>
<p>イ 名古屋市の取組状況</p> <p>名古屋市では、「名古屋市地域防災計画－地震災害対策計画編－」（平成 27 年 6 月修正 名古屋市防災会議決定）において、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について平常時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すこととしている。</p>	<p>表 1 - (1) - ⑨</p>
<p>また、名古屋駅周辺地区について、名古屋駅周辺・伏見・栄地域都市再生緊急整備協議会の名古屋駅周辺地区安全確保計画部会（事務局：名古屋市）（注）において、滞在者等の安全確保対策を検討し、平成 26 年 2 月 13 日に第 1 次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（以下「第 1 次名駅周辺地区安全確保計画」という。）を策定した。その後、同計画をもとに、平成 28 年 2 月 12 日に、より実効性の高い計画として、第 2 次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（以下「第 2 次名駅周辺地区安全確保計画」という。）を策定し、滞在者・来訪者の安全の確保のために、一斉帰宅の抑制等の取組を進めることとしている。</p> <p>（注）都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 19 条の規程に基づき、平成 24 年度に「名古屋駅周辺・伏見・栄地域都市再生緊急整備協議会」（事務局：名古屋市）が設置され、同協議会の下部組織として、名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画部会が設置されている。</p>	<p>表 1 - (1) - ⑩ - a</p> <p>表 1 - (1) - ⑩ - b</p>
<p>また、「名古屋市震災対策実施計画」（平成 26 年 10 月 30 日名古屋市策定）において、帰宅困難者対策の充実・強化を図る観点から、「名古屋駅地区での検討を踏まえ、一斉帰宅を抑制するための方針を策定し、周知を図るとともに、他地域での対策についても推進する」こととしている。</p>	<p>表 1 - (1) - ⑪</p>
<p>また、市のホームページにおいて、「帰宅困難者支援サイト」を開設し、帰宅困難者対策に関する情報提供を行っているほか、平成 25 年度末に、帰宅困難者対策リーフレット「帰宅困難者って？」を約 1 万部作成し、名古屋駅地区街づくり協議会等を通じて、名古屋駅周辺にある企業等に約 6 千部を配布し、一斉帰宅の抑制等と呼びかけている。</p>	<p>図 1 - (1) - ⑫</p>
<p>なお、一斉帰宅抑制という考え方の認知度については、第 2 次名駅周辺地区安全確保計画の策定に向けた検討に際して、名古屋市が平成 27 年 8 月に、名古屋駅周辺地区内の事業者（180 者）に対して実施したアンケート調査（54 者から回答）によると、一斉帰宅抑制という考え方を認知している事業者は 83%（45/54</p>	<p>表 1 - (1) - ⑬</p>

<p>者) となっている。</p> <p>なお、東京都では、平成 24 年 3 月に、東京都帰宅困難者対策条例（平成 24 年東京都条例第 17 号）を制定し、大規模災害が発生し公共交通機関が当分の間復旧しない場合、むやみに移動しないよう都民や事業者に求めている。</p> <p>また、平成 27 年 7 月に、東京商工会議所が会員企業に対して行った「会員企業の防災対策に関するアンケート調査結果」（総発送数 1 万社、回収数 1,833 社（回収率 18.3%））によると、帰宅困難者対策条例の努力義務の内容まで含めた認知度は 66.4%で、前年調査の 62.0%から上昇している。</p>	<p>表 1 - (1) - ⑭</p> <p>表 1 - (1) - ⑮</p>
--	---

表 1 - (1) - ① 東日本大震災の被害状況等

<p>1 東日本大震災の被害状況</p> <p>(1) 人的被害 死者1万5,859人、行方不明者3,021人（平成24年5月30日警察庁発表）</p> <p>(2) 物的被害 住家の全壊は129,914棟、半壊は約258,591棟、一部破壊は711,376棟</p> <p>2 首都圏における帰宅困難者の状況</p> <p>(1) 帰宅困難者数 首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県及び茨城県南部）で約515万人発生（推計）</p> <p>(2) 3月11日の帰宅困難者の対応の実態と主な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震の発生に際して、家族の安否を確認した人が多い（回答者（5,372人）の約59%：3,167人）が、その確認手段として多くの人が「携帯電話」を用いており、その中でも「通話」の方が「メール」をやや上回った。家族との安否確認は、一斉帰宅を抑制する上で重要であるが、<u>電話は輻輳が想定されるため、災害用伝言板サービス、災害用伝言ダイヤル171などの安否確認手段の利用を促進することが課題</u> ○ 地震発生時に会社・学校にいた人（3,072人）のうち約83%（2,535人）が11日中に会社・学校を離れていた。そのうち、5割弱の人が、17時台までに会社・学校を離れており、業務・授業の終了後にあまり時間をおかずに会社・学校を離れた人が多いことが伺えることから、<u>帰宅困難者による混乱を防止するためには、会社等に留まってもらうよう一斉帰宅の抑制を促していくことが課題</u> ○ 「全ての従業員に対して職場に留まるように呼びかけた」企業が、回答した企業（593社）の約8%（46社）、「大部分の従業員に対して職場に留まるように呼びかけた」企業が約41%（242社）であったのに対して、「原則として帰宅するように呼びかけた」企業が約36%（216社）であったことから、<u>一斉帰宅を抑制するためには、企業の協力が不可欠</u> ○ 帰宅困難者等の一時滞在施設を開設した市区町村は、回答した市区町村（158市区町村）の約94%の149であった。一時滞在施設は、「地域住民の避難所として指定されていた公共施設や学校を利用して開設」（約73%：116市区町村）、「避難所ではない公共施設を利用して開設」（約48%：76市区町村）されたケースが多く、149市区町村が把握している3月11日に帰宅困難者等の一時滞在施設として開設された施設の総数は、1,245箇所であったことから、<u>首都直下地震を想定すると、地域の避難所以外に、帰宅困難者の一時滞在施設を確保することが課題</u> ○ 他の鉄道事業者との連携（情報共有等）は、回答した主要駅（59駅）の約81%（48駅）で実施され、地元警察署との連携（滞留者の誘導・警備の依頼等）は約92%（54駅）で実施された。また、市区町村との連携（滞留者の待機施設の確保依頼、情報共有等）がなされた駅は半数（30駅）程度であったことなどから、<u>関係機関との連携、特に市区町村との連携関係の構築が課題</u>
--

(注) 1 平成24年版防災白書及び「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告」（平成24年9月10日首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）を基に当局が作成した。

2 下線は当局が付した。

表 1 - (1) - ② 防災基本計画（平成 27 年 7 月中央防災会議決定）（抜粋）

<p>第 2 編 各防災に共通する対策編</p> <p>第 1 章 災害予防</p> <p>(6) 帰宅困難者対策</p> <p>○ 首都圏を始めとする大都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合（火山災害において降灰の影響を受けている場合を含む。）、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、<u>「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</u></p> <p>○ 国〔国土交通省〕、地方公共団体、関係事業者等は、都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。</p>

(注) 下線は当局が付した。

表 1 - (1) - ③ 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（平成 27 年 3 月内閣府（防災担当））（抜粋）

<p>第 2 章 一斉帰宅の抑制</p> <p>1. 一斉帰宅抑制の基本原則</p> <p>大規模地震発生時には、救命・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要がある。</p> <p>公共交通機関が運行を停止している中で、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念される。</p> <p>このような帰宅困難者の一斉帰宅に伴う混乱を回避することと併せ、帰宅困難者自身の安全を確保することも重要である。例えば、企業等においては従業員等の安全の確保を図るため、従業員等を施設内に待機させることが重要となる。</p> <p>このため、<u>大規模地震発生時においては、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を徹底することが不可欠である。具体的には、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進、一時滞在施設の確保、家族等との安否確認手段の確保等の取組を進めていく必要がある。</u></p>

(注) 下線は当局が付した。

表 1 - (1) - ④ 愛知県地域防災計画－地震・津波災害対策編－（平成 27 年 6 月修正 愛知県防災会議決定）（抜粋）

第 2 編
 第 8 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
 第 3 節 帰宅困難者対策
 1 県(防災局)及び市町村における措置
 県及び市町村は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報
「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進
企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保
 県及び市町村は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

(注) 下線は当局が付した。

表 1 - (1) - ⑤ 愛知県内市町村における帰宅困難者数（平日 12 時発災）（単位：人）

市町村名	職場や学校など	私用の目的	合計
名古屋市	約 286,000 ～ 約 331,000	約 145,000 ～ 約 151,000	約 431,000 ～ 約 483,000
豊田市	約 37,000 ～ 約 40,000	約 11,000 ～ 約 13,000	約 48,000 ～ 約 53,000
岡崎市	約 23,000 ～ 約 25,000	約 9,600 ～ 約 10,000	約 33,000 ～ 約 35,000
豊橋市	約 20,000 ～ 約 23,000	約 7,400 ～ 約 8,300	約 27,000 ～ 約 31,000
刈谷市	約 18,000 ～ 約 20,000	約 4,100 ～ 約 4,600	約 22,000 ～ 約 25,000
その他市町村	約 220,000 ～ 約 223,000	約 77,000 ～ 約 81,000	約 297,000 ～ 約 303,000
県全体	約 604,000 ～ 約 662,000	約 254,000 ～ 約 268,000	約 858,000 ～ 約 930,000

(注) 「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成 26 年 5 月 愛知県防災会議地震部会）による。

表 1 - (1) - ⑥ 「第 3 次あいち地震対策アクションプラン」（平成 26 年 12 月愛知県決定）（抜粋）

対策の柱 2 生活を守る
 対策ターゲット 2-8 帰宅困難者を支援する
 外出先や勤務先での被災により、駅周辺等において大量の帰宅困難者が発生することに対応するため、帰宅困難者を支援する取組等を推進します。

<アクション項目>

1. 帰宅困難者等支援対策の推進（防災局災害対策課）
「むやみに移動を開始しない」行動指針を周知・広報します。
「徒歩帰宅支援ステーション」の拡充に取り組みます。

2. 帰宅困難者への対応の充実（防災局防災危機管理課、関係部局、庁舎管理担当課）
 庁舎での帰宅困難者に対する対応のルールを整備します。
 ●帰宅困難者対策のルールの整備（全庁舎）

(注) 下線は当局が付した。

表 1 - (1) - ⑦ 愛知県帰宅困難者対策実施要領（平成 27 年 3 月改定）（抜粋）

【目 次】	
第 1	帰宅困難者対策実施要領の基本的な考え方
第 2	実施要領の見直しについて
1	主な見直し点
2	「むやみに移動（帰宅）を開始しない」ことを基本原則とする理由
3	実施要領見直しまでの経緯
第 3	<u>大規模地震に遭遇したら「むやみに移動（帰宅）を開始しない」</u>
1	<u>対策のポイント</u>
(1)	<u>「むやみに移動（帰宅）を開始しない」ことを基本原則とする</u>
(2)	<u>外出先で一時的に滞留することとなった人のための一時滞在施設を確保する</u>
(3)	<u>被害状況や経路の安全情報等、帰宅困難者等が帰宅開始時期を判断するために必要な災害情報の提供に努める</u>
(4)	<u>地震発生直後の混乱が収束し、情報収集により経路の安全を確認した後に帰宅を開始するよう呼びかけるとともに、徒歩帰宅者への支援対策を推進する</u>
2	対策の留意点
(1)	要配慮者等の視点からの対策
(2)	東海 4 県 3 市や国と連携した広域的な視点からの対策
(3)	エリア防災の視点からの対策
第 4	事前の備え
1	個人（自助の取り組み）
2	各事業者（自助の取り組み）
3	学校等（自助の取り組み）
4	施設管理者等（自助、共助の取り組み）
5	地域（共助の取り組み）
6	行政（公助の取り組み）
第 5	発災時の対応
1	帰宅経路の安全確認と帰宅開始の判断
	<徒歩による帰宅者の場合>
	<自家用車による帰宅者の場合>
2	一時滞在施設の開設
3	徒歩帰宅支援ステーションの活用
第 6	地域特性に応じた帰宅
1	ターミナル駅等周辺地区
2	自家用自動車の利用が多い地域
3	津波に関する危険について
4	帰宅経路の選択について
	(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図 1 - (1) - ⑧ 愛知県の帰宅困難者対策周知用チラシ（抜粋）

企業の皆様へ

～東日本大震災の教訓～
首都圏では公共交通機関が麻痺したことにより、多くの帰宅困難者が発生し大混乱となりました。こうした状況は決して他人事ではありません。災害発生時にこのような大混乱を起こさないためには、企業の皆様のご協力が必要です。

帰宅困難者対策はなぜ必要なの？

大地震などの災害が発生すると、公共交通機関は安全確認のため運行を停止

早く帰りたいので、多くの人が一斉に帰宅行動。しかし、鉄道等の運行が再開されないと、駅には帰宅できない人がどんどん増加。

☆駅周辺は人や車で大混乱 ☆携帯電話がつかない
☆タクシー乗り場も長蛇の列 ☆階段などでは集団転倒のおそれ
☆歩道でも、余震による建物倒壊や看板などの落下による死傷のおそれ
☆帰宅を急ぐ車の渋滞が、救急車や消防車の運行の妨げに

このような大群衆の発生は、パニックを引き起こす可能性があり、二次災害の危険を増大させます。

それではどうしたらいいの？

「むやみに移動を開始しない」ことが基本！

企業における対策は？

●従業員等を一斉に帰宅させることは控えましょう。

- ・翌日帰宅や一定期間の滞在
- ・公共交通機関の運行状況や被害状況等の情報収集
- ・従業員等が事業所内に安全に待機できる環境整備
 - ◎社屋の耐震化、書棚等の転倒防止、ガラスの飛散防止
 - ◎食料や飲料水の備蓄など

※企業においては、BCP（事業継続計画）を策定し、従業員等の待機及び帰宅方針を定めておきましょう。

（注）愛知県の資料による。

表 1 - (1) - ⑨ 名古屋市地域防災計画—地震災害対策計画編—（平成 27 年 6 月修正 名古屋市防災会議決定）（抜粋）

第 1 章 災害応急対策計画

第 4 節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

第 5 節 帰宅困難者対策

災害発生時や警戒宣言時、公共交通機関の運行停止等により、多数の通勤者、通学者、旅行者等の帰宅又は強化地域外への移動（以下「帰宅等」という。）が困難になると予測される。その対策については以下のとおりとする。

1 事前対策

(3) 市は「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(4) 国、地方公共団体、関係事業所等は、都市再生緊急整備地域において、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画の作成に努め、官民連携による当該地域の安全確保策を進めるものとする。

(5) 徒歩による帰宅経路となる幹線道路の指定及び当該道路沿いの帰宅支援の実施に効果的と認める施設等（以下「協力施設」という。）への協力要請等について、関係機関との協議に努める。

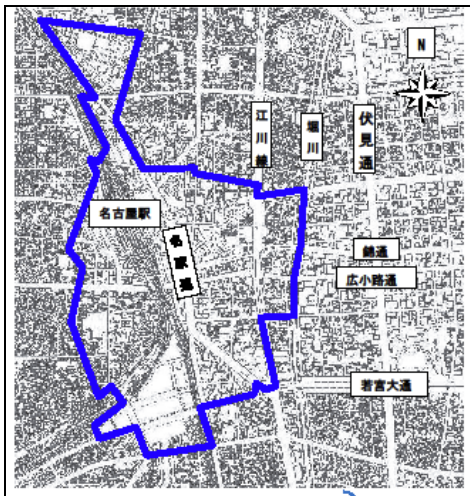
(6) (5)による道路の指定又は協議事項の実効性を高めるため、帰宅を支援するための地図などの広報媒体を通じた広報を実施する。

（注）下線は当局が付した。

表 1 - (1) - ⑩ - a 第 1 次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（平成 26 年 2 月 13 日名古屋駅
周辺地区安全確保計画部会決定）概要

§ 1 滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

■ 計画の対象範囲（都市再生緊急整備地域 名古屋駅周辺地区 約 192h a）



- ・ 想定する地震：南海トラフ巨大地震
- ・ 帰宅困難者推計数：7.7 万人（うち帰宅困難来訪者 3.4 万人）

※平成 24 年度名古屋市調査にて算出

■ 計画の目標

1. 発災直後の混乱回避
2. 発災後の都市機能の維持と事業継続性の確保
3. 平常時における防災意識の共有化と向上

■ 目標の実現に向けての取組み（イメージ）



※建築物所有者や行政の取組み（イメージ）は本書をご参照ください

§ 2 滞在者・来訪者の安全の確保のために実施する事業等

■ 誘導の方向性

- ① 発災直後は、安全確認がとれた建物は屋内待機、その他は一時退避場所または、広域避難場所へ誘導。
- ② 発災から 6 時間までの間は、徒歩帰宅可能者は道路が混雑しないように順番に徒歩帰宅を支援し、帰宅困難来訪者を建物点検完了後に退避施設へ受入。
- ③ 発災後 6 時間から 24 時間までの間、退避施設で待機。その後は、他地区の受入施設へ徒歩移動を開始。

■ 安全確保施設の整備・管理に係る事業

一時退避場所：14 施設（約 44,000 m²）

退避施設：7施設（約9,000 m²）

+

【整備予定】

一時退避場所：8施設

退避施設：7施設

情報伝達施設：1施設

※一時退避場所とは、大規模災害発生時に、施設の安全性が確認され当該施設に戻るまでの間、一時的に退避するための場所

※退避施設とは、帰宅困難来訪者を24時間を限度として受け入れるための施設（退避施設は、情報共有体制構築・マニュアル作成後、供用開始

(注) 「第1次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画の概要」による。

表1-(1)-⑩-b 第2次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（平成28年2月12日名古屋駅周辺地区安全確保計画部会決定）概要

§1 滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

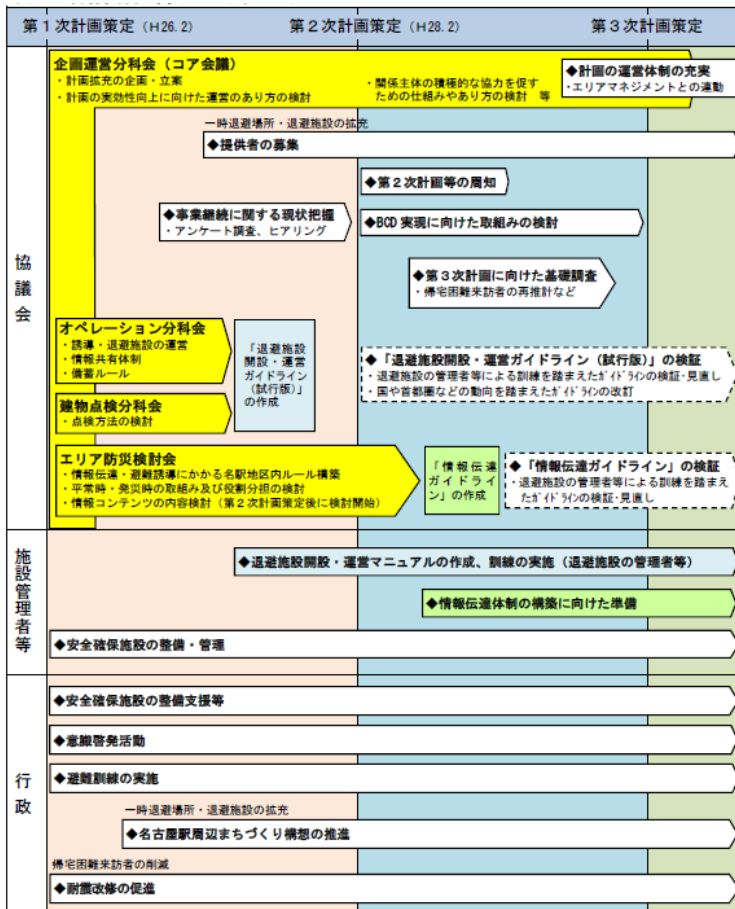
■対象範囲及び推計結果

滞在者・来訪者数約18.8万人、帰宅困難者数約7.7万人、帰宅困難来訪者数約3.4万人

■計画が目指す目標

1. 発災直後の混乱回避と発災後概ね24時間後までの滞在者等の安全確保と帰宅支援
2. 発災後の都市機能の維持と事業継続性の確保
3. 平常時における防災意識の共有化と向上

■目標実現に向けての取組み



§ 2 滞在者・来訪者の安全の確保のために実施する事業等

■ 具体的な取組み

区 分	発災時	平常時
一斉帰宅の抑制	○	○
情報伝達	○	○
一時退避場所・退避施設の確保	○	○
帰宅支援	○	○
啓発・訓練	×	○

■ 都市再生安全確保施設

- ・一時退避場所：4.2万人（14施設）⇒ 4.3万人（16施設）
- ・退避施設：0.4万人（7施設）⇒ 1.6万人（23施設）

+

【整備予定 一時退避場所 6施設、退避施設 5施設、情報伝達施設 1施設】

(注) 1 「第2次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」による。

2 下線は、当局が伏した。

3 帰宅困難来訪者とは、帰宅困難者のうち、滞在者で勤務先・通学先の建築物が倒壊のおそれがある等滞在场所を確保できなかった者及び来訪者をいう。（第2次名駅周辺地区安全確保計画）

表 1 - (1) - ⑪ 名古屋市震災対策実施計画（平成 26 年 10 月 30 日名古屋市策定）（抜粋）

4 具体的な取組み

(1) 方針 1 災害対応力の向上

施策項目 1.4.3 帰宅困難者対策の充実・強化

【施策の方向性】

地震発生に伴う交通手段の途絶により引き起こされる帰宅困難者の発生を抑制するため、帰宅困難者対策の方針を策定し、官民連携して対策を推進します。

【主な事業】

事業名	帰宅困難者対策の推進					所 管 局	消防局
	事業概要	名古屋駅地区での検討を踏まえ、一斉帰宅を抑制するための方針を策定し、周知を図るとともに、他地域での対策についても推進します。					
事業計画	H26	H27	H28	H29	H30		
	方針の検討	方針の策定		方針の周知			
	対策の検討・推進						

図 1 - (1) - ⑫ 帰宅困難者対策リーフレット（抜粋）

1 帰宅困難者にならないためには？
 大規模な災害が発生したら、周りに何かしてもらおうのではなく、日頃から帰宅困難者にならないために、備えておくことが大切です。
 また、帰宅する手段がないから、すべての人が支援の必要も帰宅困難者というわけではありません。ホテル等が空席している場合は、自己対応することも必要です。
 大規模災害時には、すべての人が被災者のため、何をしてもらうかではなく、何ができるかを考え、帰宅困難者＝被災者で終わらず、＝救助者（協力者）に成り得ることを忘れないことが重要です。

2 企業等でできることは？
 一斉帰宅による混乱を防止するために「むやみに移動を開始しない」ことが重要であり、従業員や通学者を会社等に留めおくように努めることが必要となります。
 また、混乱状況等の確認ができ、帰宅が可能であれば、段階的に帰宅（帰業）に入ることが混乱防止のため必要となります。

3 発災前に備えるポイント（自助）

- ★ 携帯ラジオをポケットに
- ★ 作っておく帰宅地図
- ★ ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
- ★ 机の中にチョコやキャラメル（機内食料）
- ★ 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
- ★ 安否確認、災害用伝言ダイヤル等や遠くの親戚
- ★ 歩いて帰る訓練を
- ★ 季節に応じた冷暖対策（携帯カイロやタオルなど）

自助（自分で守る・備える）をしっかりすれば、共助（助け合う）もできるはず。

4 発災時（後）のポイント

- ★ グラツときたら、あわてず頭を守る
- ★ 無理に帰らず避難で待機
- ★ 落ち着いたらデマや噂に要注意
- ★ あわてず騒がず、状況確認
- ★ 声を掛け合い、助け合おう
- ★ 街の中、上下左右も気を付けて
- ★ 支援ステーションもらう情報伝える現状

名古屋市

（注）名古屋市の公表資料による。

表 1 - (1) - ⑬ 名古屋駅周辺地区内の事業者（180 者）に対するアンケート調査結果（抜粋）

○一斉帰宅抑制の認知度

一斉帰宅抑制という考え方について「知っている」と答えた事業者は、全体の 8 割強（45 者）であり、安全確保計画よりは認知度が高くなっています。

【従業員等への一斉帰宅抑制に向けた取組み】

従業員等に対する一斉帰宅抑制の取組みについて、平常時から周知・訓練等を行っている事業者が約 6 割（33 者）、災害時において、情報収集・提供や必要な備蓄物資の提供等を実施する予定の事業者が約 6 割弱（30 者）となっています。

（注）「第 2 次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」による。

表 1 - (1) - ⑭ 東京都帰宅困難者対策条例（平成 24 年東京都条例第 17 号）（抜粋）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困

難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

(知事の責務)

第2条 (略)

(都民の責務)

第3条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業員の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業員へ周知するよう努めなければならない。

3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力を努めなければならない。

4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第10条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業員へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

(帰宅困難者対策実施状況の報告)

第5条 (略)

(事業者等に対する支援)

第6条 (略)

第2章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

(従業員の一斉帰宅抑制)

第7条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業員に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業員が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する従業員の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業員の3日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(公共交通事業者等による利用者の保護)

第8条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内に

において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 前2項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前2項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(学校等における生徒等の安全確保)

第9条 (略)

第3章 安否確認及び情報提供

(安否確認及び情報提供のための体制整備)

第10条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報（以下「災害関連情報等」という。）の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

(安否確認手段の周知等)

第11条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第4章 一時滞在施設の確保

(一時滞在施設の確保等)

第12条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下この条において「一時滞在施設」という。）を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第5章 帰宅支援

(帰宅支援)

第13条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第6章 雑則 (略)

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

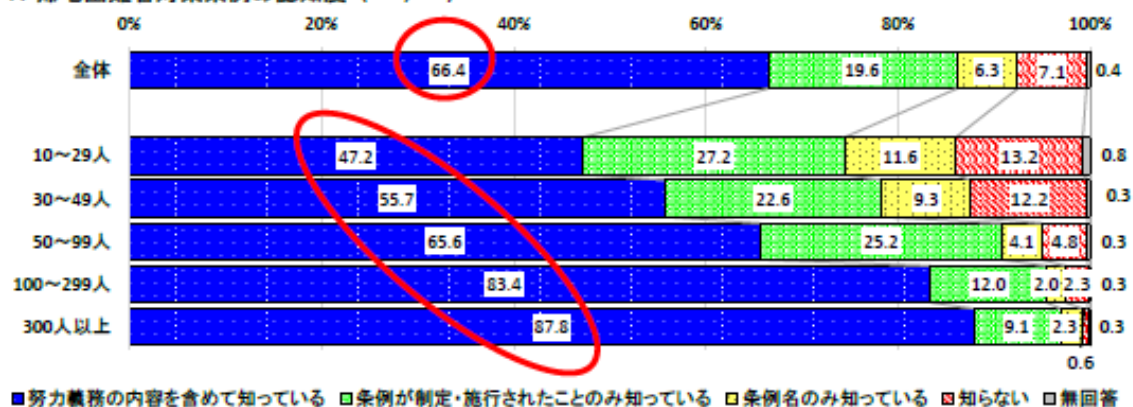
(注) 下線は当局が付した。

表1-(1)-⑮ 東京商工会議所会員企業の防災対策に関するアンケート調査結果(平成27年8月24日公表)(抜粋)

1. 東京都帰宅困難者対策条例の認知度

<設問>問1. 東京都は帰宅困難者対策条例(2012年3月制定、2013年4月施行)により事業者に対し、災害時における従業員の一斉帰宅の抑制や従業員との連絡手段の確保、全従業員分の3日分の水や食料等の備蓄を努力義務としていますが、条例をご存じですか。

1. 帰宅困難者対策条例の認知度 (n=1,833)



東京都帰宅困難者対策条例の努力義務まで含めた認知度は66.4%。2013年4月に施行された「帰宅困難者対策条例」の認知度は66.4%で、前年調査の62.0%から上昇した。会員向けに行った条例説明会(昨年度参加者累計1,700名)が奏功したと推察される。但し、認知度は従業員規模が小さくなるほど低下しており、さらなる周知促進が求められる。

(注) 東京商工会議所の公表資料による。

(2) 事業所における取組状況

調査結果	説明図表番号
<p>帰宅困難者対策ガイドラインでは、帰宅困難者の一斉帰宅に伴う混乱を回避するため、大規模地震発生時においては、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を徹底することが不可欠であるとし、事業所は、「従業員等の施設内待機の計画策定と従業員への周知」、「施設内待機のための備蓄（備蓄品の保管場所の分散や従業員等への配布の検討、3日分以上の備蓄の検討）」、「平時からの施設の安全確保（家具類の転倒防止、ガラス飛散防止、安全点検のためのチェックシートの作成）」、「従業員等への安否確認手段、従業員等と家族等との安否確認手段の確保」、「帰宅時間が集中しないような帰宅ルールの設定」等の取組を進めていくこととされている。</p>	表1-(2)-①
<p>また、愛知県では、県実施要領において、事業所は、「事業所の耐震化の推進」、「オフィス内の什器（家具等）の転倒防止等の地震対策の推進」、「従業員（正規・非正規とも）用の水・食料等の備蓄の推進」、「従業員の安否や出勤可否の確認方法についての検討」、「事業所内での一時待機、時差帰宅に関する計画の作成」に取り組むこととされている。</p>	表1-(2)-②
<p>今回、名古屋駅を中心としておおむね半径1.5km圏内（以下「名駅周辺地区」という。）に所在する40事業所、名古屋市営地下鉄栄駅を中心としておおむね半径1.5km圏内（以下「栄周辺地区」という。）に所在する35事業所、金山総合駅を中心としておおむね半径2km圏内（以下「金山駅周辺地区」という。）に所在する19事業所の計94事業所について、帰宅困難者対策ガイドライン及び県実施要領において事業所が取り組むこととされている一斉帰宅の抑制に向けた取組状況を調査した結果は、次のとおりである。</p>	
<p>ア 事業所における一斉帰宅の抑制に向けた取組状況</p>	
<p>（ア）施設内待機の計画の策定状況</p>	
<p>帰宅困難者対策ガイドラインでは、事業所は、施設内待機への対応として、「従業員等の施設内待機の計画策定と従業員等への周知」を行うこととされている。</p>	表1-(2)-①
<p>また、県実施要領では、事業所は、「従業員の安全確保のため、事業所内で一時待機の必要性を共通理解とし、時差帰宅の手順や経路、連絡手段等についての計画を作成するよう努める」こと、また、その計画については、「事業者が定める事業継続計画（以下「BCP」という。）との整合性を図る」こととされている。</p>	表1-(2)-②
<p>① 94事業所のうち、BCP又はBCPの内容を盛り込んだ防災計画（以下「BCP等」という。）を策定済みの事業所は77.7%（73/94事業所）、未策定の事業所は22.3%（21/94事業所）となっている。</p>	表1-(2)-③
<p>BCP等を未策定の21事業所のうち、76.2%（16/21事業所）が「策定を検討中」、23.8%（5/21事業所）が「策定を検討していない」としている。策定を検討していない5事業所は、全て従業員100人未満の事業所となっている。</p>	

<p>② B C P等を策定済みの73事業所について、「大規模地震発生時に一定期間事業所内で待機する旨の規定」(以下「事業所内待機規定」という。)の設定状況をみると、定めている事業所は61.6%(45/73事業所)、定めていない事業所は38.4%(28/73事業所)となっている。</p> <p>事業所内待機規定を定めていない事業所からは、「東京都の帰宅困難者対策条例のように、明確な根拠がなければ従業員に一時待機を強制することは困難である」との意見があった。</p>	表1-(2)-③
<p>なお、第2次名駅周辺地区安全確保計画の策定の検討に際して、名古屋市が平成27年8月に、名古屋駅周辺地区内の事業者(180者)に対して実施したアンケート調査(54者から回答)によると、B C Pを策定している事業者は74.0%(40/54者)となっている。</p>	表1-(2)-④
<p>(イ) 施設内待機のための物資の備蓄状況</p>	
<p>帰宅困難者対策ガイドラインでは、事業所は、「施設内待機のための備蓄(備蓄品の保管場所の分散や従業員等への配布の検討、3日分以上の備蓄の検討)」を行うこと、「外部の帰宅困難者のために例えば10%程度の量を余分に備蓄する」こととされている。また、県実施要領では、事業所は、「帰宅を開始するまでの間の一次待機中や帰宅途上に必要となる水や食料等、1~3日間を目安に備蓄を行う」こととし、水については1人当たり1日3リットル(計9リットル)、食料については1人当たり1日3食(計9食)、毛布については1人当たり1枚とするとの例を示している。さらに、「被害の状況によっては、3日以上待機が必要となる場合も考えられるため、震災の影響の長期化に備え、3日分以上の備蓄についても検討することが望ましい」としている。</p>	表1-(2)-① 表1-(2)-⑤ 表1-(2)-⑥
<p>① 94事業所のうち、従業員の施設内待機のために、i)飲料水を備蓄している事業所は83.0%(78/94事業所)、ii)食料品を備蓄している事業所は76.6%(72/94事業所)、iii)毛布・ブランケットを備蓄している事業所は54.3%(51/94事業所)となっている。</p> <p>飲料水を備蓄している78事業所のうち61.5%(48/78事業所)が3日分以上を備蓄し、食料品を備蓄している72事業所のうち62.5%(45/72事業所)が3日分以上を備蓄している。</p>	表1-(2)-⑦-a~c
<p>一方、飲料水、食料品、毛布・ブランケットのいずれも備蓄していない事業所は、16.0%(15/94事業所)となっている。</p>	表1-(2)-⑦-d
<p>② 従業員の施設内待機のための物資を備蓄していない事業所では、その理由について、「備蓄を検討中」(7事業所)、「事業所内の商品の在庫等を利用」(4事業所)、「保管スペースがない」(3事業所)、「購入・更新費用の負担が大きい」(1事業所)としている。</p>	表1-(2)-⑦-e
<p>③ B C P等を策定している事業所とこれを策定していない事業所で、物資の備蓄状況を比較すると、例えば飲料水については、B C P等を策定している事業所では86.3%(63/73事業所)が備蓄しているのに対し、策定していない事業所では71.4%(15/21事業所)にとどまるなど、B C P等を策定していない事業所において備蓄が進んでいない。</p>	表1-(2)-⑦-f
<p>④ 事業所内待機規定を定めている事業所とこれを定めていない事業所で、物</p>	表1-(2)-⑦-

<p>資の備蓄状況を比較すると、例えば飲料水については、事業所内待機規定を定めている事業所では 97.8% (44/45 事業所) が備蓄しているのに対し、定めていない事業所では 67.9% (19/28 事業所) にとどまるなど、事業所内待機規定を定めていない事業所において備蓄が進んでいない。</p>	f
<p>なお、名古屋駅周辺地区内の事業者に対する名古屋市のアンケート調査によると、従業員等に対し、災害時において情報収集・提供や必要な備蓄物資の提供等を行うこととしている事業者は 55.6% (30/54 者) となっている。</p>	表 1-(1)-⑬
<p>(ウ) 外部の帰宅困難者のための物資の備蓄状況</p>	
<p>① 48 事業所 (94 事業所から大規模集客施設の事業所として調査した 46 事業所を除く。) のうち、従業員用とは別に外部の帰宅困難者のために飲料水を備蓄している事業所は 18.8% (9/48 事業所)、食料品を備蓄している事業所は 18.8% (9/48 事業所)、毛布・ブランケットを備蓄している事業所は 14.6% (7/48 事業所) となっている。</p>	表 1-(2)-⑦-g ~ i
<p>一方、外部の帰宅困難者のために飲料水、食料品、毛布・ブランケットのいずれも備蓄していない事業所は 81.3% (39/48 事業所) となっている。</p>	表 1-(2)-⑦-j
<p>上記(イ)の従業員の施設内待機のための物資の備蓄状況と比較すると、外部の帰宅困難者のための物資の備蓄は全ての品目で進んでいない。</p>	
<p>② 外部の帰宅困難者のために物資を備蓄していない事業所では、その理由(複数回答あり)について、「保管スペースがない」(21 事業所)、「購入・更新費用の負担が大きい」(14 事業所)、「従業員分を流用する」(5 事業所)、「必要性を感じない」(3 事業所)としている。</p>	表 1-(2)-⑦-k
<p>(エ) 施設の安全確保措置の状況</p>	
<p>帰宅困難者対策ガイドラインでは、事業所は、「平時からの施設の安全確保(家具類の転倒防止、ガラス飛散防止、安全点検のためのチェックシートの作成)」を行うこととされている。</p>	表 1-(2)-①
<p>また、県実施要領では、事業所は、「事業所の耐震化の推進」、「オフィス内の什器(家具等)の転倒防止等の地震対策の実施」を行うこととされている。</p>	表 1-(2)-②
<p>① 94 事業所のうち、建物を耐震化している事業所は 88.3% (83/94 事業所)、家具類の転倒防止措置を講じている事業所は 85.1% (80/94 事業所)、ガラスの飛散防止措置を講じている事業所は 67.0% (63/94 事業所) となっている。</p>	表 1-(2)-⑧-a - i、ii
<p>② それぞれの措置を講じていない理由について、建物を耐震化していない事業所では、「費用の確保が難しい」、「ビルの管理会社が対応する」、家具類の転倒防止措置を講じていない事業所では、「費用の確保が難しい」、「新社屋を建設中」、ガラスの飛散防止措置を講じていない事業所では、「ビルの管理会社が対応する」、「今後整備予定」としている。</p>	
<p>③ 建物内の安全点検のためのチェックシートを作成している事業所は 46.8% (44/94 事業所) となっている。</p>	表 1-(2)-⑧-b
<p>(オ) 従業員等の安否確認手段の確保状況</p>	
<p>帰宅困難者対策ガイドラインでは、事業所は、「従業員等への安否確認手段、従業員等と家族との安否確認手段の確保」を行うこととされている。</p>	表 1-(2)-① 表 1-(2)-②
<p>また、県実施要領では、事業所は、「従業員の安否や出勤可否の確認方法についての検討」</p>	表 1-(2)-⑨

<p>を行うこととされている。</p>	
<p>① 94 事業所のうち、従業員の安否確認手順を定めている事業所は 89.4% (84/94 事業所)、定めていない事業所は 10.6% (10/94 事業所) となっている。</p>	表 1 - (2) - ⑩ - a
<p>安否確認手順を定めている 84 事業所について、安否確認の方法（複数回答あり）をみると、「電子メール」が 67.9% (57/84 事業所) で最も多く、次いで「通話」が 53.6% (45/84 事業所)、「災害用伝言ダイヤル」が 36.9% (31/84 事業所) の順となっている。</p>	表 1 - (2) - ⑩ - b
<p>② 94 事業所のうち、従業員と家族との間の安否確認手順を定めている事業所は 58.5% (55/94 事業所)、定めていない事業所は 41.5% (39/94 事業所) となっており、上記①の従業員の安否確認と比較して、従業員と家族との間の安否確認手順を定めている事業所は少ない。</p>	表 1 - (2) - ⑩ - c
<p>従業員と家族との間の安否確認手順を定めている 55 事業所について、安否確認の方法（複数回答あり）をみると、「災害用伝言サービス、電子メール、SNS 等」が 69.1% (38/55 事業所)、「通話」が 30.9% (17/55 事業所)、「具体的な安否確認の方法を定めていない」が 14.5% (8/55 事業所)、「安否確認の方法を特に周知していない」が 10.9% (6/55 事業所) となっている。</p>	表 1 - (2) - ⑩ - d
<p>(カ) 従業員等の帰宅ルールの設定状況</p>	
<p>帰宅困難者対策ガイドラインでは、事業所は、「帰宅時間が集中しないような帰宅ルールを設定」を行うこととされている。また、県実施要領では、事業所は、「時差帰宅の手順や経路、連絡手段等についての計画を作成すること」とされている。</p>	表 1 - (2) - ① 表 1 - (2) - ② 表 1 - (2) - ⑪
<p>94 事業所のうち、帰宅ルールを定めている事業所は 44.7% (42/94 事業所)、定めていない事業所は 55.3% (52/94 事業所) となっている。</p>	表 1 - (2) - ⑫
<p>(キ) 従業員等に対する情報提供体制の整備状況</p>	
<p>帰宅困難者対策ガイドラインでは、事業所は、「従業員等に対し、安否情報や地震情報・被害情報を提供できる体制を整備することが望ましい」とし、平時からの取組として、「情報提供担当者の指定や各々の情報の入手先及び入手方法の確認、発災時の情報提供の実施マニュアルの整備等を行う」こととされている。</p>	表 1 - (2) - ⑨
<p>94 事業所のうち、従業員等に対する情報提供ルールを定めている事業所は 65.9% (62/94 事業所)、定めていない事業所は 33.0% (31/94 事業所) となっている。</p>	表 1 - (2) - ⑬
<p>(ク) 帰宅困難者対策訓練の実施状況</p>	
<p>帰宅困難者対策ガイドラインでは、事業所は、「年 1 回以上の訓練等による定期的な手順の確認」を行うこととされている。また、県実施要領では、事業所は、「目的、実施場所、参加者等に応じて避難誘導訓練、災害情報の提供訓練、徒歩帰宅訓練等（以下「帰宅困難者対策訓練」という。）を企画し、実施すること、訓練を通じて、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の周知・徹底を図ることとされている。</p>	表 1 - (2) - ① 表 1 - (2) - ⑭
<p>94 事業所のうち、地震防災訓練を実施している事業所は 83.0% (78/94 事業</p>	表 1 - (2) - ⑮

所)であり、このうち帰宅困難者対策訓練を実施している事業所は 15.4% (12/78 事業所) となっている。

イ 従業員規模別の一斉帰宅の抑制に向けた取組状況

94 事業所における一斉帰宅の抑制に向けた取組状況を従業員規模別にみると、「BCP等の策定」、「従業員の施設内待機のための物資の備蓄」、「施設の安全確保措置」、「従業員等の安否確認手段の設定」、「帰宅ルールの設定」、「情報提供ルールの設定」、「帰宅困難者対策訓練」のいずれについても、従業員規模が小さい事業所で取組が進んでいない。

① BCP等については、策定している事業所は、従業員 300 人以上の事業所で 100% (25/25 事業所)、従業員 100 人以上 300 人未満の事業所で 82.4% (28/34 事業所)、従業員 100 人未満の事業所で 57.1% (20/35 事業所) となっている。

② 従業員の施設内待機のための物資の備蓄については、

i) 飲料水を備蓄している事業所は、従業員 300 人以上の事業所で 100.0% (25/25 事業所)、従業員 100 人以上 300 人未満の事業所で 91.2% (31/34 事業所)、従業員 100 人未満の事業所で 62.9% (22/35 事業所)、

ii) 食料品を備蓄している事業所は、従業員 300 人以上の事業所で 96.0% (24/25 事業所)、従業員 100 人以上 300 人未満の事業所で 82.4% (28/34 事業所)、従業員 100 人未満の事業所で 57.1% (20/35 事業所)、

iii) 毛布・ブランケットを備蓄している事業所は、従業員 300 人以上の事業所で 84.0% (21/25 事業所)、従業員 100 人以上 300 人未満の事業所で 55.9% (19/34 事業所)、従業員 100 人未満の事業所で 31.4% (11/35 事業所) となっている。

③ 施設の安全確保措置については、

i) 建物を耐震化している事業所は、従業員 300 人以上の事業所で 96.0% (24/25 事業所)、従業員 100 人以上 300 人未満の事業所で 91.2% (31/34 事業所)、従業員 100 人未満の事業所で 80.0% (28/35 事業所)、

ii) 家具類の転倒防止措置を講じている事業所は、従業員 300 人以上の事業所で 96.0% (24/25 事業所)、従業員 100 人以上 300 人未満の事業所で 85.3% (29/34 事業所)、従業員 100 人未満の事業所で 77.1% (27/35 事業所)、

iii) ガラスの飛散防止措置を講じている事業所は、従業員 300 人以上の事業所で 76.0% (19/25 事業所)、従業員 100 人以上 300 人未満の事業所で 58.8% (20/34 事業所)、従業員 100 人未満の事業所で 68.6% (24/35 事業所) となっている。

④ 従業員等の安否確認手段については、

i) 従業員の安否確認手順を定めている事業所は、従業員 300 人以上の事業所で 96.0% (24/25 事業所)、従業員 100 人以上 300 人未満の事業所で 91.2% (31/34 事業所)、従業員 100 人未満の事業所で 82.9% (29/35 事業所)、

ii) 従業員と家族との間の安否確認手順を定めている事業所は、従業員 300 人以上の事業所で 84.0% (21/25 事業所)、従業員 100 人以上 300 人未満の

表 1 - (2) - ⑩

事業所で61.8%(21/34事業所)、従業員100人未満の事業所で37.1%(13/35事業所)

となっている。

⑤ 帰宅ルールについては、定めている事業所は、従業員300人以上の事業所で56.0%(14/25事業所)、従業員100人以上300人未満の事業所で55.9%(19/34事業所)、従業員100人未満の事業所で25.7%(9/35事業所)となっている。

⑥ 情報提供ルールについては、定めている事業所は、従業員300人以上の事業所で80.0%(20/25事業所)、従業員100人以上300人未満の事業所で61.8%(21/34事業所)、従業員100人未満の事業所で60%(21/35事業所)となっている。

⑦ 帰宅困難者対策訓練については、実施している事業所は、従業員300人以上の事業所で20.0%(5/25事業所)、従業員100人以上300人未満の事業所で20.6%(7/34事業所)、100人未満の事業所では0%(0/35事業所)となっている。

ウ 地区別の一斉帰宅の抑制に向けた取組状況

94事業所における一斉帰宅の抑制に向けた取組状況を調査対象地区別にみると、金山駅周辺地区は、名駅周辺地区及び栄周辺地区より総じて取組が進んでおり、特に「BCP等の策定」、「従業員等の安否確認手段の設定」、「帰宅ルールの設定」、「情報提供ルールの設定」、「帰宅困難者対策訓練」については取組率が最も高い。

① BCP等については、策定している事業所は、名駅周辺地区で77.5%(31/40事業所)、栄周辺地区で74.3%(26/35事業所)、金山駅周辺地区で84.2%(16/19事業所)となっている。

② 従業員の施設内待機のための物資の備蓄については、

i) 飲料水を備蓄している事業所は、名駅周辺地区で82.5%(33/40事業所)、栄周辺地区で80.0%(28/35事業所)、金山駅周辺地区で89.4%(17/19事業所)、

ii) 食料品を備蓄している事業所は、名駅周辺地区で72.5%(29/40事業所)、栄周辺地区で80.0%(28/35事業所)、金山駅周辺地区で78.9%(15/19事業所)、

iii) 毛布・ブランケットを備蓄している事業所は、名駅周辺地区で55.0%(22/40事業所)、栄周辺地区で48.6%(17/35事業所)、金山駅周辺地区で63.2%(12/19事業所)

となっている。

③ 施設の安全確保措置については、

i) 建物を耐震化している事業所は、名駅地区で92.5%(37/40事業所)、栄周辺地区で80%(28/35事業所)、金山駅周辺地区で94.7%(18/19事業所)、

ii) 家具類の転倒防止措置を講じている事業所は、名駅地区で85.0%(34/40事業所)、栄周辺地区で85.7%(30/35事業所)、金山駅周辺地区で84.2%

表1-(2)-⑰

<p>(16/19 事業所)、</p> <p>iii) ガラスの飛散防止措置を講じている事業所は、名駅地区で 75.0% (30/40 事業所)、栄周辺地区で 54.3% (19/35 事業所)、金山駅周辺地区で 73.7% (14/19 事業所) となっている。</p> <p>④ 従業員等の安否確認手段については、</p> <p>i) 従業員の安否確認手順を定めている事業所は、名駅周辺地区で 82.5% (33/40 事業所)、栄周辺地区で 91.4% (32/35 事業所)、金山駅周辺地区で 100.0% (19/19 事業所) となっている。</p> <p>ii) 従業員と家族との間の安否確認手順を定めている事業所は、名駅周辺地区で 50.0% (20/40 事業所)、栄周辺地区で 62.9% (22/35 事業所)、金山周辺地区で 68.4% (13/19 事業所) となっている。</p> <p>⑤ 帰宅ルールについては、定めている事業所は、名駅周辺地区で 40.0% (16/40 事業所)、栄周辺地区で 40.0% (14/35 事業所)、金山駅周辺地区で 63.2% (12/19 事業所) となっている。</p> <p>⑥ 情報提供ルールについては、定めている事業所は、名駅周辺地区で 62.5% (25/40 事業所)、栄周辺地区で 60.0% (21/35 事業所)、金山駅周辺地区で 84.2% (16/19 事業所) となっている。</p> <p>⑦ 帰宅困難者対策訓練については、実施している事業所は、名駅周辺地区で 12.5% (5/40 事業所)、栄周辺地区で 5.7% (2/35 事業所)、金山駅周辺地区で 26.3% (5/19 事業所) となっている。</p> <p>なお、第 2 次名駅周辺地区安全確保計画の策定に向けた検討に際して、名古屋市が平成 27 年 8 月に、名古屋駅周辺地区内の事業者 (180 者) に対して実施したアンケート調査 (54 者から回答) によると、従業者等に対する一斉帰宅抑制について、平常時から周知・訓練等を行っている事業者は 61.1% (33/54 者) となっている。</p>	<p>表 1- (1) - ⑬</p>
---	---------------------

表 1 - (2) - ① 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン(平成 27 年 3 月内閣府(防災担当)) (抜粋)

<p>第 2 章 一斉帰宅の抑制</p> <p>2. 企業等における施設内待機</p> <p>◇企業等における対応</p> <p><u>平常時</u></p> <p>① <u>企業等における施設内待機の計画策定と従業員等への周知</u></p> <p>② <u>企業等における施設内待機のための備蓄</u> (参考資料 2 (略))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄品の保管場所の分散や従業員等への配布を検討する ・ 備蓄量の目安は 3 日分とするが、3 日分以上の備蓄についても検討する ・ 外部の帰宅困難者のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄する <p>③ <u>平時からの施設の安全確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オフィスの家具類の転倒等の防止や、ガラス飛散の防止対策等に努める ・ 地震発生時の建物内の安全点検のためのチェックシート※ 1 を作成する <p style="margin-left: 40px;">※ 1 チェックシートは「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」(平成 27 年 2 月内閣府(防災担当))を参考とすると良い。(参考資料 3 (略))</p> <p>④ <u>従業員等への安否確認手段、従業員等と家族との安否確認手段の確保</u></p> <p>⑤ <u>帰宅時間が集中しないような帰宅ルールの設定</u></p> <p>⑥ <u>年 1 回以上の訓練等による定期的な手順の確認</u></p>
--

(注) 下線は当局が付した。

表 1 - (2) - ② 愛知県帰宅困難者対策実施要領 (平成 27 年 3 月改定) (抜粋)

<p>第 4 事前の備え</p> <p>2 各事業者 (自助の取り組み)</p> <p>○ <u>事業所の耐震化を推進する</u></p> <p>本県は揺れによる建物倒壊で多くの被害が発生することが予想されており、従業員の安全確保は、事業の継続性を高める上で重要課題となる。</p> <p>また、従業員及び帰宅困難者等の一時滞在施設としての役割や、一時滞在のための備蓄物資の保管施設ともなることから、耐震化の推進は重要となる。</p> <p>○ <u>オフィス内の什器 (家具等) の転倒防止等の地震対策を推進する</u></p> <p>事業所の耐震化とともに、オフィス内の家具転倒防止や工場の設備の固定、棚からの保管物落下防止等の対策は、命を守る備えとして、また、事業所内で一時待機のほか、早期の事業再開のためにも必要な備えである。</p> <p>○ <u>従業員 (正規・非正規とも) 用の水・食料等の備蓄を推進する</u></p> <p>従業員を事業所内に一時待機させる場合や、徒歩帰宅途中に消費する水・食料等の備蓄を進める。</p> <p>○ <u>従業員の安否や出勤可否の確認方法について検討しておく</u></p> <p>災害時に従業員が安心して事業所内に一時待機するための備えとして、従業員とその家族の安否情報の確認方法を取り決めておく。また、出勤可否、取引先の被害状況等の状況把握をあわせて行うことで、事業の継続性を高めることにもつながる。</p> <p>○ <u>事業所内での一時待機、時差帰宅に関する計画を作成しておく</u></p> <p>従業員の安全確保のため、事業所内で一時待機の必要性を共通理解とし、時差帰宅の手順や経路、連絡手段等についての計画を作成するよう努める。</p> <p>※ 取り組みについてはそれぞれ B C P (事業継続計画書) との整合性を図る。</p>

(注) 下線は当局が付した。

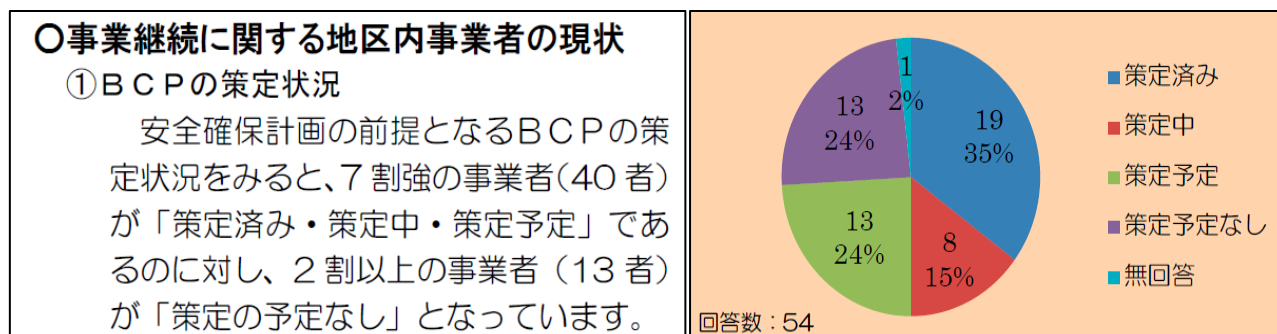
表 1 - (2) - ③ B C P 等の策定状況及び事業所内待機規定の制定状況

(単位:事業所、%)

区分	B C P 又は B C P の内容を盛り込んだ 防災計画を策定済み			B C P 等を未策定			合計	
	事業所内待機 規定あり	事業所内待機 規定なし		検討中	検討して いない			
計	73 (77.7)	45 <61.6>	28 <38.4>	21 (22.3)	16 <76.2>	5 <23.8>	94 (100.0)	
従業員 規模別	100 人未満	20 (57.1)	8 <40.0>	12 <60.0>	15 (42.9)	10 <66.7>	5 <33.3>	35 (100.0)
	100 人以上 300 人未満	28 (82.4)	20 <71.4>	8 <28.6>	6 (17.6)	6 <100.0>	0 <0.0>	34 (100.0)
	300 人以上	25 (100.0)	17 <68.0>	8 <32.0>	0 (0.0)	0 <0.0>	0 <0.0>	25 (100.0)
調査 対象 地区 別	名駅周辺地 区	31 (77.5)	19 <61.3>	12 <38.7>	9 (22.5)	8 <88.9>	1 <11.1>	40 (100.0)
	栄周辺地区	26 (74.3)	16 <61.5>	10 <38.5>	9 (25.7)	7 <77.8>	2 <22.2>	35 (100.0)
	金山駅周辺 地区	16 (84.2)	10 <62.5>	6 <37.5>	3 (15.8)	1 <33.3>	2 <66.7>	19 (100.0)

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 () 内は、合計欄に対する構成比 (%) を示し、< > 内は、「BCP 又は BCP の内容を盛り込んだ防災計画を策定済み」の事業所に占める割合 (%) を示す。
 3 「事業所内待機規定」とは、「大規模地震発生時に一定期間事業所内で待機する」旨の規定をいう。

表 1 - (2) - ④ 名古屋駅周辺地区内の事業者 (180 者) に対するアンケート調査結果 (抜粋)



(注) 「第 2 次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」による。

表 1 - (2) - ⑤ 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン(平成 27 年 3 月内閣府(防災担当))【参考資料 2】(抜粋)

<p>一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄の考え方</p>
<p>1 対象となる企業等 大規模地震発生により被災の可能性のある国、都道府県、市区町村等の官公庁を含む全ての事業者</p> <p>2 対象となる従業員等 雇用の形態(正規、非正規)を問わず、事業所内で勤務する全従業員</p> <p>3 <u>3日分の備蓄量の目安</u></p> <p>(1) <u>水については、1人当たり1日3リットル、計9リットル</u></p> <p>(2) <u>主食については、1人当たり1日3食、計9食</u></p> <p>(3) <u>毛布については、1人当たり1枚</u></p> <p>(4) その他の品目については、物資ごとに必要量を算定</p> <p>4 備蓄品目の例示</p> <p>(1) 水 : ペットボトル入り飲料水</p> <p>(2) 主食 : アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺 ※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。</p> <p>(3) その他の物資(特に必要性が高いもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛布やそれに類する保温シート ・簡易トイレ、衛生用品(トイレットペーパー等) ・敷物(ビニールシート等) ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池 ・救急医療薬品類 <p>(備考)</p> <p>① 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。</p> <p>(例) 非常用発電機、燃料※、工具類、調理器具(携帯用ガスコンロ、鍋等)、副食(缶詰等)、ヘルメット、軍手、自転車、地図</p> <p>※ 危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要</p> <p>② 企業等だけでなく、従業員等自らも備蓄に努める。</p> <p>(例) 非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源</p>

(注) 下線は当局が付した。

表 1 - (2) - ⑥ 愛知県帰宅困難者対策実施要領(平成 27 年 3 月改定)(抜粋)

<p><施設内一時待機等のための備蓄の確保について></p>
<p>帰宅を開始するまでの間の一時待機中や帰宅途上に必要となる水や食料等、1~3日間分を目安に備蓄を行う。</p> <p><備蓄の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>水1人あたり3リットル/日×3日=9リットル</u> ・<u>食料1人あたり3食/日×3日=9食</u> ・<u>毛布1人あたり1枚</u> <p>備蓄については、行政による公的備蓄や、事業者・学校等のほか、個人での備蓄も促進することにより確保に努める。</p> <p>なお、被害の状況によっては、3日以上待機が必要となる場合も考えられるため、震災の影響の長期化に備え、<u>3日以上備蓄についても検討することが望ましい。</u></p>

(注) 下線は当局が付した。

表 1 - (2) - ⑦ - a 施設内待機のための飲料水の備蓄状況

(単位：事業所、%)

区分		備蓄あり		備蓄なし	合計	
		3日分以上	1日～2日分			
計		78 (83.0)	48 <61.5>	30 <38.5>	16 (17.0)	94 (100.0)
従業員規模別	100人未満	22 (62.9)	14 <63.6>	8 <36.4>	13 (37.1)	35 (100.0)
	100人以上300人未満	31 (91.2)	16 <51.6>	15 <48.4>	3 (8.8)	34 (100.0)
	300人以上	25 (100.0)	18 <72.0>	7 <28.0>	0 (0.0)	25 (100.0)
調査対象地区別	名駅周辺地区	33 (82.5)	18 <54.5>	15 <45.5>	7 (17.5)	40 (100.0)
	栄周辺地区	28 (80.0)	20 <71.4>	8 <28.6>	7 (20.0)	35 (100.0)
	金山駅周辺地区	17 (89.4)	10 <58.8>	7 <41.2>	2 (10.5)	19 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ()内は、合計欄に対する構成比 (%)を示し、<>内は、「備蓄あり」の事業所に占める割合 (%)を示す。

表 1 - (2) - ⑦ - b 施設内待機のための食料品の備蓄状況

(単位：事業所、%)

区分		備蓄あり		備蓄なし	合計	
		3日分以上	1日～2日分			
計		72 (76.6)	45 <62.5>	27 <37.5>	22 (23.4)	94 (100.0)
従業員規模別	100人未満	20 (57.1)	13 <65.0>	7 <35.0>	15 (42.9)	35 (100.0)
	100人以上300人未満	28 (82.4)	16 <57.1>	12 <42.9>	6 (17.6)	34 (100.0)
	300人以上	24 (96.0)	16 <66.7>	8 <33.3>	1 (4.0)	25 (100.0)
調査対象地区別	名駅周辺地区	29 (72.5)	17 <58.6>	12 <41.4>	11 (27.5)	40 (100.0)
	栄周辺地区	28 (80.0)	18 <64.3>	10 <35.7>	7 (20.0)	35 (100.0)
	金山駅周辺地区	15 (78.9)	10 <66.7>	5 <33.3>	4 (21.1)	19 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ()内は、合計欄に対する構成比 (%)を示し、<>内は、「備蓄あり」の事業所に占める割合 (%)を示す。

表 1 - (2) - ⑦ - c 施設内待機のための毛布・ブランケットの備蓄状況

(単位：事業所、%)

区分		備蓄あり	備蓄なし	合計
計		51 (54.3)	43 (45.7)	94 (100.0)
従業員規模別	100人未満	11 (31.4)	24 (68.6)	35 (100.0)
	100人以上300人未満	19 (55.9)	15 (44.1)	34 (100.0)
	300人以上	21 (84.0)	4 (16.0)	25 (100.0)
調査対象地区別	名駅周辺地区	22 (55.0)	18 (45.0)	40 (100.0)
	栄周辺地区	17 (48.6)	18 (51.4)	35 (100.0)
	金山駅周辺地区	12 (63.2)	7 (36.8)	19 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は、合計欄に対する構成比 (%) を示す。

1 - (2) - ⑦ - d 施設内待機のための飲料水、食料品、毛布・ブランケットのいずれも備蓄していない事業所の状況

(単位：事業所、%)

区分		飲料水、食料品、毛布・ブランケットのいずれも備蓄していない事業所	調査対象事業所
計		15 (16.0)	94 (100.0)
従業員規模別	100人未満	12 (34.3)	35 (100.0)
	100人以上300人未満	3 (8.8)	34 (100.0)
	300人以上	0 (0.0)	25 (100.0)
調査対象地区別	名駅周辺地区	6 (15.0)	40 (100.0)
	栄周辺地区	7 (20.0)	35 (100.0)
	金山駅周辺地区	2 (10.5)	19 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は、調査対象事業所に占める割合 (%) を示す。

表 1 - (2) - ⑦ - e 施設内待機のための飲料水、食料品及び毛布・ブランケットのいずれも備蓄していない理由

(単位：事業所、%)

区分	購入・更新費用の負担が大きい	保管スペースがない	事業所内の在庫等を利用	備蓄を検討中	合計
事業所数	1 (6.7)	3 (20.0)	4 (26.7)	7 (46.6)	15 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は、合計欄に対する構成比 (%) を示す。

表 1 - (2) - ⑦ - f B C P等の策定の有無と施設内待機のための備蓄との関係

(単位：事業所、%)

区分		事業所数	従業員用の備蓄があるもの		
			飲料水	食料品	毛布・ブランケット
B C P等を策定済み	事業所内待機の規定あり	45 (100.0)	44 (97.8)	40 (88.9)	33 (73.3)
	事業所内待機の規定なし	28 (100.0)	19 (67.9)	18 (64.3)	7 (25.0)
	計	73 (100.0)	63 (86.3)	58 (79.5)	40 (54.8)
B C P等を未策定		21 (100.0)	15 (71.4)	14 (66.7)	11 (52.4)
合計		94 (100.0)	78 (83.0)	72 (76.6)	51 (54.3)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は、合計欄に対する構成比 (%) を示す。

表 1 - (2) - ⑦ - g 外部の帰宅困難者のための飲料水の備蓄状況

(単位：事業所、%)

区分		備蓄あり		備蓄なし	合計	
		従業員分の備蓄の10%以上	従業員分の備蓄の10%未満			
計		9 (18.8)	5 <55.6>	4 <44.4>	39 (81.2)	48 (100.0)
従業員規模別	100人未満	1 (8.3)	1 <100.0>	0 <0.0>	11 (91.7)	12 (100.0)
	100人以上300人未満	3 (13.6)	2 <66.7>	1 <33.3>	19 (86.4)	22 (100.0)
	300人以上	5 (35.7)	2 <40.0>	3 <60.0>	9 (64.3)	14 (100.0)
調査対象地区別	名駅周辺地区	3 (18.8)	2 <66.7>	1 <33.3>	13 (81.2)	16 (100.0)
	栄周辺地区	3 (14.3)	2 <66.7>	1 <33.3>	18 (85.7)	21 (100.0)
	金山駅周辺地区	3 (27.3)	1 <33.3>	2 <66.7>	8 (72.7)	11 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は、合計欄に対する構成比 (%) を示し、<>内は、「備蓄あり」の事業所に占める割合 (%) を示す。

表 1 - (2) - ⑦ - h 外部の帰宅困難者のための食料品の備蓄状況

(単位：事業所、%)

区分	備蓄あり			備蓄なし	合計	
		従業員分の備蓄の10%以上	従業員分の備蓄の10%未満			
計	9 (18.8)	5 <55.6>	4 <44.4>	39 (81.2)	48 (100.0)	
従業員規模別	100人未満	1 (8.3)	1 <100.0>	0 <0.0>	11 (91.7)	12 (100.0)
	100人以上300人未満	3 (13.6)	2 <66.7>	1 <33.3>	19 (86.4)	22 (100.0)
	300人以上	5 (35.7)	2 <40.0>	3 <60.0>	9 (64.3)	14 (100.0)
調査対象地区別	名駅周辺地区	3 (18.8)	2 <66.7>	1 <33.3>	13 (81.2)	16 (100.0)
	栄周辺地区	3 (14.3)	2 <66.7>	1 <33.3>	18 (85.7)	21 (100.0)
	金山駅周辺地区	3 (27.3)	1 <33.3>	2 <66.7>	8 (72.7)	11 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ()内は、合計欄に対する構成比 (%)を示し、<>内は、「備蓄あり」の事業所に占める割合 (%)を示す。

表 1 - (2) - ⑦ - i 外部の帰宅困難者のための毛布・ブランケットの備蓄状況

(単位：事業所、%)

区分	備蓄あり			備蓄なし	合計	
		従業員分の備蓄の10%以上	従業員分の備蓄の10%未満			
計	7 (14.6)	3 <42.9>	4 <57.1>	41 (85.4)	48 (100.0)	
従業員規模別	100人未満	0 (0.0)	0 <0.0>	0 <0.0>	12 (100.0)	12 (100.0)
	100人以上300人未満	2 (9.1)	1 <50.0>	1 <50.0>	20 (90.9)	22 (100.0)
	300人以上	5 (35.7)	2 <40.0>	3 <60.0>	9 (64.3)	14 (100.0)
調査対象地区別	名駅周辺地区	3 (18.8)	2 <66.7>	1 <33.3>	13 (81.2)	16 (100.0)
	栄周辺地区	1 (4.8)	0 <0.0>	1 <100.0>	20 (95.2)	21 (100.0)
	金山駅周辺地区	3 (27.3)	1 <33.3>	2 <66.7>	8 (72.7)	11 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ()内は、合計欄に対する構成比 (%)を示し、<>内は、「備蓄あり」の事業所に占める割合 (%)を示す。

表 1 - (2) - ⑦ - j 外部の帰宅困難者のための飲料水、食料品、毛布・ブランケットのいずれも備蓄していない事業所の状況

(単位：事業所、%)

区分	外部の帰宅困難者のための飲料水、食料品、毛布・ブランケットのいずれも備蓄していない事業所	調査対象事業所
計	39 (81.3)	48 (100.0)
従業員規模別	100 人未満	12 (100.0)
	100 人以上 300 人未満	22 (100.0)
	300 人以上	14 (100.0)
調査対象地区別	名駅周辺地区	16 (100.0)
	栄周辺地区	21 (100.0)
	金山駅周辺地区	11 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は、調査対象事業所に占める割合 (%) を示す。

表 1 - (2) - ⑦ - k 外部の帰宅困難者のための飲料水、食料品及び毛布・ブランケットのいずれも備蓄していない理由 (複数回答あり)

(単位：事業所、%)

区分	購入・更新費用の負担が大きい	保管スペースがない	必要性を感じない	従業員分を流用する	その他	合計
事業所数	14 (31.1)	21 (46.7)	3 (6.7)	5 (11.1)	2 (4.4)	45 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は、合計欄に対する構成比 (%) を示す。

3 「その他」は、「不明」(1)、「来訪者のための備蓄について全く考えたことがなかった」(1)である。

表 1 - (2) - ⑧ - a - i 事業所の安全確保措置の状況（建物の耐震化・家具類の転倒防止）

（単位：事業所、％）

事項	計	建物の耐震化			家具類の転倒防止			
		対応済み	未対応	不明	実施済み	未実施	不明	
計	94 (100.0)	83 (88.3)	9 (9.6)	2 (2.1)	80 (85.1)	13 (13.8)	1 (1.1)	
従業員規模別	100人未満	35 (100.0)	28 (80.0)	6 (17.1)	1 (2.9)	27 (77.1)	8 (22.9)	0 (0.0)
	100人以上 300人未満	34 (100.0)	31 (91.2)	2 (5.9)	1 (2.9)	29 (85.3)	4 (11.8)	1 (2.9)
	300人以上	25 (100.0)	24 (96.0)	1 (4.0)	0 (0.0)	24 (96.0)	1 (4.0)	0 (0.0)
調査対象地区別	名駅周辺地区	40 (100.0)	37 (92.5)	2 (5.0)	1 (2.5)	34 (85.0)	5 (12.5)	1 (2.5)
	栄周辺地区	35 (100.0)	28 (80.0)	6 (17.1)	1 (2.9)	30 (85.7)	5 (14.3)	0 (0.0)
	金山駅周辺地区	19 (100.0)	18 (94.7)	1 (5.3)	0 (0.0)	16 (84.2)	3 (15.8)	0 (0.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 建物の耐震化の未対応の理由としては、①費用の確保が難しい、②ビルの管理会社に対応する、③検討中などとなっている。

3 什器の転倒防止の未対応の理由としては、①費用の確保が難しい、②新社屋を建設中であるなどとなっている。

表 1 - (2) - ⑧ - a - ii 事業所の安全確保措置の状況
（ガラスの飛散防止）

（単位：事業所、％）

事項	計	ガラスの飛散防止			
		実施済み	未実施	不明	
計	94 (100.0)	63 (67.0)	30 (31.9)	1 (1.1)	
従業員規模別	100人未満	35 (100.0)	24 (68.6)	11 (31.4)	0 (0.0)
	100人以上 300人未満	34 (100.0)	20 (58.8)	13 (38.2)	1 (2.9)
	300人以上	25 (100.0)	19 (76.0)	6 (24.0)	0 (0.0)
調査対象地区別	名駅周辺地区	40 (100.0)	30 (75.0)	9 (22.5)	1 (2.5)
	栄周辺地区	35 (100.0)	19 (54.3)	16 (45.7)	0 (0.0)
	金山駅周辺地区	19 (100.0)	14 (73.7)	5 (26.3)	0 (0.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ガラスの飛散防止が未実施の理由としては、①ビルの管理会社に対応する、②今後整備予定などとなっている。

表 1 - (2) - ⑧ - b 建物の安全点検のためのチェックシートの作成状況

(単位：事業所、%)

区分	作成済み	未作成	不明	合計	
計	44 (46.8)	49 (52.1)	1 (1.1)	94 (100.0)	
従業員規模別	100人未満	15 (42.9)	20 (57.1)	0 (0.0)	35 (100.0)
	100人以上300人未満	12 (35.3)	21 (61.8)	1 (2.9)	34 (100.0)
	300人以上	17 (68.0)	8 (32.0)	0 (0.0)	25 (100.0)
調査対象地区別	名駅周辺地区	21 (52.5)	18 (45.0)	1 (2.5)	40 (100.0)
	栄周辺地区	12 (34.3)	23 (65.7)	0 (0.0)	35 (100.0)
	金山駅周辺地区	11 (57.9)	8 (42.1)	0 (0.0)	19 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は、合計欄に対する構成比 (%) を示す。

表 1 - (2) - ⑨ 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン(平成27年3月内閣府(防災担当))(抜粋)

第4章 帰宅困難者等への情報提供

1. 施設管理者や地方公共団体等に期待される情報提供のあり方

(1) 企業、学校、大規模集客施設等における情報提供

- ・従業員、児童・生徒、利用客等の冷静な行動を促すために、安否情報や地震情報・被害情報を提供できる体制を整備することが望ましい

(2) 一時滞在施設における情報提供

- ・発災直後は安否情報や被害情報の提供が、帰宅が開始される混乱收拾時以降は、帰宅経路を知るための地図情報・道路通行情報、災害時帰宅支援ステーションの位置等の情報の提供が求められる

(3) 災害時帰宅支援ステーションにおける情報提供

- ・徒歩帰宅者に対して、地図等による道路情報やテレビ・ラジオ等で知り得た被災情報等の提供が求められる

(4) 施設管理者や地方公共団体に求められる平時からの取組

- ・情報提供担当者の指定
- ・市区町村が自ら収集・提供すべき情報と情報源の紹介が適切な情報との区別、各々の情報の入手先及び入手方法の確認(情報の種類は参考資料8を参照(略))
- ・情報提供を行うための設備の整備(インターネット、掲示物等)
- ・発災時の情報提供の実施マニュアルの整備
- ・平時から準備可能な情報提供資材(紙)の作成・配布
- ・各種施設(企業、学校、大型商業施設、一時滞在施設等)との連携体制の確認
- ・大型ビジョン、デジタルサイネージ事業者等との協議
- ・家族等との安否確認手段の周知

災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、web171、災害用音声お届けサービス、SNS、IP電話等の安否確認手段と複数の安否確認手段を使うことの有用性や利用方法等の周知

(注) 下線は当局が付した。

表 1 - (2) - ⑩ - a 従業員の安否確認手順の策定状況

(単位：事業所、%)

区分		策定済み	未策定	合計
計		84 (89.4)	10 (10.6)	94 (100.0)
従業員規模別	100人未満	29 (82.9)	6 (17.1)	35 (100.0)
	100人以上 300人未満	31 (91.2)	3 (8.8)	34 (100.0)
	300人以上	24 (96.0)	1 (4.0)	25 (100.0)
	調査対象地区別	名駅周辺地区	33 (82.5)	7 (17.5)
	栄周辺地区	32 (91.4)	3 (8.6)	35 (100.0)
	金山駅周辺地区	19 (100.0)	0 (0.0)	19 (100.0)

- (注) 1 当局の調査結果による。
2 () 内は、合計欄に対する構成比 (%) を示す。

表 1 - (2) - ⑩ - b 従業員の安否確認の方法 (複数回答あり)

(単位：事業所、%)

区分	安否確認の方法				
	災害用伝言サービス	電子メール	通話	SNS	その他
回答数	31 (36.9)	57 (67.9)	45 (53.6)	6 (7.1)	25 (29.8)

- (注) 1 当局の調査結果による。
2 () 内は、従業員の安否確認手順を策定している 84 事業所に対する回答数の割合を示す。
3 「その他」は、「インターネットによる安否確認システム等を利用する」等である。

表 1 - (2) - ⑩ - c 従業員と家族との間の安否確認手順の策定状況

(単位：事業所、%)

区分		策定済み	未策定	合計
計		55 (58.5)	39 (41.5)	94 (100.0)
従業員規模別	100人未満	13 (37.1)	22 (62.9)	35 (100.0)
	100人以上 300人未満	21 (61.8)	13 (38.2)	34 (100.0)
	300人以上	21 (84.0)	4 (16.0)	25 (100.0)
	調査対象地区別	名駅周辺地区	20 (50.0)	20 (50.0)
	栄周辺地区	22 (62.9)	13 (37.1)	35 (100.0)
	金山駅周辺地区	13 (68.4)	6 (31.6)	19 (100.0)

- (注) 1 当局の調査結果による。
2 () 内は、合計欄に対する構成比 (%) を示す。
3 家族との安否確認手順を未策定の理由としては、①個人の判断に属する事項である、②個人の責任で行うこととしているなどとなっている。

表 1 - (2) - ⑩ - d 従業員と家族との間の安否確認の方法（複数回答あり）

（単位：事業所、％）

区分	安否確認の方法			
	災害用伝言サービス・ 電子メール・SNS等を周知	通話を周知	具体的な安否確認の 方法を定めていない	安否確認の方法を特 に周知していない
事業所数	38 (69.1)	17 (30.9)	8 (14.5)	6 (10.9)

（注）1 当局の調査結果による。

2 () 内は、従業員と家族との間の安否確認手順を策定している 55 事業所に対する回答数の割合を示す。

表 1 - (2) - ⑪ 愛知県帰宅困難者対策実施要領（平成 27 年 3 月改定）（抜粋）

第 5 発災時の対応

外出先で地震に遭遇した場合は、落下物を避け、最寄りの避難場所等の広場や、耐震性の高い建物の中等、身の安全が確保できる場所まで退避する。

情報のない状態で、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」ように心がけ、災害用伝言板サービスを利用した家族等の安否確認や、災害情報の収集に努め、帰宅開始に備える。

帰宅開始の判断は、地域特性についても考慮するとともに、人命救助において生存率が高いとされている発災から概ね 72 時間は、応急対策や、救助・救命活動を帰宅行動に優先させる。

1 帰宅経路の安全確認と帰宅開始の判断

<徒歩による帰宅者の場合>

（1）自宅までの距離が短い者は、経路の安全が確認でき次第、帰宅を開始する。

《判断目安》

- 1) 帰宅距離が概ね 10Km 以下であること
- 2) 情報収集により帰宅ルート of 状況確認ができていること
- 3) 帰宅途上に混乱が想定されないこと
- 4) 移動が日中で完了する見込みであること
- 5) 体調に問題がないこと

（2）自宅までの距離が中～長距離の者等、すぐに帰宅を開始できない者は、勤務先等が安全に留まることができる場合には、勤務先等において留まり、安全に留まることが困難な場合には、周辺の一時滞在施設等の安全が確保できる施設に一時的に留まり、情報収集を随時行いながら帰宅開始に備える。

※情報収集先の例：テレビ、ラジオ、行政・鉄道事業者等のホームページ、SNS、防災無線による広報等

<自家用車による帰宅者の場合>

自家用車を利用して帰宅しようとする場合は、移動を開始する前に道路の交通情報の収集に努めるほか、渋滞を引き起こさない配慮が必要となる。

特に発災初期は、救急車や消防自動車などの緊急自動車に道を譲り、救助・救急活動の妨げとならないような配慮が求められることから、状況に応じて、帰宅開始までの間は、最寄りの避難場所や安全な場所で停車させた車内で待機する。

なお、自家用車を利用して家族を迎えに行く事は、交通渋滞の原因となるため、時差帰宅の取り組みの観点から、特段の事情がある場合を除き、控える。

（以下略）

（注）下線は当局が付した。

表 1 - (2) - ⑫ 帰宅ルールの設定状況

(単位：事業所、%)

区分		設定済み	未設定	合計
計		42 (44.7)	52 (55.3)	94 (100.0)
従業員規模別	100 人未満	9 (25.7)	26 (74.3)	35 (100.0)
	100 人以上 300 人未満	19 (55.9)	15 (44.1)	34 (100.0)
	300 人以上	14 (56.0)	11 (44.0)	25 (100.0)
調査対象地区別	名駅周辺地区	16 (40.0)	24 (60.0)	40 (100.0)
	栄周辺地区	14 (40.0)	21 (60.0)	35 (100.0)
	金山駅周辺地区	12 (63.2)	7 (36.8)	19 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。
2 () 内は、合計欄に対する構成比 (%) を示す。

表 1 - (2) - ⑬ 従業員等に対する情報提供ルールの設定状況

(単位：事業所、%)

区分		設定済み	未設定	不明	合計
計		62 (65.9)	31 (33.0)	1 (1.1)	94 (100.0)
従業員規模別	100 人未満	21 (60.0)	14 (40.0)	0 (0.0)	35 (100.0)
	100 人以上 300 人未満	21 (61.8)	12 (35.3)	1 (2.9)	34 (100.0)
	300 人以上	20 (80.0)	5 (20.0)	0 (0.0)	25 (100.0)
調査対象地区別	名駅周辺地区	25 (62.5)	14 (35.0)	1 (2.5)	40 (100.0)
	栄周辺地区	21 (60.0)	14 (40.0)	0 (0.0)	35 (100.0)
	金山駅周辺地区	16 (84.2)	3 (15.8)	0 (0.0)	19 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。
2 () 内は、合計欄に対する構成比 (%) を示す。

表 1 - (2) - ⑭ 愛知県帰宅困難者対策実施要領 (平成 27 年 3 月改定) (抜粋)

<p>第 8 訓練の実施</p> <p>帰宅困難者対策として、速やかに身の安全を図り、また、状況に応じた行動をとることができるよう、安全な場所への退避、災害情報の収集・提供、一時滞在施設の開設等についての訓練を実施することにより、災害時の混乱防止に努めることが求められる。</p> <p>訓練を通じ、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の周知・徹底を図る。</p> <p>○訓練を実施する</p> <p>目的、実施場所、参加者等に応じて訓練を企画し、実施する。</p> <p>△避難誘導訓練</p> <p>駅の利用者や買い物客等の外来者、事業所・集客施設への来客等について、安全な場所まで</p>

の誘導と、避難先で家族の安否情報の確認を行う訓練。

△災害情報の提供訓練

地震の規模、被災エリア、被害の状況、公共交通機関の運行状況、道路の被害情報等、安全な待機場所への避難や帰宅開始の判断に役立つ情報の提供と帰宅困難者等の情報収集訓練。

△帰宅支援と徒歩帰宅訓練

外出先から自宅まで、水やトイレの利用等の支援を受けながら、実際に徒歩で帰宅する訓練。

△一時滞在施設の開設訓練

一時滞在施設として自施設の一部を開放し、外来者を受け入れる一時滞在施設としての運用訓練。

表 1 - (2) - ⑮ 帰宅困難者対策訓練の実施状況

(単位：事業所、%)

区分	防災訓練を実施		防災訓練・帰宅困難者対策訓練未実施	合計	
		うち、帰宅困難者対策訓練を実施			
計	78 (83.0)	12 (12.8) <15.4>	16 (17.0)	94 (100.0)	
従業員規模別	100人未満	23 (65.7)	0 (0.0) <0.0>	12 (34.3)	35 (100.0)
	100人以上300人未満	30 (88.2)	7 (20.6) <23.3>	4 (11.8)	34 (100.0)
	300人以上	25 (100.0)	5 (20.0) <20.0>	0 (0.0)	25 (100.0)
調査対象地区別	名駅周辺地区	31 (77.5)	5 (12.5) <16.1>	9 (22.5)	40 (100.0)
	栄周辺地区	29 (82.9)	2 (5.7) <6.9>	6 (17.1)	35 (100.0)
	金山駅周辺地区	18 (94.7)	5 (26.3) <27.8>	1 (5.3)	19 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ()内は、合計欄に対する構成比 (%)を示し、<>内は、防災訓練を実施している事業所に対する割合 (%)を示す。

3 「帰宅困難者対策訓練」とは、帰宅困難者への対応を想定して、避難誘導訓練、災害情報の提供訓練、徒歩帰宅訓練等を行うことをいう。

表 1 - (2) - ⑬ 事業所における項目別取組状況（規模別）

（単位：％）

事業所規模 項 目	100 人未満 (35 事業所)		100 人以上 300 人未満 (34 事業所)		300 人以上 (25 事業所)		全 体 (94 事業所)	
	③	57.1 (20 事業所)	②	82.4 (28 事業所)	①	100.0 (25 事業所)	77.7 (73 事業所)	
事業継続計画又は防災計画を策定している事業所の割合	③	57.1 (20 事業所)	②	82.4 (28 事業所)	①	100.0 (25 事業所)	77.7 (73 事業所)	
飲料水を備蓄している事業所の割合	③	62.9 (22 事業所)	②	91.2 (31 事業所)	①	100.0 (25 事業所)	83.0 (78 事業所)	
食料品を備蓄している事業所の割合	③	57.1 (20 事業所)	②	82.4 (28 事業所)	①	96.0 (24 事業所)	76.6 (72 事業所)	
毛布・ブランケットを備蓄している事業所の割合	③	31.4 (11 事業所)	②	55.9 (19 事業所)	①	84.0 (21 事業所)	54.3 (51 事業所)	
外部の帰宅困難者のための飲料水を備蓄している事業所の割合（注2）	③	8.3 (1 事業所)	②	13.6 (3 事業所)	①	35.7 (5 事業所)	18.8 (9 事業所)	
外部の帰宅困難者のための食料品を備蓄している事業所の割合（注2）	③	8.3 (1 事業所)	②	13.6 (3 事業所)	①	35.7 (5 事業所)	18.8 (9 事業所)	
外部の帰宅困難者のための毛布・ブランケットを備蓄している事業所の割合（注2）	③	0.0 (0 事業所)	②	9.1 (2 事業所)	①	35.7 (5 事業所)	14.6 (7 事業所)	
建物を耐震化している事業所の割合	③	80.0 (28 事業所)	②	91.2 (31 事業所)	①	96.0 (24 事業所)	88.3 (83 事業所)	
家具類の転倒防止措置を実施している事業所の割合	③	77.1 (27 事業所)	②	85.3 (29 事業所)	①	96.0 (24 事業所)	85.1 (80 事業所)	
ガラスの飛散防止措置を実施している事業所の割合	②	68.6 (24 事業所)	③	58.8 (20 事業所)	①	76.0 (19 事業所)	67.0 (63 事業所)	
建物の安全点検のためのチェックシートを作成している事業所の割合	②	42.9 (15 事業所)	③	35.3 (12 事業所)	①	68.0 (17 事業所)	46.8 (44 事業所)	
従業員の安否確認手順を定めている事業所の割合	③	82.9 (29 事業所)	②	91.2 (31 事業所)	①	96.0 (24 事業所)	89.4 (84 事業所)	
従業員と家族との間の安否確認手順を定めている事業所の割合	③	37.1 (13 事業所)	②	61.8 (21 事業所)	①	84.0 (21 事業所)	58.5 (55 事業所)	
帰宅ルールを設定している事業所の割合	③	25.7 (9 事業所)	②	55.9 (19 事業所)	①	56.0 (14 事業所)	44.7 (42 事業所)	
従業員に対する情報提供ルールを設定している事業所の割合	③	60.0 (21 事業所)	②	61.8 (21 事業所)	①	80.0 (20 事業所)	65.9 (62 事業所)	
大規模地震を想定した訓練を実施している事業所の割合	③	65.7 (23 事業所)	②	88.2 (30 事業所)	①	100.0 (25 事業所)	83.0 (78 事業所)	
帰宅困難者対策訓練を実施している事業所の割合	③	0.0 (0 事業所)	①	20.6 (7 事業所)	②	20.0 (5 事業所)	12.8 (12 事業所)	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 外部の帰宅困難者対策のための備蓄については、大規模集客施設の事業所として調査した 46 事業所を除いた 48 事業所（100 人未満 12 事業所、100 人以上 300 人未満 22 事業所、300 人以上 14 事業所）に対する割合である。

3 ○数字は、3つの規模別区分の中で割合の高い順を示したものである。

表1-(2)-⑰ 事業所における項目別取組状況（地区別）

(単位：%)

項 目	地区名	名駅周辺 (40 事業所)	栄周辺 (35 事業所)	金山駅周辺 (19 事業所)	全 体 (94 事業所)		
事業継続計画又は防災計画を策定している事業所の割合	②	77.5 (31 事業所)	③	74.3 (26 事業所)	①	84.2 (16 事業所)	77.7 (73 事業所)
飲料水を備蓄している事業所の割合	②	82.5 (33 事業所)	③	80.0 (28 事業所)	①	89.4 (17 事業所)	83.0 (78 事業所)
食料品を備蓄している事業所の割合	③	72.5 (29 事業所)	①	80.0 (28 事業所)	②	78.9 (15 事業所)	76.6 (72 事業所)
毛布・ブランケットを備蓄している事業所の割合	③	55.0 (22 事業所)	②	48.6 (17 事業所)	①	63.2 (12 事業所)	54.3 (51 事業所)
外部の帰宅困難者のための飲料水を備蓄している事業所の割合(注2)	②	18.8 (3 事業所)	③	14.3 (3 事業所)	①	27.3 (3 事業所)	18.8 (9 事業所)
外部の帰宅困難者のための食料品を備蓄している事業所の割合(注2)	②	18.8 (3 事業所)	③	14.3 (3 事業所)	①	27.3 (3 事業所)	18.8 (9 事業所)
外部の帰宅困難者のための毛布・ブランケットを備蓄している事業所の割合(注2)	②	18.8 (3 事業所)	③	4.8 (1 事業所)	①	27.3 (3 事業所)	14.6 (7 事業所)
建物を耐震化している事業所の割合	②	92.5 (37 事業所)	③	80.0 (28 事業所)	①	94.7 (18 事業所)	88.3 (83 事業所)
家具類の転倒防止措置を実施している事業所の割合	②	85.0 (34 事業所)	①	85.7 (30 事業所)	③	84.2 (16 事業所)	85.1 (80 事業所)
ガラスの飛散防止措置を実施している事業所の割合	①	75.0 (30 事業所)	③	54.3 (19 事業所)	②	73.7 (14 事業所)	67.0 (63 事業所)
建物の安全点検のためのチェックシートを作成している事業所の割合	②	52.5 (21 事業所)	③	34.3 (12 事業所)	①	57.9 (11 事業所)	46.8 (44 事業所)
従業員の安否確認手順を定めている事業所の割合	③	82.5 (33 事業所)	②	91.4 (32 事業所)	①	100.0 (19 事業所)	89.4 (84 事業所)
従業員と家族との間の安否確認手順を定めている事業所の割合	③	50.0 (20 事業所)	①	62.9 (22 事業所)	②	68.4 (13 事業所)	58.5 (55 事業所)
帰宅ルールを設定している事業所の割合	②	40.0 (16 事業所)	②	40.0 (14 事業所)	①	63.2 (12 事業所)	44.7 (42 事業所)
従業員に対する情報提供ルールを設定している事業所の割合	②	62.5 (25 事業所)	③	60.0 (21 事業所)	①	84.2 (16 事業所)	65.9 (62 事業所)
大規模地震を想定した訓練を実施している事業所の割合	③	77.5 (31 事業所)	②	82.9 (29 事業所)	①	94.7 (18 事業所)	83.0 (78 事業所)
帰宅困難者対策訓練を実施している事業所の割合	②	12.5 (5 事業所)	③	5.7 (2 事業所)	①	26.3 (5 事業所)	12.8 (12 事業所)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 外部の帰宅困難者対策のための備蓄については、大規模集客施設の事業所として調査した46事業所を除いた48事業所(名駅周辺地区16事業所、栄周辺地区21事業所、金山駅周辺地区11事業所)に対する割合である。

3 ○数字は、3地区の中で割合の高い順を示したものである。

(3) 大規模集客施設における取組状況

調査結果	説明図表番号
<p>多くの利用者が訪れる大規模な集客施設における利用者を保護するため、帰宅困難者対策ガイドラインでは、施設管理者は、「利用者保護に関する事業所防災計画の策定と従業員等への周知」、「利用者保護（発災直後の施設内待機、他の安全な場所への案内・誘導、高齢者等の要配慮者が必要とする物資等の備え）」、「平時からの施設の安全確保（耐震診断・耐震改修、家具類の転倒防止）」、「利用者保護のための備蓄」、「年1回以上の訓練等による定期的な手順の確認と改善」を行うこととされている。また、大規模地震が発生した場合、特にターミナル駅やその周辺は多くの人滞留することが予想されるため、「駅周辺の事業者や学校等からなる駅前滞留者対策のための協議会が中心となり、地域の行動ルールに基づき混乱を防止する共助の取組が必要である」としている。</p>	表1-(3)-①
<p>また、県実施要領では、施設管理者は、「施設の耐震化を推進する」こと、「自治体等との連携により一時滞在施設等の情報を把握する」こと、「施設への来訪者の避難誘導計画の作成と災害情報の提供方法を検討する」こととされている。</p>	表1-(3)-②
<p>今回、名駅周辺地区に所在する31施設、栄周辺地区に所在する16施設及び金山駅周辺地区に所在する16施設の計63の大規模集客施設について、帰宅困難者対策ガイドライン及び県実施要領において施設管理者が取り組むこととされている一斉帰宅抑制に向けた取組状況を調査した結果は、次のとおりである。</p>	
<p>ア 大規模集客施設における一斉帰宅抑制に向けた取組状況</p>	
<p>(ア) 利用者保護のための避難誘導計画の策定状況</p>	
<p>帰宅困難者対策ガイドラインでは、施設管理者は、「利用者保護に関する事業所防災計画を策定し、従業員等へ周知する」こととされ、また、県実施要領では、施設管理者は、「施設への来訪者の避難誘導計画をあらかじめ定めておくよう努める」こととされている。</p>	表1-(3)-① 表1-(3)-②
<p>① 63施設のうち、避難誘導計画を策定済みの施設は92.1%（58/63施設）、未策定の施設は7.9%（5/63施設）となっている。</p>	表1-(3)-③-a
<p>未策定の施設では、その理由について、「地震を想定した避難誘導計画は策定していないものの、火災を想定した避難誘導計画は策定済みである」（3施設）、「テナントとして入居しているため施設自体の避難誘導計画はないものの、ビル全体としての避難誘導計画はある」（2施設）としている。</p>	表1-(3)-③-b
<p>② 避難誘導計画を策定済みの58施設のうち、当該計画に施設内待機に関する規定を盛り込んでいる施設は81.0%（47/58施設）、規定を盛り込んでいない施設は19.0%（11/58施設）となっている。</p>	表1-(3)-③-a
<p>規定を盛り込んでいない施設のうち6施設では、その理由について、帰宅困難者対策ガイドライン等で「一斉帰宅抑制」の基本原則が定められているにもかかわらず、「必ずしも待機することが身の安全にはつながらず、発災直後は公共の避難所・避難場所に避難誘導を行う」としている。</p>	表1-(3)-③-c

<p>③ 避難誘導計画を策定済みの 58 施設のうち、安全な場所への案内等に関する規定を盛り込んでいる施設は 96.6% (56/58 施設)、規定を盛り込んでいない施設は 3.4% (2/58 施設) となっている。</p> <p>規定を盛り込んでいない施設では、その理由について、「新校舎完成後間もないため、どこに案内するか検討中である」(1 施設)のほか、中には、「被災時にどこが安全なのか把握することが困難である」(1 施設)との回答もあった。</p>	<p>表 1 - (3) - ③ - a</p> <p>表 1 - (3) - ③ - d</p>
<p>(イ) 利用者保護のための物資の備蓄状況</p> <p>帰宅困難者対策ガイドラインでは、施設管理者は、「施設の特長や実情に応じて、利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましい」としている。</p>	<p>表 1 - (3) - ①</p> <p>表 1 - (3) - ②</p>
<p>① 63 施設のうち、飲料水を備蓄している施設は 31.7% (20/63 施設)、備蓄していない施設は 68.3% (43/63 施設) となっている。</p> <p>飲料水を備蓄している 20 施設のうち、3 日以上備蓄している施設は 80.0% (16/20 施設)、1 日から 2 日分備蓄している施設は 20.0% (4/20 施設) となっている。</p>	<p>表 1 - (3) - ④ - a - i ~ iii</p>
<p>② 63 施設のうち、食料品を備蓄している施設は 34.9% (22/63 施設)、備蓄していない施設は 65.1% (41/63 施設) となっている。</p> <p>食料品を備蓄している 22 施設のうち、3 日以上以上の食料品を備蓄している施設は 59.1% (13/22 施設)、1 日から 2 日分備蓄している施設は 40.9% (9/22 施設) となっている。</p>	<p>表 1 - (3) - ④ - b - i ~ iii</p>
<p>③ 63 施設のうち、毛布・ブランケットを備蓄している施設は 34.9% (22/63 施設)、備蓄していない施設は 65.1% (41/63 施設) となっている。</p>	<p>表 1 - (3) - ④ - c - i ~ iii</p>
<p>④ 物資を備蓄していない施設では、その理由について、「購入・更新費用の負担が大きい」、「保管スペースがない」のほか、中には、帰宅困難者対策ガイドライン等で「一斉帰宅抑制」の基本原則が定められているにもかかわらず、「利用者を収容することを前提としていない」(駅ビル・地下街等)、「極力帰宅してもらい、帰宅困難者の発生を想定していない」(学校)、「避難所として指定されていない」(ホール等)との回答もあった。</p>	
<p>(ウ) 施設の安全確保措置の状況</p> <p>帰宅困難者対策ガイドラインでは、施設管理者は、「平時から、耐震診断、耐震改修や家具類の転倒防止対策等の施設の安全確保、発災時に施設の安全点検を行うためのチェックシートの作成と訓練を行う」こととされている。また、県実施要領では、施設管理者は、「施設の耐震化や什器(家具等)の転倒防止に努める」こととされている。</p>	<p>表 1 - (3) - ①</p>
<p>① 63 施設のうち、建物を耐震化している施設は 90.5% (57/63 施設)、耐震化していない施設は 9.5% (6/63 施設) となっている。</p> <p>建物を耐震化していない施設では、その理由について、「今後耐震化について検討する予定である」(3 施設)、「再開発が検討されている」(2 施設)のほか、中には、「地下街について耐震化の判断基準がよく分からない」(1 施設)との回答もあった。</p>	<p>表 1 - (3) - ⑤ - a、b</p>

<p>② 63 施設のうち、発災時に施設の安全点検を行うためのチェックシートを作成している施設は 63.5% (40/63 施設)、作成していない施設は 36.5% (23/63 施設) となっている。</p> <p>作成していない施設では、その理由について、「今後作成について検討する予定である」(5 施設)、「テナントとして入っていることから建物の点検自体はビル所有者が行うため」(2 施設) としている。</p>	<p>表 1 - (3) - ⑤ - c、d</p>
<p>(エ) 利用者に対する情報提供体制の整備状況</p> <p>帰宅困難者対策ガイドラインでは、施設管理者は、発災時の対応として、利用者に対し、「災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する」こととされ、また、「利用客等の冷静な行動を促すために、安否情報や地震情報・被害情報を提供できる体制を整備することが望ましい」としている。</p>	<p>表 1 - (3) - ①</p>
<p>県実施要領では、施設管理者は、「近隣の避難施設に関する情報提供の方法について、あらかじめ計画を定めておくよう努める」こととされている。</p>	<p>表 1 - (3) - ②</p>
<p>① 63 施設のうち、「利用者に提供する情報の入手・提供手順」を定めている施設は 84.1% (53/63 施設)、定めていない施設は 15.9% (10/63 施設) となっている。</p> <p>また、「混乱が収拾して帰宅が可能となった場合、公共交通機関等に関する情報提供等」を定めている施設は 76.2% (48/63 施設)、定めていない施設は 23.8% (15/63 施設) となっている。</p>	<p>表 1 - (3) - ⑥ - a</p>
<p>② 「情報の入手・提供手順」及び「公共交通機関等に関する情報提供等」を定めていない施設では、その理由について、「現在、BCPを策定中」(ホテル)、「現在、上部機関と協議中」(ホール等)のほか、中には、帰宅困難者対策ガイドライン等で「一斉帰宅抑制」の基本原則が定められているにもかかわらず、「帰宅困難者の受入れを想定していない」(百貨店等)、「極力帰宅してもらい、帰宅困難者の発生を想定していない」(学校)、「公共交通機関の正確な情報を得ることが困難」(駅ビル・地下街等)との回答もあった。</p>	<p>表 1 - (3) - ⑥ - b</p>
<p>③ 名古屋市が作成している徒歩帰宅支援ステーションの位置等を記載した「徒歩帰宅支援マップ」(項目 3 (1) 徒歩帰宅支援ステーションの確保・周知状況)の認知度については、同マップを認知している施設は 71.4% (45/63 施設)、認知していない施設は 28.6% (18/63 施設) となっている。</p>	<p>表 1 - (3) - ⑥ - a 表 3 - (1) - ④</p>
<p>(オ) 避難誘導に関する訓練の実施状況</p> <p>帰宅困難者対策ガイドラインでは、施設管理者は、「年 1 回以上の訓練等による定期的な手順の確認と改善を行う」こと、また、ターミナル駅周辺では、「駅前滞留者対策の充実を図るため、継続的に、駅前滞留者の誘導訓練、現地本部等立ち上げ運営訓練等を内容とする駅前滞留者対策訓練を実施する」こととされている。また、県実施要領では、施設管理者は、「駅の利用者や買物客等の外来者、事業所・集客施設への来客等について、安全な場所までの誘導と避難先での家族の安否情報の確認を行う避難誘導訓練等を行う」こととされている。</p>	<p>表 1 - (3) - ① 表 1 - (2) - ⑭</p>
<p>63 施設のうち、避難誘導に関する訓練を実施している施設は 85.7% (54/63</p>	<p>表 1 - (3) - ⑦ -</p>

<p>施設)、実施していない施設は 14.3% (9/63 施設) となっている。</p> <p>避難誘導に関する訓練を実施していない施設では、その理由について、「火災を想定した一般的な消防訓練のみを実施している」(5 施設)、「竣工したばかりである」(1 施設) としている。</p>	<p>a 表 1 - (3) - ⑦ - b</p>
<p>イ 施設の種類の別の一斉帰宅抑制に向けた取組状況</p>	
<p>(ア) 利用者保護のための避難誘導計画の策定状況</p>	
<p>① 避難誘導計画の策定状況を施設の種類の別に見ると、駅施設 (10 施設)、駅ビル・地下街等 (13 施設)、学校 (14 施設) 及び病院 (4 施設) では全て策定しているが、百貨店等では 9 施設のうち 1 施設、ホテルでは 6 施設のうち 2 施設、ホール等では 7 施設のうち 2 施設が策定していない。</p>	<p>表 1 - (3) - ③ - a</p>
<p>避難誘導計画を策定していない施設では、その理由について、「火災を想定した避難誘導計画は策定済みであるため」(ホテル、ホール等)、「テナントとして入居しており、施設自体の避難誘導計画はないものの、ビル全体としての避難誘導計画はあるため」(百貨店等、ホール等) としている。</p>	<p>表 1 - (3) - ③ - b</p>
<p>② 避難誘導計画における施設内待機に関する規定の設定状況を施設の種類の別に見ると、百貨店等 (8 施設) 及びホテル (4 施設) では全て定めているが、駅施設では 10 施設のうち 5 施設、駅ビル・地下街等では 13 施設のうち 2 施設、ホール等では 5 施設のうち 1 施設、学校では 14 施設のうち 2 施設、病院では 4 施設のうち 1 施設が定めていない。</p>	<p>表 1 - (3) - ③ - a</p>
<p>施設内待機に関する規定を定めていない施設では、その理由について、「建物の耐震化が十分ではないため」(駅ビル・地下街等) のほか、中には、帰宅困難者対策ガイドライン等で「一斉帰宅抑制」の基本原則が定められているにもかかわらず、「必ずしも待機することが身の安全にはつながらず、発災直後は公共の避難所・避難場所に避難誘導を行うこととしているため」(駅施設、駅ビル・地下街等、ホール等) との回答もあった。</p>	<p>表 1 - (3) - ③ - c</p>
<p>③ 避難誘導計画における安全な場所への案内等に関する規定の設定状況を施設の種類の別に見ると、駅施設 (10 施設)、百貨店等 (8 施設)、ホテル (4 施設)、ホール等 (5 施設)、病院 (4 施設) では全て定めているが、駅ビル・地下街等では 13 施設のうち 1 施設、学校では 14 施設のうち 1 施設が定めていない。</p>	<p>表 1 - (3) - ③ - a</p>
<p>安全な場所への案内等に関する規定を定めていない施設では、その理由について、「新校舎完成後間もないため、どこに案内するか検討中」(学校) のほか、中には、「大規模災害時にどこが安全な場所なのか分からないため」(駅ビル・地下街等) との回答もあった。</p>	<p>表 1 - (3) - ③ - d</p>
<p>④ 名古屋駅に乗り入れている 5 鉄道事業者について、駅利用者を安全な避難先に誘導するための避難案内図の掲示等の状況をみると、いずれの鉄道事業者も避難案内図を掲示しており、このうち 4 鉄道事業者では、一時退避場所等の帰宅困難者対策施設や公共の避難場所・避難所といった具体的な避難先を掲示している。1 鉄道事業者では、駅広場のみを避難先として掲示しており、当該鉄道事業者は、その理由について、「具体的な避難先やそこまでの</p>	<p>表 1 - (3) - ⑧</p>

<p>案内方法については、名古屋駅周辺地区安全確保計画部会等で検討中であるため」としている。</p>	
<p>⑤ 帰宅困難者対策ガイドラインでは、「学校等は、平時より、保護者等との連絡体制を構築しておく。特に、児童・生徒等の安全確保及び保護者への引き渡しに係る方針を作成することが望ましい」としている。</p>	表 1 - (3) - ⑨
<p>今回調査した学校（14 施設）のうち、小・中学生が通う 9 施設について、大規模地震発生時における保護者への「児童・生徒の安否、下校の可否・方法、保護者への引渡し方法」の連絡に関するルールの設定状況を調査した。その結果、9 施設のうち 8 施設では、メール、災害用伝言ダイヤルなどを利用して、これらの事項を保護者に連絡することとしているが、1 施設では保護者に連絡することとしていない。保護者に連絡することとしていない施設では、その理由について、「これまで大規模地震発生時に児童・生徒が帰宅困難となる場合を想定しておらず、具体的なルールなどを作成していなかったが、今後、そのような事態となった場合の保護者への連絡方法等について早急に検討したい」としている。</p>	表 1 - (3) - ⑩
<p>(イ) 利用者保護のための物資の備蓄状況</p>	
<p>① 利用者のための飲料水、食料品及び毛布・ブランケットの備蓄状況をみると、飲料水及び食料品については、病院では全て備蓄しているが、駅施設、駅ビル・地下街等及びホール等では備蓄している施設はない。また、毛布・ブランケットについては、駅ビル・地下街等及びホール等では備蓄している施設はない。</p>	表 1 - (3) - ④ - a ~ c
<p>i) 飲料水については、病院（4 施設）では全て備蓄しているが、百貨店等では 9 施設のうち 3 施設、ホテルでは 6 施設のうち 2 施設、学校では 14 施設のうち 8 施設が備蓄しておらず、駅施設（10 施設）、駅ビル・地下街等（13 施設）及びホール等（7 施設）では備蓄している施設はない。</p>	
<p>ii) 食料品については、病院（4 施設）では全て備蓄しているが、百貨店等では 9 施設のうち 5 施設、ホテルでは 6 施設のうち 2 施設、学校では 14 施設のうち 4 施設が備蓄しておらず、駅施設（10 施設）、駅ビル・地下街等（13 施設）及びホール等（7 施設）では備蓄している施設はない。</p>	
<p>iii) 毛布・ブランケットについては、駅施設では 10 施設のうち 6 施設、百貨店等では 9 施設のうち 4 施設、ホテルでは 6 施設のうち 4 施設、学校では 14 施設のうち 4 施設、病院では 4 施設のうち 3 施設が備蓄しておらず、駅ビル・地下街等（13 施設）及びホール等（7 施設）では備蓄している施設はない。</p>	
<p>② 物資を備蓄していない施設では、その理由について、「必要な備蓄について検討中又は検討予定」（駅ビル・地下街等）、「必要であればレストラン等の在庫を利用」（ホテル）、「店舗内のテナントと物品の調達の協定を締結」（百貨店等）のほか、中には、帰宅困難者対策ガイドライン等で「一斉帰宅抑制」の基本原則が定められているにもかかわらず、「利用者を収容することを前提としていない」（駅ビル・地下街等）、「極力帰宅してもらい、帰宅困難者の発生を想定していない」（学校）、「避難所として指定されていない」</p>	

<p>(ホール等) との回答もあった。</p> <p>(ウ) 施設の安全確保措置の状況</p> <p>① 建物の耐震化については、駅施設 (10 施設)、学校 (14 施設) 及び病院 (4 施設) では全て実施しているが、駅ビル・地下街等では 13 施設のうち 3 施設、百貨店等では 9 施設のうち 1 施設、ホテルでは 6 施設のうち 1 施設、ホール等では 7 施設中 1 施設が実施していない。</p> <p>② 発災時に施設の安全点検を行うためのチェックシートの作成状況については、駅施設では 10 施設のうち 4 施設、駅ビル・地下街等では 13 施設のうち 4 施設、百貨店等では 9 施設のうち 2 施設、ホテルでは 6 施設のうち 5 施設、ホール等では 7 施設のうち 2 施設、学校では 14 施設のうち 5 施設、病院では 4 施設のうち 1 施設が作成していない。</p> <p>チェックシートを作成していない施設では、その理由について、「テナントとして入っていることから建物の点検自体はビル所有者が行っているため」(百貨店等、ホテル) としている。</p> <p>(エ) 利用者に対する情報提供体制の整備状況</p> <p>① 駅施設、駅ビル・地下街等、学校及び病院のほぼ全てで、「情報の入手・提供手順」及び「混乱が収拾して帰宅が可能となった場合、公共交通機関等に関する情報提供等」を定めているが、百貨店等、ホテル、ホール等では、複数の施設がこれらを定めていない。</p> <p>i) 「情報の入手・提供手順」については、駅施設 (10 施設)、駅ビル・地下街等 (13 施設)、病院 (4 施設) では全て定めているが、学校では 14 施設のうち 1 施設、百貨店等では 9 施設のうち 3 施設、ホテルでは 6 施設のうち 2 施設、ホール等では 7 施設のうち 4 施設が定めていない。</p> <p>ii) 「公共交通機関等に関する情報提供等」については、駅施設 (10 施設) では全て定めているが、駅ビル・地下街等では 13 施設のうち 1 施設、学校では 14 施設のうち 2 施設、百貨店等では 9 施設のうち 3 施設、病院では 4 施設のうち 2 施設、ホテルでは 6 施設のうち 3 施設、ホール等では 7 施設のうち 4 施設が定めていない。</p> <p>② 「情報の入手・提供手順」及び「公共交通機関等に関する情報提供等」を定めていない施設では、その理由について、「現在、BCPを策定中」(ホテル)、「現在、上部機関と協議中」(ホール等)のほか、中には、帰宅困難者対策ガイドライン等で「一斉帰宅抑制」の基本原則が定められているにもかかわらず、「帰宅困難者の受入れを想定していない」(百貨店等)、「極力帰宅してもらい、帰宅困難者の発生を想定していない」(学校)、「公共交通機関の正確な情報を得ることが困難」(駅ビル・地下街等) との回答もあった。</p> <p>③ 名古屋市が作成している「徒歩帰宅支援マップ」の認知度については、駅施設 (10 施設) 及び駅ビル・地下街等 (13 施設) では全て認知しているが、ホール等では 7 施設のうち 1 施設、百貨店等では 9 施設のうち 3 施設、ホテルでは 6 施設のうち 2 施設、学校では 14 施設のうち 9 施設、病院では 4 施設のうち 3 施設が認知していない。</p>	<p>表 1 - (3) - ⑤ - a</p> <p>表 1 - (3) - ⑤ - c</p> <p>表 1 - (3) - ⑤ - d</p> <p>表 1 - (3) - ⑥ - a</p> <p>表 1 - (3) - ⑥ - b</p> <p>表 1 - (3) - ⑥ - a</p>
--	---

<p>(オ) 避難誘導に関する訓練の実施状況</p>	<p>表 1 - (3) - ⑦ - a</p>
<p>避難誘導に関する訓練については、駅施設（10 施設）、ホール等（7 施設）、病院（4 施設）では全て実施しているが、学校では 14 施設のうち 1 施設、駅ビル・地下街等で 13 施設のうち 1 施設、百貨店等では 9 施設のうち 3 施設、ホテルでは 6 施設のうち 4 施設が実施していない。</p>	<p>表 1 - (3) - ⑦ - b</p>
<p>避難誘導に関する訓練を実施していない施設では、その理由について、「火災を想定した一般的な消防訓練は実施しているため」（駅ビル・地下街等、ホテル）、「竣工間もないため」（百貨店等）としている。</p>	
<p>ウ 地区別の一斉帰宅抑制に向けた取組状況</p>	<p>表 1 - (3) - ⑩</p>
<p>「施設の建物の耐震化」、「安全点検を行うためのチェックシートの作成」については、地区による大きな差異は認められないが、「利用者の保護のための避難誘導計画の策定」、「利用者に対する情報提供体制の整備」及び「避難誘導に関する訓練の実施」については金山駅周辺地区が、また、「飲料水及び食料品の備蓄」については名駅周辺地区が他の地区より取組率が高い。</p>	
<p>(ア) 利用者保護のための避難誘導計画の策定状況</p>	<p>表 1 - (3) - ⑩</p>
<p>避難誘導計画を策定している施設は、名駅周辺地区が 90.3%（28/31 施設）、栄周辺地区が 87.5%（14/16 施設）、金山駅周辺地区が 100%（16/16 施設）となっており、金山駅周辺地区の取組率が他地区よりも高くなっている。</p>	
<p>(イ) 利用者保護のための物資の備蓄状況</p>	<p>表 1 - (3) - ⑩</p>
<p>利用者のための物資の備蓄状況をみると、毛布・ブランケットについては地区による大きな差異は認められないものの、飲料水及び食料品については名駅周辺地区の備蓄率が他地区よりも高い。</p>	
<p>① 飲料水を備蓄している施設は、名駅周辺地区が 41.9%（13/31 施設）、栄周辺地区が 25.0%（4/16 施設）、金山駅周辺地区が 18.8%（3/16 施設）となっている。</p>	
<p>② 食料品を備蓄している施設は、名駅周辺地区が 41.9%（13/31 施設）、栄周辺地区が 31.3%（5/16 施設）、金山駅周辺地区が 25.0%（4/16 施設）となっている。</p>	
<p>③ 毛布・ブランケットを備蓄している施設は、名駅周辺地区が 35.5%（11/31 施設）、栄周辺地区が 31.3%（5/16 施設）、金山駅周辺地区が 37.5%（6/16 施設）となっている。</p>	
<p>(ウ) 施設の安全確保措置の状況</p>	<p>表 1 - (3) - ⑩</p>
<p>施設の建物の耐震化を実施している施設は、名駅周辺地区が 93.5%（29/31 施設）、栄周辺地区が 87.5%（14/16 施設）、金山駅周辺地区が 87.5%（14/16 施設）となっている。また、発災時に施設の安全点検を行うためのチェックシートを作成している施設は、名駅周辺地区が 61.3%（19/31 施設）、栄周辺地区が 68.8%（11/16 施設）、金山駅周辺地区が 62.5%（10/16 施設）となっている。</p>	
<p>(エ) 利用者に対する情報提供体制の整備状況</p>	<p>表 1 - (3) - ⑩</p>
<p>「情報の入手・提供手順」、「混乱が収拾して帰宅が可能となった場合、公共</p>	

<p>交通機関等に関する情報提供」を定めている率は、金山駅周辺地区が他の地区よりも高い。</p> <p>① 情報の入手・提供手順を定めている施設は、名駅周辺地区が 80.6% (25/31 施設)、栄周辺地区が 75.0% (12/16 施設)、金山駅周辺地区が 100.0% (16/16 施設) となっている。</p> <p>② 公共交通機関等に関する情報提供等を定めている施設は、名駅周辺地区が 71.0% (22/31 施設)、栄周辺地区が 75.0% (12/16 施設)、金山駅周辺地区が 87.5% (14/16 施設) となっている。</p> <p>③ 名古屋市が作成している「徒歩帰宅支援マップ」の認知度については、同マップを認知している施設は、名駅周辺地区が 67.7% (21/31 施設)、栄周辺地区が 75.0% (12/16 施設)、金山周辺地区が 75.0% (12/16 施設) となっている。</p>	
<p>(オ) 避難誘導に関する訓練の実施状況</p> <p>避難誘導に関する訓練を実施している施設は、名駅周辺地区が 83.9% (26/31 施設)、栄周辺地区が 81.3% (13/16 施設)、金山駅周辺地区が 93.8% (15/16 施設) となっており、金山駅周辺地区の実施率が他の地区よりも高い。</p> <p>名駅周辺地区では、平成 26 年 10 月 27 日に「平成 26 年度愛知県・名古屋市総合防災訓練」、金山駅周辺地区では、平成 27 年 8 月 22 日に「平成 27 年度金山総合駅避難誘導合同訓練」が、周辺地域の関係事業者（鉄道事業者、周辺事業者等）が参加して実施されているが、栄周辺地区では未実施となっている。</p> <p>栄周辺地区で避難誘導に関する訓練が未実施となっていることについて、名古屋市交通局は、「今後、栄駅についても、栄地区地下街等防災協議会などを活用するなどして、関係機関等が協力して帰宅困難者対策訓練を実施する方向で働きかけていきたい」としている。</p>	<p>表 1 - (3) - ⑪</p> <p>表 1 - (3) - ⑫ - a、b</p> <p>表 1 - (3) - ⑬</p>
<p>エ 大規模集客施設の管理者からの帰宅困難者対策に関する意見・要望</p> <p>今回調査した大規模集客施設の管理者から、帰宅困難者対策に関し、行政に対する意見・要望を聴取したところ、次のとおりである。</p> <p>① 名駅周辺地区以外の地区での帰宅困難者対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名駅周辺では、帰宅困難者対策が進められているが、栄駅及び金山駅周辺でも帰宅困難者対策を推進してほしい。（駅施設、駅ビル等）。 ・ 広域避難場所である金山駅周辺に帰宅困難者が滞留することが想定されるが、雨露や寒さが凌げる場所が少ないことから、今後、金山駅周辺地区においても行政の働きかけにより帰宅困難者対策を推進し、一時滞在施設を整備することが望まれる。（駅ビル等） <p>② 利用者の避難誘導に関する対応方針等の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所は、「名古屋市地域防災計画」（平成 27 年 6 月修正）において「家屋の倒壊、流失、焼失など現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時収容、保護するための施設」とされているが、このような避難所に帰宅困難者が来所した場合、どのように対応するのか不明であることから、関係行政機関から事前に対応方法等について提示してほしい。（学校） 	<p>表 1 - (3) - ⑭</p>

- ・ 名古屋の地理・事情に不案内な帰宅困難者（一時避難者）に対する対応指針を策定してほしい。（ホテル）

③ 物資の備蓄に関する指針等の策定と助成制度の創設

- ・ 物資の備蓄を適切に行うため、地区ごとに、どの程度の帰宅困難者の数が見込まれるのか、1つの施設において備蓄が必要な量はどの程度か、ということをおおきく明らかにしてほしい。（地下街）
- ・ 1日平均来館者数が数万人に上る中で、1事業所として、あらかじめ帰宅困難者数を想定し、準備することは困難であるため、行政から、各事業所に対し、備蓄数量や帰宅困難者受入数等の割り当てについて、指針などの根拠となるものを示してもらい、それに基づき対応を検討する必要がある。しかし、不特定多数の利用者の受入れについては、避難・備蓄保管スペースや備蓄品購入経費、商品等に係るセキュリティの問題があり、現状では対応することは難しいため、東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金のような助成等を要望する。（百貨店）

④ 利用者に対する情報提供の仕組みの構築

- ・ 現状では各社が独自に入手した情報に基づいて、各社の管理する設備によって利用者に情報を提供しており、一元化した情報を利用者に提供することができないため、一元化した情報を利用者に提供できるような仕組みを整えてほしい。（地下街）

表 1 - (3) - ① 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン(平成 27 年 3 月内閣府(防災担当))(抜粋)

第 2 章 一斉帰宅の抑制

3. 大規模な集客施設※ 3 や駅等における利用者※ 4 保護

※ 3 施設規模等は明示しないが、多くの利用者が訪れる施設は利用者の保護を行うことが望ましい。

※ 4 当該施設及び施設内のサービスを利用することを主たる目的として訪れた者のことであり、発災後に一時避難等を目的として当該施設を訪れた者は含まない。

◇事業者における対応

平常時

- ① 利用者保護に関する事業所防災計画の策定と従業員等への周知
- ② 利用者保護の内容
 - ・ 発災直後の施設内待機、他の安全な場所への案内・誘導
 - ・ 施設の特性や状況に応じ、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生、外国人等要配慮者が必要とする物資等の備え
- ③ 平時からの施設の安全確保
 - ・ 耐震診断・耐震改修や家具類の転倒防止対策等の施設の安全確保
 - ・ 施設の安全点検のためのチェックシートの作成と訓練
- ④ 利用者保護のための備蓄
 - ・ 施設の特性や実情に応じて、利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましい
- ⑤ 年 1 回以上の訓練等による定期的な手順の確認と改善

発災時

- ① 施設の安全性の確認、利用者の施設内や安全な場所での保護
- ② 利用者の一時滞在施設への誘導等
 - ・ 当該施設が自ら一時滞在施設になる方が望ましい
 - ・ 当該施設が安全でない場合は、事業者が一時滞在施設等へ利用者を誘導する
- ③ 要配慮者への対応
 - ・ 市区町村や関係機関と連携し、あらかじめ定めた手順等にもとづき、要配慮者に対応する
- ④ 利用者に対する情報提供
 - ・ 災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を利用者に提供する

第 5 章 駅周辺等における混乱防止

大規模地震が発生した場合、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し、混乱等が発生することが予想される。

この際、駅周辺の事業者や学校等からなる駅前滞留者※ 3 対策のための協議会が中心となり、地域の行動ルールに基づき混乱を防止する共助の取組が必要となる。

※ 3 特定の駅周辺における「滞留者」を指し、帰宅可能な近距離の徒歩帰宅者及びそれ以外の帰宅困難者等を含め、総合的な対策が必要である

1. 駅前滞留者対策を講じるべき地域の特性の把握

(1) 滞留者の特性把握

① 滞留者数の把握

(略)

②当該地域の特徴の把握

(略)

2. 駅前滞留者対策協議会の設立※5

※5 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域の協議会が組織されている場合は、その協議会が駅前滞留者対策協議会の役割を担い、都市安全確保計画を作成することとなる

(1) 駅前滞留者対策協議会の参加団体

- ・想定される参加団体は、①町内会・商店街②鉄道事業者③ライフライン事業者④駅周辺の大規模集客施設（百貨店、劇場、映画館、ホテル等）⑤駅周辺の企業⑥周辺の医療機関⑦学校等の教育・研究機関⑧市区町村・警察署・消防署等が考えられる

(2) 運営について

- ・参加団体の名簿管理、協議会の運営（資料作成、司会進行）、協議会の開催連絡、訓練の企画立案等については、市区町村が事務局となって実施することが基本である
- ・各種取組については、参加団体で協議・決定し、役割を分担することが重要である

3. 地域の行動ルールの策定

駅前滞留者対策協議会においては、「自助」「共助」「公助」の各視点に基づき、「地域の行動ルール」を策定する。

(1) 「組織は組織で対応する（自助）」

- ・地域内の事業所、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに従業員・来所者、生徒等に対する取組を行う（「第2章 2. 企業等における施設内待機」を参照）

(2) 「地域が連携して対応する（共助）」

- ・駅前滞留者対策協議会は、発災時に活動の拠点となる現地本部を立ち上げ、地域の事業者等と連携して対応する（「第2章 3. 大規模な集客施設や駅等における利用者保護」及び「第3章 一時滞在施設の確保」を参照）
- ・地域によっては、現地本部に加え、駅前滞留者に掲示板等で情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げる

(3) 「公的機関は地域をサポートする（公助）」

- ・市区町村が中心となって、都道府県・国と連携・協力し、防災活動に必要な情報（被害状況、交通情報等）の提供等を通じて地域の対応を支援する

(4) 駅前滞留者対策訓練の実施

- ・駅前滞留者対策の充実を図るため、PDCAサイクルに基づき継続的に訓練（①駅前滞留者の誘導訓練②徒歩帰宅訓練③現地本部等の立ち上げ運営訓練④駅前滞留者及び協議会参加団体に対する情報受発信訓練⑤一時滞在施設の開設訓練⑥机上(図上)訓練等）を実施・検証し、災害時の体制作りを行うことが重要である

(注) 下線は当局が付した。

表 1 - (3) - ② 愛知県帰宅困難者対策実施要領（平成 27 年 3 月改定）（抜粋）

第 4 事前の備え
4 施設管理者等（自助、共助の取り組み）
○ 施設の耐震化を推進する 地震による揺れから施設の内外にいる人の命を守り、また、来客が別の受入施設や自宅へ移動を開始するまでの間の安全を図るため、施設の耐震化や什器（家具等）の転倒防止に努める。
○ 自治体等との連携により一時滞在施設等の情報を把握する 一時滞在施設の開設状況や、一時滞在者の救援物資等の支援ニーズ把握、災害情報の提供等、情報の相互共有ができる体制づくりに努める。
○ 施設への来訪者の避難誘導計画の作成と、災害情報の提供方法を検討する 施設への来訪者や従業員の避難誘導計画や近隣の避難施設に関する情報提供の方法について、あらかじめ計画を定めておくよう努める。

(注) 下線は当局が付した。

表 1 - (3) - ③ - a 利用者の避難誘導計画の策定状況

(単位：施設、%)

区 分	避難誘導計画を策定済み					誘導計画を未策定	合計	
	施設内待機に関する規定あり	施設内待機に関する規程なし	安全な場所への案内等に関する規定あり	安全な場所への案内等に関する規程なし				
計	58 (92.1)	47 <81.0>	11 <19.0>	56 <96.6>	2 <3.4>	5 (7.9)	63 (100.0)	
種 類 別	駅施設	10 (100.0)	5 <50.0>	5 <50.0>	10 <100.0>	0 <0.0>	0 (0.0)	10 (100.0)
	駅ビル・地下街等	13 (100.0)	11 <84.6>	2 <15.4>	12 <92.3>	1 <7.7>	0 (0.0)	13 (100.0)
	百貨店等	8 (88.9)	8 <100.0>	0 <0.0>	8 <100.0>	0 <0.0>	1 (11.1)	9 (100.0)
	ホテル	4 (66.7)	4 <100.0>	0 <0.0>	4 <100.0>	0 <0.0>	2 (33.3)	6 (100.0)
	ホール等	5 (71.4)	4 <80.0>	1 <20.0>	5 <100.0>	0 <0.0>	2 (28.6)	7 (100.0)
	学校	14 (100.0)	12 <85.7>	2 <14.3>	13 <92.9>	1 <7.1>	0 (0.0)	14 (100.0)
	病院	4 (100.0)	3 <75.0>	1 <25.0>	4 <100.0>	0 <0.0>	0 (0.0)	4 (100.0)
地 区 別	名駅周辺地区	28 (90.3)	20 <71.4>	8 <28.6>	27 <96.4>	1 <3.6>	3 (9.7)	31 (100.0)
	栄周辺地区	14 (87.5)	13 <92.9>	1 <7.1>	14 <100.0>	0 <0.0>	2 (12.5)	16 (100.0)
	金山駅周辺地区	16 (100.0)	14 <87.5>	2 <12.5>	15 <93.8>	1 <6.3>	0 (0.0)	16 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は、合計欄に対する構成比 (%) を示し、< > 内は「避難誘導計画を策定済み」の施設に占める割合 (%) を示す。

表 1 - (3) - ③ - b 避難誘導計画を策定していない理由

避難誘導計画を策定していない理由	施設数
地震を想定した避難誘導計画は策定していないものの、火災を想定した避難誘導計画は策定済みであるため	3 施設 (ホテル 2 施設、ホール等 1 施設)
テナントとして入居しているため施設自体の避難誘導計画はないものの、ビル全体としての避難誘導計画はあるため	2 施設 (百貨店等 1 施設、ホール等 1 施設)

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (3) - ③ - c 避難誘導計画に施設内待機に関する規定を盛り込んでいない主な理由

避難誘導計画を策定していない理由	施設数
耐震化が十分ではないため	1 施設 (駅ビル・地下街等)
必ずしも待機することが身の安全にはつながらず、発災直後は公共の避難所・避難場所に避難誘導を行うため	6 施設 (駅施設 4 施設、駅ビル・地下街等 1 施設、ホール等 1 施設)

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (3) - ③ - d 避難誘導計画に安全な場所への案内等に関する規定を盛り込んでいない主な理由

避難誘導計画を策定していない理由	施設数
新校舎完成後間もないため、どこに案内するか検討中であるため	1 施設 (学校 1 施設)
被災時にどこが安全なのか把握することが困難であるため	1 施設 (駅ビル・地下街等)

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (3) - ④ - a - i 物資の備蓄の実施状況 (飲料水)

(単位: 施設、%)

区 分	備蓄あり			備蓄なし	合計	
		3 日以上	1 ~ 2 日分			
計	20 (31.7)	16 (80.0)	4 (20.0)	43 (68.3)	63 (100.0)	
種 類 別	駅施設	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (100.0)	10 (100.0)	
	駅ビル・地下街等	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (100.0)	13 (100.0)	
	百貨店等	6 (66.7)	4 (66.7)	3 (33.3)	9 (100.0)	
	ホテル	4 (66.7)	4 (100.0)	2 (33.3)	6 (100.0)	
	ホール等	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (100.0)	7 (100.0)	
	学校	6 (42.9)	4 (66.7)	2 (33.3)	8 (57.1)	14 (100.0)
	病院	4 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
地 区 別	名駅周辺地区	13 (41.9)	9 (69.2)	4 (30.8)	18 (58.1)	31 (100.0)
	栄周辺地区	4 (25.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	12 (75.0)	16 (100.0)
	金山駅周辺地区	3 (18.8)	3 (100.0)	0 (0.0)	13 (81.3)	16 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による

2 () 内は、合計欄に対する構成比 (%) を示す。

表 1 - (3) - ④ - a - ii 物資を備蓄していない理由（飲料水）

(単位：施設、%)

区 分		購入、更新費用 の確保が難しい	保管スペース がない	必要性を 感じない	その他	備蓄なしの 施設数
計		10 (23.3)	6 (14.0)	5 (11.6)	24 (55.8)	43 (104.7)
種類別	駅施設	1 (10.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	6 (60.0)	10 (110.0)
	駅ビル・地下街等	5 (38.5)	2 (15.4)	1 (7.7)	5 (38.5)	13 (100.0)
	百貨店等	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	3 (133.2)
	ホテル	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	2 (100.0)
	ホール等	3 (42.9)	1 (14.3)	0 (0.0)	3 (42.9)	7 (100.0)
	学校	0 (0.0)	1 (12.5)	0 (0.0)	7 (87.5)	8 (100.0)
	病院	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
地区別	名駅周辺地区	6 (33.3)	2 (11.1)	2 (11.1)	10 (55.6)	18 (111.1)
	栄周辺地区	1 (8.3)	3 (25.0)	1 (8.3)	7 (58.3)	12 (100.0)
	金山駅周辺地区	3 (23.1)	1 (7.7)	2 (15.4)	7 (53.8)	13 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は、「備蓄なしの施設」に対する割合である。

3 理由は複数回答であるので、合計は必ずしも 100.0%にならない。

表 1 - (3) - ④ - a - iii 上表のうち、「その他」の主な内容

区分	種類：施設数	主な内容
飲料水	駅施設：6	<ul style="list-style-type: none"> 駅施設では帰宅困難者の長時間受入れを前提としていない：4施設 駅施設の規模から帰宅困難者の駅施設受入れが困難：1施設 帰宅困難者のための備蓄はないが、列車内の乗客のための備蓄は行っている（500ml ペットボトルを千本）：1施設
	駅ビル・地下街等：5	<ul style="list-style-type: none"> 利用者を収容することを想定していない：2施設 名古屋駅周辺都市再生安全確保計画に沿って備蓄を検討中：1施設 備蓄について検討中：2施設
	百貨店等：1	<ul style="list-style-type: none"> 事業者から回答がなく不明
	ホテル：2	<ul style="list-style-type: none"> 一時滞在施設となることを想定していないが、必要であればレストラン等の在庫を利用：1施設 受水槽に溜めている飲料水を利用：1施設
	ホール等：3	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水として名古屋市が指定した消火栓から取水：1施設 法令化されていない：1施設 避難所として指定されていない：1施設
	学校：7	<ul style="list-style-type: none"> 極力帰宅してもらい、帰宅困難者の発生を想定していない：1施設 地下式給水栓により給水：6施設
	病院：0	—
合計	24施設	

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (3) - ④ - b - i 物資の備蓄の実施状況（食料品）

(単位：施設、%)

区 分	備蓄あり			備蓄なし	合計
	3日分以上	1～2日分			
計	22 (34.9)	13 (59.1)	9 (40.9)	41 (65.1)	63 (100.0)
種 類 別	駅施設	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (100.0)
	駅ビル・地下街等	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (100.0)
	百貨店等	4 (44.4)	3 (75.0)	1 (25.0)	5 (55.6)
	ホテル	4 (66.7)	4 (100.0)	0 (0.0)	2 (33.3)
	ホール等	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (100.0)
	学校	10 (71.4)	2 (20.0)	8 (80.0)	4 (28.6)
	病院	4 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
地 区 別	名駅周辺地区	13 (41.9)	8 (61.5)	5 (38.5)	18 (58.1)
	栄周辺地区	5 (31.3)	3 (60.0)	2 (40.0)	11 (68.8)
	金山駅周辺地区	4 (25.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	12 (75.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は、合計欄に対する構成比 (%) を示す。

表 1 - (3) - ④ - b - ii 物資を備蓄していない理由（食料品）

(単位：施設、%)

区 分	購入、更新費用 の確保が難しい	保管スペース がない	必要性を 感じない	その他	備蓄なしの 施設数	
計	11 (26.8)	8 (19.5)	6 (14.6)	19 (46.3)	41 (107.2)	
種 類 別	駅施設	1 (10.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	6 (60.0)	10 (110.0)
	駅ビル・地下街等	5 (38.5)	2 (15.4)	1 (7.7)	5 (38.5)	13 (100.0)
	百貨店等	1 (20.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	5 (120.0)
	ホテル	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	2 (100.0)
	ホール等	3 (42.9)	1 (14.3)	0 (0.0)	3 (42.9)	7 (100.1)
	学校	1 (25.0)	3 (75.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	4 (125.0)
	病院	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
地 区 別	名駅周辺地区	7 (38.9)	3 (16.7)	3 (16.7)	8 (44.4)	18 (116.7)
	栄周辺地区	1 (9.1)	3 (27.3)	1 (9.1)	6 (54.5)	11 (100.0)
	金山駅周辺地区	3 (25.0)	2 (16.7)	2 (16.7)	5 (41.7)	12 (100.1)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は、「備蓄なしの施設」に対する割合である。

3 理由は複数回答であるので、必ずしも合計は 100.0%にならない。

表 1 - (3) - ④ - b - iii 上表のうち、「その他」の主な内容

区分	種類：施設数	主な内容
食料品	駅施設：6	<ul style="list-style-type: none"> ・駅施設では帰宅困難者の長時間受入れを前提としていない：4施設 ・駅施設の規模から帰宅困難者の駅施設受入れが困難：1施設 ・帰宅困難者のための備蓄はないが、列車内の乗客のための備蓄は行っている（千食）：1施設
	駅ビル・地下街等：5	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者を収容することを想定していない：2施設 ・名古屋駅周辺都市再生安全確保計画に沿って備蓄を検討中：1施設 ・備蓄について検討中：2施設
	百貨店等：2	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内のテナントと物品を調達の協定を締結：1施設 ・事業者から回答がなく不明：1施設
	ホテル：2	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者を受入れを想定していないが、必要があればレストラン等の在庫を利用：1施設 ・レストラン等の在庫を利用（2～3日分は在庫あり）：1施設
	ホール等：3	<ul style="list-style-type: none"> ・一時避難場所であり、保管している名古屋市の物品（食料品）を保管：1施設 ・法令化されていない：1施設 ・避難所として指定されていない：1施設
	学校：1	<ul style="list-style-type: none"> ・極力帰宅してもらい、帰宅困難者の発生を想定していない
	病院：0	—
合計	19施設	

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (3) - ④ - c - i 物資の備蓄の実施状況（毛布・ブランケット）

(単位：施設、%)

区分	備蓄している	備蓄していない	合計	
合計（毛布・ブランケット）	22 (34.9)	41 (65.1)	63 (100.0)	
種類別	駅施設	4 (40.0)	6 (60.0)	10 (100.0)
	駅ビル・地下街等	0 (0.0)	13 (100.0)	13 (100.0)
	百貨店等	5 (55.6)	4 (44.4)	9 (100.0)
	ホテル	2 (33.3)	4 (66.7)	6 (100.0)
	ホール等	0 (0.0)	7 (100.0)	7 (100.0)
	学校	10 (71.4)	4 (28.6)	14 (100.0)
	病院	1 (25.0)	3 (75.0)	4 (100.0)
地区別	名駅周辺地区	11 (35.5)	20 (64.5)	31 (100.0)
	栄周辺地区	5 (31.3)	11 (68.8)	16 (100.0)
	金山駅周辺地区	6 (37.5)	10 (62.5)	16 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は、合計欄に対する構成比 (%) を示す。

表 1 - (3) - ④ - c - ii 物資を備蓄していない理由（毛布・ブランケット）

（単位：施設、％）

区 分		購入、更新費用 の確保が難しい	保管スペース がない	必要性を 感じない	その他	備蓄なしの 施設数
計		11 (26.8)	8 (19.5)	5 (12.2)	20 (48.8)	41 (107.3)
種類別	駅施設	1 (16.7)	1 (16.7)	0 (0.0)	5 (83.3)	6 (116.7)
	駅ビル・地下街等	5 (38.5)	2 (15.4)	1 (7.7)	5 (38.5)	13 (100.1)
	百貨店等	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	4 (125.0)
	ホテル	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	3 (75.0)	4 (100.0)
	ホール等	2 (28.6)	1 (14.3)	0 (0.0)	4 (57.1)	7 (100.0)
	学校	0 (0.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	4 (100.0)
	病院	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	3 (133.2)
地区別	名駅周辺地区	6 (30.0)	3 (15.0)	4 (20.0)	10 (50.0)	20 (115.0)
	栄周辺地区	2 (18.2)	3 (27.3)	0 (0.0)	6 (54.5)	11 (100.0)
	金山駅周辺地区	3 (30.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	4 (40.0)	10 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は、「備蓄なしの施設」に対する割合である。

3 理由は複数回答であるので、必ずしも合計は 100.0%にならない。

表 1 - (3) - ④ - c - iii 上表のうち、「その他」の主な内容

区分	種類：施設数	主な内容
毛布等	駅施設：5	・駅施設では帰宅困難者の長時間受入れを前提としていない：4施設 ・駅施設の規模から帰宅困難者の駅施設受入れが困難：1施設
	駅ビル・地下街等：5	・利用者を収容することを想定していない：2施設 ・名古屋駅周辺都市再生安全確保計画に沿って備蓄を検討中：1施設 ・備蓄について検討中：2施設
	百貨店等：1	・事業者から回答がなく不明
	ホテル：3	・客室の備品を利用：1施設 ・帰宅困難者の受入れを想定していないが、必要があれば客室の毛布を利用：1施設 ・客室用の予備寝具セットを利用：1施設
	ホール等：4	・一時避難場所であり、保管している名古屋市の物品（毛布等）を保管：1施設 ・法令化されていない：1 ・避難所として指定されていない：1施設 ・お客用の毛布を利用：1施設
	学校：1	・極力帰宅してもらい、帰宅困難者の発生を想定していない
	病院：1	・入院用のリネンの予備を利用
合計	20施設	

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (3) - ⑤ - a 施設の建物の耐震化の状況

(単位：施設、%)

区 分		対応済み	未対応	計
計		57 (90.5)	6 (9.5)	63 (100.0)
種 類 別	駅施設	10 (100.0)	0 (0.0)	10 (100.0)
	駅ビル・地下街等	10 (76.9)	3 (23.1)	13 (100.0)
	百貨店等	8 (88.9)	1 (11.1)	9 (100.0)
	ホテル	5 (83.3)	1 (16.7)	6 (100.0)
	ホール等	6 (85.7)	1 (14.3)	7 (100.0)
	学校	14 (100.0)	0 (0.0)	14 (100.0)
	病院	4 (100.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
地 区 別	名駅周辺地区	29 (93.5)	2 (6.5)	31 (100.0)
	栄周辺地区	14 (87.5)	2 (12.5)	16 (100.0)
	金山駅周辺地区	14 (87.5)	2 (12.5)	16 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は、合計欄に対する構成比 (%) を示す。

表 1 - (3) - ⑤ - b 施設の建物を耐震化していない主な理由

施設の建物を耐震化していない理由	施設数
今後耐震化について検討する予定である	3 施設 (駅ビル・地下街等 2 施設、ホール等 1 施設)
再開発が検討されている	2 施設 (百貨店等 1 施設、ホテル 1 施設)
地下街について耐震化の判断基準がよく分からない	1 施設 (駅ビル・地下街等 1 施設)

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (3) - ⑤ - c 安全点検チェックシートの作成状況

(単位：施設、%)

区 分		作成済み	未作成	合計
計		40 (63.5)	23 (36.5)	63 (100.0)
種 類 別	駅施設	6 (60.0)	4 (40.0)	10 (100.0)
	駅ビル・地下街等	9 (69.2)	4 (30.8)	13 (100.0)
	百貨店等	7 (77.8)	2 (22.2)	9 (100.0)
	ホテル	1 (16.7)	5 (83.3)	6 (100.0)
	ホール等	5	2	7

		(71.4)	(28.6)	(100.0)
	学校	9 (64.3)	5 (35.7)	14 (100.0)
	病院	3 (75.0)	1 (25.0)	4 (100.0)
地区別	名駅周辺地区	19 (61.3)	12 (38.7)	31 (100.0)
	栄周辺地区	11 (68.8)	5 (31.3)	16 (100.0)
	金山駅周辺地区	10 (62.5)	6 (37.5)	16 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は、合計欄に対する構成比 (%) を示す。

表 1-(3)-⑤-d 安全点検を行うためのチェックシートを作成していない主な理由

安全点検を行うためのチェックシートを作成していない主な理由	施設数
今後作成について検討する予定である	5 施設 (駅ビル・地下街等 2 施設、百貨店等 1 施設、ホテル 2 施設、)
テナントとして入っていることから建物の点検自体はビル所有者が行う	2 施設 (百貨店等 1 施設、ホテル 1 施設)

(注) 当局の調査結果による。

表 1-(3)-⑥-a 利用者に対する情報提供体制の準備状況

(単位：施設)

区 分	調査対象施設数	情報の入手・提供手順		公共交通機関等に関する情報提供等の定め		徒歩帰宅支援ルートマップの認知状況		
		定めている	定めていない	定めている	定めていない	知っている	知らない	
計	63 (100.0)	53 (84.1)	10 (15.9)	48 (76.2)	15 (23.8)	45 (71.4)	18 (28.6)	
種 類 別	駅施設	10 (100.0)	10 (100.0)	0 (0.0)	10 (100.0)	0 (0.0)	10 (100.0)	0 (0.0)
	駅ビル・地下街等	13 (100.0)	13 (100.0)	0 (0.0)	12 (92.3)	1 (7.7)	13 (100.0)	0 (0.0)
	百貨店等	9 (100.0)	6 (66.7)	3 (33.3)	6 (66.7)	3 (33.3)	6 (66.7)	3 (33.3)
	ホテル	6 (100.0)	4 (66.7)	2 (33.3)	3 (50.0)	3 (50.0)	4 (66.7)	2 (33.3)
	ホール等	7 (100.0)	3 (42.9)	4 (57.1)	3 (42.9)	4 (57.1)	6 (85.7)	1 (14.3)
	学校	14 (100.0)	13 (92.9)	1 (7.1)	12 (85.7)	2 (14.3)	5 (35.7)	9 (64.3)
	病院	4 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	3 (75.0)
地 区 別	名駅周辺地区	31 (100.0)	25 (80.6)	6 (19.4)	22 (71.0)	9 (29.0)	21 (67.7)	10 (32.3)
	栄周辺地区	16 (100.0)	12 (75.0)	4 (25.0)	12 (75.0)	4 (25.0)	12 (75.0)	4 (25.0)
	金山駅周辺地区	16 (100.0)	16 (100.0)	0 (0.0)	14 (87.5)	2 (12.5)	12 (75.0)	4 (25.0)

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (3) - ⑥ - b 定めていない主な理由

(単位：施設)

区分	情報の入手・提供手順の定め		公共交通機関等に関する情報提供等の定め		
	定めていない	左記の主な理由	定めていない	左記の主な理由	
種 類 別	駅施設	0	—	0	—
	駅ビル・地下街等	0	—	1	・公共交通機関の正確な情報を得ることが困難。ワンセグ、ラジオが受信でき、個人で情報を収集
	百貨店等	3	・帰宅困難者の受入れを想定していない ・発災当日の本店（本部）の判断による	3	・発災当日の本店（本部）の判断による
	ホテル	2	・現在、BCPを策定中	3	・現在、BCPを策定中 ・利用者から照会があればテレビ・ラジオの情報を提供
	ホール等	4	・現在、上部機関と協議中 ・利用者への情報提供に係るマニュアル等が示されていない ・一時退避場所であり、名古屋市が対応	4	・現在、上部機関と協議中 ・一時退避場所のため、名古屋市が対応
	学校	1	・極力帰宅してもらい、帰宅困難者の発生を想定していない	2	・極力帰宅してもらい、帰宅困難者の発生を想定していない
	病院	0	—	2	・情報提供は行いたいと考えているが、規程までは作成していない

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (3) - ⑦ - a 避難誘導に関する訓練の実施状況

(単位：施設、%)

区分	実施	未実施	合計	
計	54 (85.7)	9 (14.3)	63 (100.0)	
種 類 別	駅施設	10 (100.0)	0 (0.0)	10 (100.0)
	駅ビル・地下街等	12 (92.3)	1 (7.7)	13 (100.0)
	百貨店等	6 (66.7)	3 (33.3)	9 (100.0)
	ホテル	2 (33.3)	4 (66.7)	6 (100.0)
	ホール等	7 (100.0)	0 (0.0)	7 (100.0)
	学校	13 (92.9)	1 (7.1)	14 (100.0)
	病院	4 (100.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
地 区 別	名駅周辺地区	26 (83.9)	5 (16.1)	31 (100.0)
	栄周辺地区	13 (81.3)	3 (18.8)	16 (100.0)
	金山駅周辺地区	15 (93.8)	1 (6.3)	16 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は、合計欄に対する構成比 (%) を示す。

表 1 - (3) - ⑦ - b 避難誘導に関する訓練を実施していない主な理由

避難誘導計画を策定していない理由	施設数
火災を想定した一般的な消防訓練のみを実施しているため	5 施設 (駅ビル・地下街等 1 施設、ホテル 4 施設)
竣工間もないため	1 施設 (百貨店等 1 施設)

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (3) - ⑧ 駅施設における避難案内図等の掲示内容等 (名古屋駅)

鉄道事業者	名古屋駅における避難先の案内方法
A事業者	<p>災害時避難案内として名古屋駅周辺の案内地図を作成(平成 27 年度 15,000 部)し、地下鉄駅構内への掲示や券売機付近で配布している。</p> <p>同地図には、「広域避難場所」(白川公園等)や「避難所」(駅周辺の小・中学校)のほか、帰宅困難者対策として整備が進められている「一時退避場所」や「退避施設(一時滞在施設)」も掲載している。</p>
B事業者	<p>駅構内に掲示されている避難場所案内図等では、東西出入口外側にある広場までの案内となっており、駅周辺の避難先の案内は行っていない。</p> <p>その理由について同社は、具体的な避難先やそこまでの案内方法については、名古屋駅周辺地区安全確保計画部会等で検討中であるためとしている。</p> <p>また、同社では、現状で案内できる避難先としては「ノリタケの森」が適切であるとしているが、上記の理由から具体的な経路は掲示していない。</p>
C事業者	<p>改札口付近に掲示されている案内誘導図で、名古屋市が指定する「避難所」(駅周辺の小・中学校)までの徒歩ルート案内している。</p> <p>その理由等について同社は、安全な場所として「公共避難所」に誘導することが適切と考えているためとしている。また、名古屋駅については、名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画に定められている退避場所及び退避施設へ案内、誘導を行うことも想定しているが、実際の避難誘導に当たっては他の退避施設等との調整が必要と考えられること、発災時の状況により使用困難な場合も考えられることから、事前に周知することは難しいとしている。</p>
D事業者	<p>改札口付近に掲示されている概略図で、名古屋市が指定する「避難所」(駅周辺の小・中学校)までの徒歩ルート案内している。</p> <p>その理由等について同社は、利用客に対しては、原則として「公共避難所」に誘導することとしているためとしている。また、名古屋駅については、今後、名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画に基づく具体的な結論が得られ次第対応を検討するとしている。</p>
E事業者	<p>駅構内の改札口付近に駅周辺の地震ハザードマップを掲示しており、同マップで広域避難場所となっている白川公園及び名城公園等を案内している。</p> <p>その理由等について同社は、「会社の規模等から退避施設になることが難しいため、利用客に対しては広域避難場所等を案内している。また、駅全体としての避難誘導方策について、現在、名古屋駅周辺地区安全確保計画部会等で検討されている段階であり、この結果に基づき検討する」としている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (3) - ⑨ 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン(平成 27 年 3 月内閣府(防災担当)) (抜粋)

第 2 章 一斉帰宅の抑制
◇学校等における児童・生徒等の安全確保
・学校等は、平時より、保護者等との連絡体制を構築しておく
・特に、児童・生徒等の安全確保及び保護者への引き渡しに係る方針を作成することが望ましい
・発災時には、保護者等との連絡を取り、学校内もしくは他の安全な場所での待機等の児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う

表 1 - (3) - ⑩ 学校における保護者への対応

(単位：施設)

調査対象学校数	保護者へ連絡事項		
	児童・生徒の安否	下校の可否・方法	引渡し方法
9	8	8	8

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (3) - ⑪ 集客施設における項目別取組状況 (地区別)

(単位：%)

項 目	地区名		栄周辺 (16 施設)		金山駅周辺 (16 施設)		全 体 (63 施設)	
	名駅周辺 (31 施設)							
避難誘導計画を策定している施設の割合	②	90.3 (28 施設)	③	87.5 (14 施設)	①	100.0 (16 施設)		77.7 (58 施設)
飲料水を備蓄している施設の割合	①	41.9 (13 施設)	②	25.0 (4 施設)	③	18.8 (3 施設)		31.7 (20 施設)
食料品を備蓄している施設の割合	①	41.9 (13 施設)	②	31.3 (5 施設)	③	25.0 (4 施設)		34.9 (22 施設)
毛布・ブランケットを備蓄している施設の割合	②	35.5 (11 施設)	③	31.3 (5 施設)	①	37.5 (6 施設)		34.9 (22 施設)
建物を耐震化している施設の割合	①	93.5 (29 施設)	②	87.5 (14 施設)	②	87.5 (14 施設)		90.5 (57 施設)
建物の安全点検のためのチェックシートを作成している施設の割合	③	61.3 (19 施設)	①	68.8 (11 施設)	②	62.5 (10 施設)		63.5 (40 施設)
利用者に対する情報の入手・提供手順を定めている施設の割合	②	80.6 (25 施設)	③	75.0 (12 施設)	①	100.0 (16 施設)		84.1 (53 施設)
公共交通機関等に関する情報提供等を定めている施設の割合	③	71.0 (22 施設)	②	75.0 (12 施設)	①	87.5 (14 施設)		76.2 (48 施設)
徒歩帰宅支援ルートマップを承知している施設の割合	③	67.7 (21 施設)	①	75.0 (12 施設)	①	75.0 (12 施設)		71.4 (45 施設)
避難誘導に関する訓練を実施している施設の割合	②	83.9 (26 施設)	③	81.3 (13 施設)	①	93.8 (15 施設)		85.7 (54 施設)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ○数字は、3 地区の中で割合の高い順を示したものである。

表 1 - (3) - ⑫ - a 平成 26 年度愛知県・名古屋市総合防災訓練の概要

日 時	平成 26 年 10 月 27 日 (月) 13 時 00 分～15 時 00 分
場 所	名古屋駅周辺、ノリタケの森、名駅四丁目地区 (ウインクあいち)
主 催	愛知県、名古屋市
訓練参加機関	県、市、防災関係機関、鉄道各社、施設管理者等 73 機関
参加者数	約 2,700 人
概 要	大規模な地震が発生したという想定のもと、名古屋駅周辺やノリタケの森を訓練会場として、県・市・防災関係機関等が連携して、帰宅困難者対策訓練、名古屋駅前ビルからの救出救助訓練など実働的な訓練を行うとともに、各種講習会・展示等を行う。

(注) 愛知県提出資料による。

表 1 - (3) - ⑫ - b 平成 27 年度金山総合駅避難誘導合同訓練の概要

日 時	平成 27 年 8 月 22 日 (土) 0 時 30 分～ (訓練時間 1 時間 30 分程度)
場 所	名古屋市営地下鉄駅構内、J R 東海駅構内、名古屋鉄道駅構内、アスナル金山、金山総合駅自由通路
主 催	名古屋市交通局、J R 東海及び名古屋鉄道
訓練参加機関	鉄道各社、名古屋交通開発機構、名古屋まちづくり会社、中区役所、中警察署、長谷川ビル
参加者数	約 200 人
概 要	鉄道 3 社局合同訓練として、広域避難場所避難誘導訓練 (アスナル金山)、滞留者への情報提供訓練 (金山総合駅北口付近)、滞留旅客の金山総合駅連絡通路誘導訓練等を行う。

(注) 名古屋市提出資料による。

表 1 - (3) - ⑬ 栄周辺地区及び金山駅周辺における地区総合共同防火管理協議会等の設立状況

区 分	栄周辺地区	金山駅周辺地区
名 称	栄地区地下街等防災協議会	金山駅地区総合共同防火管理協議会
目 的	栄地区地下街及びこれに接続する防火及び防災管理対象物の各事業所における防火・防災管理の徹底を期するとともに、火災、地震その他の災害による人的、物的被害を軽減することを目的とする。	金山総合駅及びこれに接続する共同防火管理対象物および防火管理対象物の各事業所における防火管理の徹底を期するとともに、火災、地震その他の災害による人的物的被害を軽減することを目的とする。
対象物	14 施設	7 施設
構成機関	13 機関	6 機関
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合統括消防計画の作成 ・ 本会を組織する各事業所の消防計画の調整 ・ 防火に関する統一規程の制定、改廃 ・ 消防設備の改善強化 ・ 防火上の企画、調査、研究 ・ 防火上の賞揚に関する事項 ・ 防災思想の普及および高揚 ・ その他共同防火管理に関し必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合統括消防計画の作成 ・ 本会を組織する各事業所の消防計画の調整 ・ 防火に関する統一規程の制定、改廃 ・ 消防設備の改善強化 ・ 防火上の企画、調査、研究 ・ 防火上の賞揚に関する事項 ・ 防災思想の普及および高揚 ・ その他共同防火管理に関し必要な事項

(注) 各地区総合共同防火管理協議会規程及び構成員名簿により、当局が作成した。

表 1 - (3) - ⑭ 大規模集客施設の管理者からの意見・要望

<p>○ 帰宅困難者対策全般に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名古屋駅周辺では、帰宅困難者対策が進められているが、栄駅及び金山駅周辺でも帰宅困難者対策を推進してほしい。(駅施設、駅ビル等) ・ 金山駅周辺地区においても、一時滞在施設の整備が進められることが望ましい。(駅施設) ・ 広域避難場所である金山駅周辺に帰宅困難者が滞留することが想定されるが、雨露や寒さが凌げる場所が少ないことから、今後、金山駅周辺地区においても行政の働きかけにより帰宅困難者対策を推進し、一時滞在施設を整備することが望まれる。(駅ビル等) ・ 栄駅だけでなく栄地域全体として帰宅困難者対策を検討してほしい(地下街) ・ 名古屋市における対策は、現状、名駅周辺地区での取組のみであり、また、東京都のように条例等も定められていない。条例等が何もない状況では対策がとりづらい。(ホール) <p>○ 利用者の避難誘導に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所に帰宅困難者が来所した場合、どのように対応するのか不明であることから、事前に対応方法等について提示してほしい(学校) ・ 名古屋の地理・事情に不案内な帰宅困難者(一時避難者)に対する対応指針を策定してほしい。(ホテル) ・ 交通機関が復旧せず帰宅困難者が発生した場合を想定し、店内の一部スペースを約 500 人分開
--

放し、備蓄品を配布することになっているものの、現実的には、平均で1万人程度入館している利用者を誘導することや、利用者を500人程度に絞ることは困難である。(百貨店)

○ 物資の備蓄に関するもの

- 物資の備蓄を行うとするのであれば、地区ごとに、どの程度の帰宅困難者の数が見込まれるのか、1つの施設において備蓄が必要な量はどの程度かということをはっきりと明らかにしてほしい。(地下街)
- 1日平均来館者数が数万人に上る中で、1事業所として、あらかじめ帰宅困難者数を想定し、準備することは困難であるため、行政から、各事業所に対し、備蓄数量や帰宅困難者受入数等の割り当てについて、指針などの根拠となるものを示してもらい、それに基づき対応を検討する必要がある。しかし、不特定多数の利用者の受入れについては、避難・備蓄保管スペースや備蓄品購入経費、商品等に係るセキュリティの問題があり、現状では対応することは難しいため、東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金のような助成等を要望する。(百貨店)
- 集客施設、一時滞在施設の立場でそれぞれ備蓄しているが、発災時に混乱を招く可能性があるため、備蓄量の詳細な数字は公表してほしくない。(百貨店)
- 平常時から、病人等の救急搬送のための担架は各フロアに1台あり、階段を下りる訓練は実施している。また、要配慮者用として考えられる車椅子もある。しかし、発災時にエレベーターが停止した場合、車椅子で階段を下りるのは困難であり、備蓄品として準備しても活用できない。(百貨店)

○ 情報提供に関するもの

- 発災時、公共交通機関がどのような状況か、復旧の目処はいつ頃かという情報提供は重要である。また、滞留者受入れ施設の公表や情報提供は行われていない。これらの情報提供を要望する。(百貨店)
- 現状では各社が独自に入手した情報に基づいて、各社の管理する設備によって利用者に情報を提供しており、一元化した情報を利用者に提供することができないため、一元化した情報を利用者に提供できるような仕組みを整えてほしい。(地下街)

○ 訓練に関するもの

- 帰宅困難者対策に関する訓練について、利用者の避難誘導を想定した訓練は開店前に実施しているところ、利用者に参加させるような訓練、帰宅困難者対策の訓練等開店後に実施する必要がある訓練は混乱を招くため実施が難しい。(百貨店)

2 一時滞在施設（退避施設）の確保状況

(1) 一時滞在施設（退避施設）の確保・公表状況

調査結果	説明図表番号
<p>防災基本計画では、大都市圏において、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、国及び地方公共団体は、「必要に応じて、滞在場所の確保等を推進する」こととされている。</p>	<p>表1-(1)-① 表1-(1)-②</p>
<p>内閣府（防災担当）が策定した帰宅困難者対策ガイドラインでは、一時滞在施設の対象となる施設は、「都道府県や市区町村から帰宅困難者等を一時的に受け入れることについての指定を受けるか、又は協定を締結した施設の全部又は一部の区域」とし、集会所、庁舎、オフィスビル、ホテル、学校等が例示されている。また、一時滞在施設の開設期間は、「原則として発災後3日間の運営を標準」とし、施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で、①施設の安全を確認した後、帰宅困難者の速やかな受入れ、②水や食料、毛布等の支援物資の配布、③トイレやごみの処理等の施設の衛生管理、④周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び施設滞在者に対する情報提供を行うこととされている。また、一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等については、「原則として公表するが、民間施設等の施設管理者が希望する場合には、非公表とすることができる」としている。</p>	<p>表2-(1)-①</p>
<p>なお、東京都では、一時滞在施設のうち、都立の199施設について、その施設名及び所在地を公表するとともに、東京都防災マップで位置を確認することができるようにしているが、民間の一時滞在施設については、施設名等の公表をしていない（数値等については平成27年12月1日現在）。</p> <p>今回、名古屋市における一時滞在施設の確保に係る取組状況、名古屋駅周辺地区安全確保計画部会から帰宅困難者の受入施設としての協力を要請された事業者の対応状況等を調査した結果は、次のとおりである。</p>	<p>図2-(1)-②</p>
<p>ア 名古屋市の取組状況</p> <p>第2次名駅周辺地区安全確保計画では、帰宅困難者対策ガイドラインにおける「一時滞在施設」と同様の役割を担う施設を「退避施設」と称し、これを「発災から24時間を限度として帰宅困難来訪者を受け入れるための施設で、帰宅困難来訪者が安全に風雨をしのぐことのできる施設」と定義している。</p> <p>名古屋駅周辺地区安全確保計画部会では、平成26年2月に策定した第1次名駅周辺地区安全確保計画に基づき、一時滞在施設（以下、名古屋市の施設については「退避施設」という。）を7施設確保し、同計画において、施設名、所有者、管理主体、所在地等を公表している。これらの退避施設の収容能力は約4千人で、名古屋駅周辺地区の想定帰宅困難者数約3.4万人に対し、約3万人の収容能力が不足していることから、名古屋駅周辺地区安全確保計画部会は、平成28年2月に策定した第2次名駅周辺地区安全確保計画において、新たに16施設を確保し、</p>	<p>表2-(1)-③</p> <p>表1-(1)-⑩-a、b 表2-(1)-④-a、b</p>

<p>計 23 施設(収容能力 1.6 万人)の施設名等を公表している。しかし、なお、1.8 万人の収容能力が不足している状況にあることから、「計画区域内の他の施設管理者等に対しても、退避施設などへの協力を呼びかけていく」(第 2 次名駅周辺地区安全確保計画)としている。</p> <p>名古屋市は、名古屋駅周辺地区以外の地区について、「名古屋駅地区での検討を踏まえ、他地域での対策についても推進する」(名古屋市震災対策実施計画)としている。</p>	<p>表 2 - (1) - ⑤</p> <p>表 1 - (1) - ⑪</p>
<p>イ 名古屋駅周辺地区安全確保計画部会から帰宅困難者受入施設としての協力を要請された事業者の対応状況</p> <p>今回調査した 94 事業所のうち、15 事業所では、名古屋駅周辺地区安全確保計画部会の事務局である名古屋市から、帰宅困難者の受入れの協力要請があったとしている。このうち 12 事業所が退避施設、避難所等に指定されているが、3 事業所は協力要請に応じていない。</p> <p>名古屋市の協力要請に応じていない 3 事業所では、その理由について、①「施設の安全面が確保できない」(1 事業所)、②「帰宅困難者を受け入れるスペースがない」(1 事業所)、③「帰宅困難者が建物内で二次被害に遭遇し損害を被った場合、施設の所有者・管理者が責任を迫られるおそれがある」(1 事業所)としている。これらの 3 事業所は、「施設面の問題(上記①、②)が解消された場合には、名古屋市の協力要請に応じる考えがある」、「制度上の問題(上記③)が解消されない限り、協力要請を受けることは難しい」としている。</p> <p>このほか、名古屋市の協力要請に応じて退避施設に指定された事業所からは、退避施設を増加させる方策として、「東京都のように、備蓄品の購入費用の補助制度があれば、企業の負担が軽減する」、「行政機関の要請に応じて保有する施設を退避施設に供する場合、建物の容積率の緩和を認めるなどのインセンティブを付与すべきではないか」との意見があった。</p>	<p>表 2 - (1) - ⑥</p> <p>表 2 - (1) - ⑦</p> <p>表 2 - (1) - ⑧</p>
<p>なお、東京都では、民間の一時滞在施設の更なる確保を目的として、民間事業者が管理する一時滞在施設において、帰宅困難者のための備蓄品を購入する際の費用の 6 分の 5 を補助する事業(民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助事業)や帰宅困難者のための備蓄倉庫に対する固定資産税及び都市計画税の減免措置を講じている。</p>	<p>表 2 - (1) - ⑦</p> <p>表 2 - (1) - ⑧</p>

表2-(1)-① 大規模災害の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン(平成27年3月内閣府(防災担当))(抜粋)

第3章 一時滞在施設の確保

1. 基本的な考え方

(1) 対象施設

- ・ 一時滞在施設の対象となる施設は、都道府県や市区町村から帰宅困難者等を一時的に受け入れることについての指定を受けるか、又は協定を締結した施設の全部又は一部の区域を基本とする

(2) 開設期間、広さ

- ・ 受け入れた帰宅困難者等が安全に帰宅開始できるまでの間、原則として 発災後3日間の運営を標準とする (開設期間はあくまで目安であり、発災時の対応は施設や周辺の状況、協定の内容等によって異なることに留意が必要)
- ・ 帰宅困難者等の受入は、床面積約3.3㎡あたり2人の収容 (必要な通路の面積は算入しない) を目安とする

(3) 施設管理者の役割

- ・ 施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行うとともに、必要に応じ、受入者へ施設運営の協力を要請する
 - ① 施設の安全を確認した後、受入スペースに帰宅困難者を速やかに受け入れる
 - ② 水や食料、毛布等の支援物資を配布する
 - ③ トイレやごみの処理等の施設の衛生管理を行う
 - ④ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び施設滞在者に対する情報提供を行う

(4) 要配慮者への対応

- ・ 市区町村や関係機関と連携し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、遠距離通学の小中学生、外国人等の要配慮者に特に配慮する

(5) 都道府県、市区町村、国及び事業者の役割分担

(略)

(6) 一時滞在施設の情報

- ・ 一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表するが、民間施設等の施設管理者が希望する場合には、非公表とすることができる
- ・ 民間施設等で施設管理者が非公表を希望した場合でも、発災時は施設への誘導のために公表を前提とし、その際、行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有を行う

※ 一時滞在施設であることを入り口に示したり、地図等にわかりやすく表示したりするため、ピクトグラムによる表示を行うことも有効である (参考資料6 (略))

2. 一時滞在施設の運営の準備 (平常時)

(1) 運営計画及び運営体制の取決め

- ・ 施設管理者は、運営計画又は防災計画を作成し、運営体制に関する次の点を定めておくことが必要である
 - ① 施設内における受入場所
 - ② 受入定員
 - ③ 運営要員の確保
 - ④ 関係機関との連絡の手順
 - ⑤ 帰宅困難者の受入の手順
 - ⑥ 施設滞在者への情報提供の手順
 - ⑦ 備蓄品の配布手順
 - ⑧ 要配慮者への

対応⑨セキュリティ・警備体制の構築

- ・受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けることが重要である（平成26年4月1日に施行された建築基準法施行令において、特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。）の脱落防止措置が定められており、改正規定が適用される天井は脱落防止措置を講じる必要がある）

(2) 受入のための環境整備

- ・災害発生時の建物内の点検箇所（受入のための安全確保という観点から、建物の構造部だけでなく、天井や天井設置設備等も重要となる。）をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックシートを作成する（チェックシートは、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針（平成27年2月内閣府（防災担当）」）を参考とするとよい（参考資料3（略）））
- ・特に民間施設の場合、受入者に対し、受入時に受入条件を承諾のうえ利用してもらうため、受入条件の掲示や、受入条件に承諾したことを示す署名が出来るよう、書面・帳票を準備しておく

【受入条件の内容】

（略）

- ・事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、以下の書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい

①受入者名簿②受入記録日計表③一時滞在施設運営及び収容状況記録票④一時滞在施設設置及び運営に要した物品受払証拠書類

- ・帰宅困難者の受入に必要な水、食料、毛布、ブランケット、簡易トイレ等の物資の備蓄に努める
- ・都道府県及び市区町村等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成する

(3) 年1回以上の訓練等による定期的な手順の確認と改善

【参考資料4】

帰宅困難者対策に関する施設等の概要

区分	一時滞在施設	災害時帰宅支援ステーション	避難所
設置時期※1	発災から72時間（原則3日間）程度まで	(略)	(略)
目的	帰宅困難者等の受入		
支援事項	食料、水、毛布又はブランケット※2、トイレ、休憩場所、情報等		
対象施設※3	集会場、庁舎やオフィスビル、ホテル、学校等		

※1 設置時期はあくまで目安であり、発災時の対応は施設や周辺の状況、協定の内容等によって異なることに留意が必要である。

※2 ブランケット：アルミ等の極薄素材で作られた防風・防寒・防水シート

※3 対象施設はあくまで例示であり、全ての施設で上記の支援が行われるわけではないことに留意が必要である。

(注) 下線は当局が付した。

図 2 - (1) - ② 東京都防災マップ（一時滞在施設の検索）



(注) 1 東京都のホームページ（平成 28 年 3 月 17 日撮影）による。

2 掲載情報は、平成 27 年 2 月末日現在。

表 2 - (1) - ③ 退避施設の定義（第 2 次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（抜粋））

4 計画に関する用語について

・退避施設

発災から 24 時間を限度として帰宅困難来訪者を受け入れるための施設で、帰宅困難来訪者が安全にをしのぐことのできる施設（名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画に定める都市再生安全確保施設）

表 2 - (1) - ④ - a 名古屋市内の退避施設（第 1 次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（抜粋））

施設名称	所有者	管理主体	施設概要
ウイंकあいち	愛知県	アイラック愛知株式会社	1 階ホワイエ
ミッドランドスクエア	3 地権者	東和不動産株式会社	B1 階・1 階通路・ロビー
JR セントラルタワーズ	ジェイアールセントラルビル株式会社	ジェイアールセントラルビル株式会社	1 階・2 階通路・ロビー等
名鉄ビル	名古屋鉄道株式会社	株式会社名鉄百貨店	ホール
名古屋ルーセントタワー	5 地権者	三井不動産ビルマネジメント株式会社	エントランス
愛知大学	学校法人愛知大学	学校法人愛知大学	フードコートの一部、レストランの一部
モード学園スパイラルタワーズ	学校法人モード学園	学校法人モード学園	エントランス、通路、教室、ホール
面積合計			約 9,000 m ²

※退避施設は、管理主体が使用可能と判断した場合に限り開設されるものであり、使用できない場合もある。
 ※所有者・管理主体は場所のみを善意により提供するものであり、退避施設内の安全確保は、退避者が原則自己の責任において行うものとする。
 ※退避施設は、情報共有体制構築・マニュアル作成後、供用開始。
 ※退避施設の有効面積としては、約8,000㎡であり、一人当たり2㎡を基準にして算出すると、約4,000人分となる。
 ※本表に掲げる退避施設は、帰宅困難来訪者を、24時間を限度として受け入れるための施設と定義する。

表2-(1)-④-b 名古屋市内の退避施設（第2次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（抜粋））

施設名称	所有者	管理主体	施設概要
ウイंकあいち	愛知県	アイラック愛知株式会社	1階ホワイエ
ミッドランドスクエア	3地権者	東和不動産株式会社	B1階・1階通路・ロビー
JRセントラルタワーズ	ジェイアールセントラルビル株式会社	ジェイアールセントラルビル株式会社	1階・2階通路・ロビー等
名鉄ビル	名古屋鉄道株式会社	名古屋鉄道株式会社	ホール
名古屋ルーセントタワー	5地権者	三井不動産ビルマネジメント株式会社	エントランス
愛知大学	学校法人愛知大学	学校法人愛知大学	フードコートの一部、エントランスの一部
モード学園スパイラルタワーズ	学校法人モード学園	学校法人モード学園	エントランス、通路、教室、ホール
J Pタワー名古屋	日本郵便株式会社	J Pビルマネジメント株式会社	2階貫通通路、1階アトリウム、B1階ロビー等
大名古屋ビルヂング	三菱地所株式会社	三菱地所プロパティマネジメント株式会社	1階、B1階貫通通路 ※平成28年3月より使用可
中日美容専門学校	学校法人中日学園	学校法人中日学園	地下講堂、イベントホール等
アートグレース（The ArtGrace）	株式会社ツカダ・グローバルホールディング	株式会社バストブライダル	1階ロビー、バンケット等
アルカンシエル リュクスマリアージュ 名古屋	株式会社アルカンシエル	株式会社アルカンシエル	バンケット等
名古屋国際センター別棟ホール	名古屋市	公益財団法人名古屋国際センター	ホール
Zepp NAGOYA	株式会社 Zepp ホールネットワーク	株式会社 Zepp ホールネットワーク	ホール、1階ホワイエ等
名古屋デジタル工科専門学校	学校法人都築俊英学園	学校法人都築俊英学園	普通教室
大原簿記情報医療専門学校	学校法人名古屋大原学園	学校法人名古屋大原学園	1階ホール、教室の一部等
ロイヤルパークERささしま	大和ハウス工業	大和リビング株式会社	シェアハウス共用部、1階ラウンジ等
東京IT会計専門学校名古屋校	学校法人立志舎中央学園本部	学校法人立志舎中央学園本部	1階エントランス、普通教室等
レセプションハウス・コアセルベート	株式会社通信	株式会社通信	1階エントランスホール、3階バンケット等
ザ・グランドティアラ名古屋駅前	株式会社愛知冠婚葬祭互助会	株式会社愛知冠婚葬祭互助会	1階・6階ロビー、バンケット等
ザ・グランクレール	株式会社クレールコーポレーション	株式会社クレールコーポレーション	1階ロビー、バンケット等
マーケットスクエアささしま	東急不動産株式会社	株式会社東急コミュニティー	シネマ、通路
国際医学技術専門学校	学校法人東洋学園	学校法人東洋学園	普通教室等
収容人数合計			約16,000人
※退避施設は、管理主体が使用可能と判断した場合に限り開設されるものであり、使用できない場合もある。			

※所有者・管理主体は場所のみを善意により提供するものであり、退避施設内の安全確保は、退避者が原則自己の責任において行うものとする。
 ※退避施設は、「退避施設開設・運営ガイドライン（試行版）」に基づくマニュアル作成後、供用開始。
 ※退避施設の収容人数は、一人あたり約2㎡を基準に算出した。
 ※退避施設の収容人数には、発災後に屋内待機をする帰宅困難来訪者を含む。
 ※本表に掲げる退避施設は、帰宅困難来訪者を、24時間を限度として受け入れるための施設と定義する。――
 (注) 網掛け、太字は当局が付した。第1次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画において指定された施設を示す。

表2-(1)-⑤ 第2次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（抜粋）

§2 滞在者・来訪者の安全の確保のために実施する事業等
 2 都市再生安全確保施設の管理及び整備（法第19条の13第2項第二・三号）
 2-1 都市再生安全確保施設の管理に関する事項
 (略)
 当地区は帰宅困難来訪者約3.4万人分が必要ですが、退避施設の収容人数は約1.6万人であり、
まだ不足している状況にあります。
 不足する都市再生安全確保施設の早期確保に向けては、既存施設の活用が重要となります。この
 ため、本計画に位置付けた施設については、必要に応じて記載内容の精査・見直しを行うとともに、
計画区域内の他の施設管理者等に対しても、退避施設などへの協力を呼びかけていきます。

(注) 下線は当局が付した。

表2-(1)-⑥ 名古屋駅周辺地区安全確保計画部会の協力要請への対応状況

(単位：所)

区 分	事業所数	意見・要望等
調査対象事業所	94	――
帰宅困難者の受入施設として、名古屋駅周辺地区安全確保計画部会の事務局である名古屋市から協力要請を受けた事業所	15	――
協力要請に応じた事業所	12	・東京都のように、備蓄品の購入費用の補助制度があれば、企業の負担が軽減し、退避施設の拡充も期待できるのではないか。(1事業所) ・行政機関の要請に応じて保有する施設を退避施設に供する場合、建物の容積率の緩和を認めるなどのインセンティブを付与すべきではないか。(1事業所)
協力要請に応じなかった事業所	3	【協力要請に応じなかった理由】 ・施設の安全面が確保できない(1事業所) ・帰宅困難者を受け入れるスペースがない(1事業所) ・帰宅困難者が建物内で二次災害に遭遇し被害を被った場合、施設の所有者・管理者が責任を追及されるおそれがある(1事業所)

(注) 当局の調査結果による。

表2-(1)-⑦ 東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助事業（平成27年度）の概要

<p>1 補助要件（下記（1）～（3）全ての要件を満たすもの）</p> <p>① 区市町村と帰宅困難者受入協定を締結</p> <p>② 従業員用の3日間の備蓄を完備</p> <p>③ 事業継続計画（BCP）を策定</p> <p>2 補助対象</p> <p>都が指定又は推奨する備蓄品（累計3日分まで）を購入した場合、購入費用の6分の5を補助します。</p> <p>※ 都が指定する備蓄品（4品目）：1日当たり、水（3リットル）、食料（3食）、簡易トイレ（5個）、毛布又はブランケット（3日で1枚）を原則3日分</p> <p>※ 帰宅困難者1人当たりの上限は9千円（補助金は7.5千円）</p> <p>3 平成27年度改正点</p> <p>（1） 備蓄品（4品目）一括購入⇒1品目から補助対象とします。 例：一時滞在施設が小売店を併設する場合、商品在庫等を備蓄品と認めます。</p> <p>（2） 備蓄品3日分一括購入⇒不足日数分の購入も補助対象とします。 例：事業者が1日分の備蓄を済ませている場合、2日分の備蓄品に対して補助します。</p> <p>（3） ペットボトル3日分（9リットル）⇒1日分（3リットル）から補助対象とします。 例：飲料水貯水槽（耐震）が整備されている場合は、ペットボトル1日分から補助します。</p> <p>（4） 都が指定する4品目を完備した事業者については、新たに受入れる帰宅困難者のための推奨備蓄品を補助対象とします。 推奨備蓄品：エアマット、おむつ、生理用品、救急セット</p>
--

（注）1 東京都の公表資料による。
2 下線は当局が付した。

表2-(1)-⑧ 帰宅困難者のための備蓄倉庫に対する固定資産税及び都市計画税の減免措置（概要）

<p><減免の要件></p> <p>1. 減免対象となる備蓄倉庫</p> <p>補助対象備蓄品の保管場所の用に供する家屋。ただし、有料で借り受けた者又は保管料若しくはこれに類するものを得た者が当該用に供している場合を除きます。</p> <p>※ 補助対象備蓄品⇒東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金交付要綱第6条に規定する補助対象備蓄品をいいます。</p> <p>※ 保管場所の用に供する家屋⇒当該家屋のうち補助金交付決定通知書により通知を受けた補助対象となる備蓄品の保管場所に係る部分に限ります。</p> <p><減免される期間></p> <p>◆減免の対象期間は、3年度分です。 （例）補助金交付決定日が平成26年3月1日の場合 平成26～28年度の3年度分が減免対象期間となります。 （減免対象期間のうち、減免申請があった後の納期分について、減免を適用します。）</p> <p><減免される割合></p> <p>◆備蓄倉庫（家屋）に係る納付すべき税額の10割</p> <p>※ 減免対象床面積は、補助金交付決定通知書に記載されている「補助対象となる備蓄品の保管場所」の床面積</p>

（注）東京都の公表資料による。

(2) 一時滞在施設（退避施設）の受入態勢等の状況

調査結果	説明図表番号
<p>帰宅困難者対策ガイドラインでは、一時滞在施設の開設・運営等について、施設管理者は、施設内における受入場所、受入定員、受入手順等を盛り込んだ運営計画又は防災計画を作成すること、帰宅困難者の受入に必要な水、食料等の物資の備蓄等受入のための環境整備を行うこと、年1回以上の訓練等による定期的な手順の確認と改善を行うこととされている。</p>	表2-(1)-①
<p>名古屋駅周辺地区安全確保計画部会幹事会では、退避施設の開設・運営や平常時の備え等に関する基本的な考え方を示した「名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画退避施設開設・運営ガイドライン（試行版）」（以下「退避施設ガイドライン」という。）を作成し、「本ガイドラインを参考に、各施設において運用マニュアルの作成をお願いする」としている。</p>	表2-(2)-①
<p>なお、東京都では、平成25年4月1日、一時滞在施設に指定されている都立の施設を対象に、「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」（以下「都運営マニュアル」という。）を作成し、ホームページ等で公表している。</p>	表2-(2)-②
<p>また、東京都では、民間の一時滞在施設向けの運営マニュアルは作成していないが、毎年度、民間事業者を対象とした説明会を行っており、平成27年10月15日に行った説明会では、都運営マニュアル、東京都港区及び新橋駅周辺滞留者対策推進協議会が26年9月1日に作成した「港区民間事業者向け一時滞在施設運営マニュアル」の内容を説明し、情報提供を行っている。また、一時滞在施設の開設・運営の方法についてレクチャーを行うため、専門的知識を有するアドバイザーを派遣している。</p>	表2-(2)-③ 表2-(2)-④ 表2-(2)-⑤
<p>今回、第1次名駅周辺地区安全確保計画（平成26年2月名古屋駅周辺・伏見・栄地域都市再生緊急整備協議会安全確保計画部会決定）に位置づけられた退避施設7施設（以下「第1次施設」という。）の全て及び第2次名駅周辺地区安全確保計画（平成28年2月名古屋駅周辺・伏見・栄地域都市再生緊急整備協議会安全確保計画部会決定）に新たに位置づけられた退避施設16施設（以下「第2次施設」という。）のうち3施設の計10施設における帰宅困難者の受入態勢等の状況を調査した結果は、次のとおりである。</p>	
<p>ア 退避施設の運営計画等の策定状況</p>	
<p>帰宅困難者対策ガイドラインでは、施設管理者は、運営計画又は防災計画を作成し、施設内の受入場所、受入定員等の運営体制を定めておくこととされている。</p>	表2-(1)-①
<p>また、名古屋駅周辺地区安全確保計画部会幹事会の退避施設ガイドラインでは、施設管理者は、平常時の備えとして、「発災時に退避施設を速やかに開設・運営できるよう運営マニュアルをあらかじめ作成しておくとともに、運営要員の確保等、運営体制についても取り決めておく」とこととされている。</p>	表2-(2)-①
<p>10施設のうち、運営計画等を策定済みの施設は4施設、未策定の施設は6施設となっている。未策定の6施設のうち4施設では、「策定に向けて検討中」、2</p>	表2-(2)-⑥

<p>施設では、第2次名駅周辺地区安全確保計画の内容を踏まえて、「今後策定していく予定である」としている。</p>	
<p>イ 退避施設の受入環境の整備状況</p>	
<p>帰宅困難者対策ガイドラインでは、施設管理者は、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定め、安全点検を行うためのチェックシートを作成すること、民間施設においては、受入者に対し、受入時に、受入者は施設管理者の指示に従うこと等を内容とする受入条件を承諾の上、施設を利用してもらうため、受入条件の掲示や、受入条件に承諾したことを示す署名ができるよう書面・帳票を準備しておくこととされている。</p>	<p>表2-(1)-①</p>
<p>また、名古屋駅周辺地区安全確保計画部会幹事会の退避施設ガイドラインでは、施設管理者は、建物の耐震性の確保、家具類の転倒・落下・移動防止対策、ガラス飛散防止対策等に努めることとされている。</p>	<p>表2-(2)-①</p>
<p>① 10 施設のうち、施設の安全点検を行うためのチェックシートを作成済みの施設は5施設、未作成の施設は5施設となっている。</p>	<p>表2-(2)-⑦-a～c</p>
<p>② 帰宅困難者を受け入れる条件を明示した書類を準備している施設は3施設で、このうち受入者の署名を得るための書面・帳票を準備している施設は2施設となっている。残りの7施設では、受入条件を明示した書類及び受入者の署名を得るための書面・帳票を準備していない。</p>	
<p>受入条件を明示した書類等を準備していない施設では、その理由について、「発災時、帰宅困難者を迅速に受け入れることが最優先で、個別に署名を求める時間的余裕はないと考えているため」、「退避施設は、避難所と異なり、一時的な退避場所の提供のため、退避した人数を数えるに留めるか、受入者の署名を求めるかの判断は難しいため」としている。</p>	<p>表2-(2)-⑩</p>
<p>③ 建物の耐震化については10施設の全てが対応済みであるが、家具類の転倒措置を講じている施設は9施設、ガラス飛散防止措置を講じている施設は6施設となっている。</p>	
<p>ウ 帰宅困難者の受入のための物資の備蓄状況</p>	
<p>帰宅困難者対策ガイドラインでは、施設管理者は、帰宅困難者の受入に必要な飲料水、食料品、毛布・ブランケット等の物資の備蓄に努めることとされている。</p>	<p>表2-(1)-①</p>
<p>また、名古屋駅周辺地区安全確保計画部会幹事会の退避施設ガイドラインでは、施設管理者は、「受入時間が24時間であることを前提として可能な範囲で備蓄に努めるとともに、配布ルールについても取り決めておく」とこととされている。</p>	<p>表2-(2)-①</p>
<p>(ア) 物資の備蓄状況</p>	
<p>飲料水については、備蓄している施設が6施設、備蓄していない施設が4施設となっている。食料品については、備蓄している施設が4施設、備蓄していない施設が6施設となっている。</p>	<p>表2-(2)-⑧-a、b</p>
<p>飲料水及び食料品を備蓄している施設の中には、発災から24時間を限度とするとされていても、被害の程度により、24時間を超えて受け入れざるをえ</p>	

<p>ない場合もあるとして、受入者用にも水・食料品を3日分以上備蓄している例がみられた。</p> <p>飲料水を備蓄している6施設のうち、3日分以上を備蓄している施設は3施設となっている。食料品を備蓄している4施設のうち、3日分以上を備蓄している施設は1施設となっている。</p> <p>毛布・ブランケットについては、備蓄している施設が2施設、備蓄していない施設が8施設となっている。</p> <p>(イ) 物資を備蓄していない理由</p> <p>物資を備蓄していない施設では、飲料水については、「備蓄の方向で検討中」(2施設)、「保管スペースがない」(1施設)、「発災から24時間を限度として帰宅困難者を受け入れる施設のため、備蓄の必要を感じない」(1施設)としている。</p> <p>食料品については、「発災から24時間を限度として帰宅困難者を受け入れる施設のため、備蓄の必要を感じない」(3施設)、「保管スペースがない」(2施設)、「購入・更新費用の負担が大きい」(1施設)、「備蓄する方向で検討中」(1施設)としている。</p> <p>毛布については、「保管スペースがない」(3施設)、「備蓄する方向で検討中」(3施設)、「発災から24時間を限度として帰宅困難者を受け入れる施設のため、備蓄の必要を感じない」(2施設)、「購入・更新費用の負担が大きい」(1施設)としている。</p> <p>上記のうち「発災から24時間を限度として帰宅困難者を受け入れる施設のため、備蓄の必要を感じない」として備蓄していない施設管理者の中には、名古屋駅周辺地区安全確保計画部会幹事会の退避施設ガイドラインで「費用負担が大きいと考えられる備蓄の確保を除く」とされていることを理由に、協力する範囲を場所の提供のみとしている例がみられた。</p> <p>なお、東京都では、区市町村と一時滞在施設に関する協定を締結した民間事業者に対し、帰宅困難者用の備蓄品の購入費用を補助する事業、帰宅困難者のための備蓄倉庫に対する固定資産税及び都市計画税の減免措置を講じており、今回調査した退避施設の管理者からは、「東京都のように備蓄品の購入費を補助する制度があれば退避施設の拡大にもつながるのではないか」との意見があった。</p> <p>エ 受入者に対する情報提供体制等の整備状況</p> <p>帰宅困難者対策ガイドラインでは、施設管理者は、関係機関との連絡手順、受入者への情報提供手順等を定めることとされている。また、情報提供内容としては、発災直後は安否情報や被害情報の提供、帰宅が開始される混乱収拾時以降は、帰宅経路を知るための地図情報・道路通行情報、災害時帰宅支援ステーションの位置等の情報の提供が求められるとしている。</p> <p>また、名古屋駅周辺地区安全確保計画部会幹事会の退避施設ガイドラインでは、施設管理者は、「情報を収集するための手段及び滞在者に情報を伝達するための手段を確保する」こととされている。</p>	<p>表2-(2)-⑧-c</p> <p>表2-(2)-⑪</p> <p>表2-(1)-⑦ 表2-(1)-⑧</p> <p>表2-(1)-①</p> <p>表2-(2)-①</p>
---	--

<p>① 10 施設のうち、受入者に提供する情報の入手・提供手順を定めている施設は4施設、定めていない施設は6施設となっている。</p> <p>② 発災後、自らが管理する退避施設が定員超過になった場合に備えて、近隣にある他の退避施設の定員、担当者の連絡先等を把握していることが望ましいと考えられるが、これらの情報を把握している施設はない。なお、退避施設の名称及び所在地は、第1次及び第2次名駅周辺地区安全確保計画において公表済みである。</p>	<p>表2-(2)-⑨</p>
<p>他の退避施設の定員、担当者の連絡先等を把握していない施設では、その理由について、「発災時に別の退避施設の受入状況等を逐次把握し、帰宅困難者を他の施設に案内することは困難。また、別の施設に移動させることで、2次災害が発生する危険もあるので、他の退避施設への案内は実際には難しいのではないか」としている。</p>	<p>表2-(2)-⑪</p>
<p>③ 名古屋市が作成している「徒歩帰宅支援マップ」の認知度については、10施設の全てが認知している。</p>	<p>表3-(1)-④</p>
<p>④ 退避施設の施設管理者の中には、「徒歩帰宅支援マップを施設内に掲示することは可能だが、これは平成20年3月に作成されたもので、情報の内容が古いため、受入者には配布しない」とする例がみられた。</p>	<p>表2-(2)-⑪</p>
<p>また、退避施設の施設管理者からは、受入者が退避施設から移動を開始する時期について、「個人の判断に委ねるのではなく、行政が、地域ごとに移動可能な時期を周知する必要があるのではないか」との意見があった。</p>	<p>表2-(2)-⑪</p>
<p>オ 訓練等の実施状況</p>	
<p>帰宅困難者対策ガイドラインでは、施設管理者は、年1回以上の訓練等による定期的な手順の確認と改善を行うこととされている。</p>	<p>表2-(1)-①</p>
<p>また、名古屋駅周辺地区安全確保計画部会幹事会の退避施設ガイドラインでは、施設管理者は、「退避施設の開設に関する訓練を定期的実施して手順を確認し、必要に応じて検証結果を運営マニュアルに反映させる」とこととされている。</p>	
<p>10施設のうち、退避施設の開設訓練を実施している施設は3施設（いずれも第1次施設）、開設訓練を実施していない施設は7施設（第1次施設の4施設、第2次施設の3施設）となっている。退避施設の開設訓練を実施している施設では、いずれも防災訓練と合わせて実施している。</p>	<p>表2-(2)-⑩</p>
<p>なお、第2次施設の3施設は、平成28年2月に退避施設に指定されたばかりであり、いずれも、今後、防災訓練と合わせて退避施設の開設訓練を実施したいとしている。</p>	

表 2 - (2) - ① 名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画退避施設開設・運営ガイドライン(試行版)(概要)

1 基本的な考え方

平成 26 年 2 月に作成された「第 1 次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」に基づき、帰宅困難来訪者を受け入れる退避施設の開設・運営や、平常時の備え等に関する基本的な考え方を示したものです。本ガイドラインを参考に、各施設において運用マニュアルの作成をお願いするものです。

【退避施設とは】

- ・ 発災から 24 時間を限度として帰宅困難来訪者を受け入れる施設
- ・ 帰宅困難来訪者が安全に風雨をしのぐことのできる施設
- ・ 1 人当たり 2 m²を目安に帰宅困難来訪者の受入を行う施設
- ・ 昭和 56 年の建築基準法施行令改正による新耐震基準により建築された建物
(耐震診断等により安全性が確認された建物や地下構造物も含む)

2 平常時の備え

(1) 運営マニュアルの作成及び運営体制の取決め

発災時に退避施設を速やかに開設、運営できるよう運営マニュアルをあらかじめ作成しておくとともに、運営要員の確保等、運営体制についても取り決めておきます。

(2) 従業者等への周知

従業者等に対し、発災時の施設内待機及び退避施設の運営計画について周知します。

(3) 施設利用者への啓発

「むやみに移動を開始しない」という基本原則、退避施設とは「発災から 24 時間を限度として」「帰宅困難来訪者が安全に風雨をしのぐことのできる施設」であり、長期間にわたり避難するための施設とは異なることを平常時から啓発します。

(4) 施設の安全確保

建物の耐震性の確保、家具類の転倒・落下・移動防止対策、ガラス飛散防止対策等に努めます。また、可能な範囲で災害時の停電等に備えておきます。

(5) 情報の収集及び伝達の手段確保(退避施設及び一時退避場所における備え)

退避施設では、情報を収集するための手段及び滞在者に情報を伝達するための手段を確保しておきます。また、一時退避場所においても可能な範囲で情報伝達できると望ましい。

(6) 安否確認手段の確保

滞在者・来訪者が家族等と安否確認を行えるよう、災害用伝言板サービス等の使い方の説明体制及び通信手段を整備しておきます。

(7) 備蓄の確保及び配布ルールの取決め

受入時間が 24 時間であることを前提として可能な範囲で備蓄に努めるとともに、配布ルールについても取り決めておきます。

(8) 帰宅ルールの取決め

帰宅時間の集中を回避するため、帰宅する方面等を踏まえて段階的に帰宅する順番を取り決めておきます。

(9) 訓練の実施

退避施設の開設に関する訓練を定期的実施して手順を確認し、必要に応じて検証結果を運営マニュアルに反映させます。

(注)「第 2 次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」による。

表 2 - (2) - ② 都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル（平成 25 年 4 月 1 日 東京都総務局総合防災部作成）（抜粋）

目 次
第 1 章マニュアルについて
1. マニュアルの目的
2. マニュアルの性格
第 2 章 基本的な考え方
1. 背景
2. 用語の定義
3. 対象施設
4. 開設基準
5. 施設管理者の役割
6. 災害時要援護者等への対応や女性への配慮
7. 一時滞在施設の情報の公表
8. 一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーション及び避難所の区分
第 3 章 一時滞在施設の運営の準備（平常時）
1. 運営計画の作成
2. 運営体制の取決め
3. 一時滞在施設の管理運営体制
4. 受け入れのための環境整備
5. 訓練等における定期的な手順の確認
第 4 章 一時滞在施設の運営（発災時）
1. 開設の判断
2. 開設できない場合の対応
3. 開設・運営の流れ（総括）
4. 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後から概ね 6 時間後まで）
5. 帰宅困難者の受入等（概ね 1 2 時間後まで）
6. 運営体制の強化等（概ね 1 日後から 3 日後まで）
7. 一時滞在施設の閉設（概ね 4 日後以降）
<特則 1 > 避難所と一時滞在施設が競合する施設における留意事項
<特則 2 > 都立一時滞在施設の土日開設について
資料編
（以下略）

（注）東京都の公表資料による。

表 2 - (2) - ③ 港区民間事業者向け一時滞在施設運営マニュアル（平成 26 年 9 月 1 日版 新橋駅周辺
滞留者対策推進協議会、港区防災危機管理室）概要

●はじめに

民間事業者向け一時滞在施設運営マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、新橋駅周辺滞留者対策推進協議会（以下「協議会」という）が民間事業者の視点で検討し、本年 3 月 4 日に実施した実動訓練で得た課題の検証結果を踏まえて作成しました。

協議会は、全国の事業者の皆さんがこのマニュアルを活用できるようにと、公表を前提として作成しました。このような民間事業者が公表を前提としたマニュアルを作成することは、全国で初の取組です。（H26 年 9 月 1 日時点）

平成 26 年 9 月 1 日、港区は協議会からマニュアルの完成報告を受けました。区内には、JR 新橋駅その他、浜松町、田町、品川駅など主要駅が多数あることから、帰宅困難者対策を喫緊の課題と考える港区は、帰宅困難者対策に取り組む先進区として、区内のみならず 23 区内、ひいては全国の事業者様にこのマニュアルを活用していただき、帰宅困難者対策の推進を進めていただきたいと考えております。

●マニュアルのポイント

ポイント 1 民間事業者の視点で作成

民間事業者で構成されている組織による民間事業者の視点で作成されたマニュアル。民間事業者が作成した民間施設向けのマニュアルで、このように広く一般に公表することを目的として策定されたのはこのマニュアルが全国初になります。（※平成 25 年 4 月 1 日に都立施設のための一時滞在施設運営マニュアルは東京都が公表）

ポイント 2 初めての人でも簡単に作成可能

各民間事業者の状況に合わせ、カスタマイズすることができるよう、マニュアル作成の際に役立つヒントや補足事項を多く含む内容です。

ポイント 3 災害時に必要な帳票・掲示物を整備

災害時に必要となる掲示物（施設入口に掲示する利用者留意事項等）や帳票類（施設運営チェックリスト、施設利用同意書等）をマニュアル内に提示してあります。

ポイント 4 実動訓練での検証結果を踏まえた内容

新橋駅周辺滞留者対策推進協議会がこのマニュアルのたたき台を使用した実動訓練を平成 26 年 3 月 4 日に実施（参加事業者約 90 社、参加者約 150 名）し、その検証結果を踏まえた内容になります。（詳しくは、訓練の様子をご覧ください）

●マニュアル構成

マニュアルは、以下の 3 編構成となっております。

1 作成ガイド編

マニュアルの使い方や帰宅困難者対策の基本的な考え方を記載。（※H26 年 9 月 1 日 Ver.）

2 マニュアル編・別紙

- マニュアルを作成する際に必要となる項目や要素が盛り込まれている。一時滞在施設を運営する、それぞれの民間事業者の状況に合わせ、カスタマイズすることができる。（※H26 年 9 月 1 日 Ver.）
- マニュアル編別紙は、マニュアル編に付随する、帳票類や掲示物。（※H26 年 9 月 1 日 Ver.）

3 作成事例編

「マニュアル編」をカスタマイズし作成した例。（※H26 年 9 月 1 日 Ver.）

（注）港区の公表資料による。

表 2 - (2) - ④ 東京都帰宅困難者対策説明会の概要

平成 25 年 4 月 1 日に東京都帰宅困難者対策条例が施行し、都ではこれまで以上に対策を強化していますが、首都直下地震で想定される約 517 万人の帰宅困難者に対応するためには、より多くの民間事業者の協力が不可欠です。このため、帰宅困難者受け入れのポイントや一時滞在施設の開設運営などの対策に関する「東京都一時滞在施設開設アドバイザー」の解説等を通じて、一時滞在施設及び帰宅困難者対策についてのご理解を深めていただくための説明会を開催いたします。興味のある方は、是非ご参加ください！

■日時

平成 27 年 10 月 15 日（木曜日） 10：00～正午まで

■会場

東京都江東区有明 3-11-1 東京ビッグサイト会議棟 1 階レセプションホール B

■内容（予定）

(1) 東京都の帰宅困難者対策～自助・共助の重要性～ （約 20 分）

東京都総務局総合防災部防災管理課

(2) 共助の取組～駅周辺の混乱を防止するために～

「駅周辺滞留者対策協議会の取組（港区）」 （約 20 分）

港区防災危機管理室防災課

(3) 共助の取組～行き場のない帰宅困難者を受け入れるために～

「一時滞在施設の円滑な開設と運営」 （約 60 分）

東京都一時滞在施設開設アドバイザー川村丹美氏（ニュートン・コンサルティング（株））

(4) 質疑応答 （約 10 分）

■参加費 無料


■定員 300 名

（注）東京都の公表資料による。

表 2 - (2) - ⑤ 東京都一時滞在施設開設アドバイザー派遣事業（概要）


一時滞在施設開設アドバイザー派遣事業について

東京都では、一時滞在施設の開設や運営の仕方についてレクチャーを行うため、専門的知識を有するアドバイザーを派遣しております。
一時滞在施設を初めて開設、運営される事業者様は、この機会を是非ご活用ください！




アドバイザーによる講演風景


- 一時滞在施設の役割
- 一時滞在施設の円滑な開設と運営
- 一時滞在施設における施設滞業者保護
- 施設滞業者保護のためのポイントと多様なニーズへの配慮（女性視点を踏まえて）
- 一時滞在施設とBCP（事業継続計画）の関係
- 一時滞在施設の開設や運営に関する質問




ニュートン・コンサルティング㈱
川村 丹美 講師

あなたの支援が必要です。







皆さまに寄りかかっています

一時滞在施設開設訓練の様子 東京都 総務局 総合防災部 防災管理課 防災事業推進係 担当：香月 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎11階南 電話03-5388-2485

（注）東京都の公表資料による。

表 2 - (2) - ⑥ 帰宅困難者を受け入れるための運営計画等の策定状況

(単位：施設)

区 分	策定済み	策定に向けて検討中	未策定	計
計	4	4	2	10
第1次施設	2	4	1	7
第2次施設	2	0	1	3

(注) 当局の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑦ - a 施設の安全点検を行うためのチェックシートの作成状況

(単位：施設)

区 分	作成済み	未作成	計
計	5	5	10
第1次施設	3	4	7
第2次施設	2	1	3

(注) 当局の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑦ - b 受入条件を明示した書類等の準備状況

(単位：施設)

区 分	受入条件を明示した書類を準備			受入条件を明示した書類及び受入者の署名を得るための書面・帳票を準備しておらず	合計
	受入者の署名を得るための書面・帳票を準備	受入者の署名を得るための書面・帳票を準備しておらず	小計		
計	2	1	3	7	10
第1次施設	1	1	2	5	7
第2次施設	1	0	1	2	3

(注) 当局の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑦ - c 受入場所の安全確保の状況

(単位：施設)

区 分	建物の耐震化		什器等の転倒・落下・移動防止対策		窓ガラス等の飛散防止	
	対応済み	未対応	実施済み	未実施	実施済み	未実施
計	10	0	9	1	6	4
第1次施設	7	0	7	0	4	3
第2次施設	3	0	2	1	2	1

(注) 当局の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑧ - a 備蓄の状況 (飲料水及び食料)

(単位：施設、%)

区 分	備蓄あり			備蓄なし	計
	3日分以上	1日～2日分	小計		
飲料水の備蓄	3 (30.0)	3 (30.0)	6 (60.0)	4 (40.0)	10 (100.0)
第1次施設	1 (14.3)	2 (28.6)	3 (42.9)	4 (57.1)	7 (100.0)
第2次施設	2 (66.7)	1 (33.3)	3 (100.0)	0 (0.0)	3 (100.0)
食料品の備蓄	1 (10.0)	3 (30.0)	4 (40.0)	6 (60.0)	10 (100.0)
第1次施設	0 (0.0)	1 (14.3)	1 (14.3)	6 (85.7)	7 (100.0)
第2次施設	1 (33.3)	2 (66.7)	3 (100.0)	0 (0.0)	3 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ()内は構成比 (%)を示す。

表 2 - (2) - ⑧ - b 備蓄の状況 (毛布)

(単位：施設、%)

区 分	備蓄あり	備蓄なし	計
毛布等の備蓄	2 (20.0)	8 (80.0)	10 (100.0)
第1次施設	1 (14.3)	6 (85.7)	7 (100.0)
第2次施設	1 (33.3)	2 (66.7)	3 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ()内は構成比 (%)を示す。

表 2 - (2) - ⑧ - c 備蓄をしていない理由 (複数回答あり)

(単位：施設、%)

区 分	購入・更新費用の負担が大きい	保管スペースがない	帰宅困難者を24時間受け入れる施設のため、備蓄の必要を感じない	備蓄する方向で検討中	計
飲料水の備蓄	0 (0.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	4 (100.0)
第1次施設	0 (0.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	4 (100.0)
第2次施設	—	—	—	—	—
食料品の備蓄	1 (14.3)	2 (28.6)	3 (42.8)	1 (14.3)	7 (100.0)
第1次施設	1 (14.3)	2 (28.6)	3 (42.8)	1 (14.3)	7 (100.0)
第2次施設	—	—	—	—	—
毛布等の備蓄	1 (11.1)	3 (33.3)	2 (22.3)	3 (33.3)	9 (100.0)
第1次施設	1 (14.3)	3 (42.8)	2 (28.6)	1 (14.3)	7 (100.0)
第2次施設	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	2 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ()内は構成比 (%)を示す。

表2-(2)-⑨ 受入者に対する情報提供の準備状況

(単位：施設)

区分	受入者に提供する情報の入手・提供手順の策定状況		他の退避施設の情報(定員、担当者との連絡先等)の把握状況		徒歩帰宅支援マップ(名古屋市版)の認知状況	
	定めあり	定めなし	把握している	把握していない	承知している	承知していない
計	4	6	0	10	10	0
第1次施設	2	5	0	7	7	0
第2次施設	2	1	0	3	3	0

(注) 当局の調査結果による。

表2-(2)-⑩ 退避施設の開設訓練の実施状況

(単位：施設)

区分	実施している	実施していない	計
計	3	7	10
第1次施設	3	4	7
第2次施設	0	3	3

(注) 当局の調査結果による。

表2-(2)-⑪ 退避施設の管理者の意見

- 退避施設の受入環境の整備状況
 - ・ 発災時、帰宅困難者を迅速に受入れることが最優先で、個別に署名を求める時間的余裕はないため、受入条件を明示した書類等を準備していない。
 - ・ 退避施設は、避難所と異なり、一時的な退避場所の提供のため、退避した人数を数えるに留めるか、受入者の署名を求めるかの判断は難しいため、受入条件を明示した書類等を準備していない。
- 帰宅困難者の受入のための物資の備蓄状況
 - ・ 名古屋市の退避施設ガイドラインでは、「費用負担が大きいと考えられる備蓄の確保を除く」としているため、協力する範囲を場所の提供とし、物資の備蓄はしていない。
 - ・ 東京都のように備蓄品の購入費を補助する制度があれば、退避施設の拡大にもつながるのではないか。
- 受入者に対する情報提供体制等の整備状況
 - ・ 発災時に別の退避施設の受入状況等を逐次把握し、帰宅困難者を他の施設に案内することは困難。また、別の施設に移動させることで、2次災害が発生する危険もあるので、他の退避施設への案内は実際には難しいのではないか。
 - ・ 徒歩帰宅支援マップを施設内に掲示することは可能だが、これは平成20年3月に作成されたもので、情報の内容が古いため、受入者には配布しない。
 - ・ 退避施設から移動を開始する時期については、個人の判断に委ねるのではなく、行政が、地域ごとに移動可能な時期を周知する必要があるのではないか。

(注) 当局の調査結果による。

3 徒歩帰宅者への支援対策の実施状況

(1) 徒歩帰宅支援ステーションの確保・周知状況

調査結果	説明図表番号
<p>帰宅困難者対策ガイドラインでは、「職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者の多くは、混乱收拾時以降、長距離を徒歩で帰宅せざるを得ないと考えられることから、徒歩帰宅者が自宅まで円滑に帰るための支援が必要となる」とし、その支援措置として、「災害時帰宅支援ステーション」の確保及び「徒歩帰宅ルート（帰宅支援対象道路）」の設定を挙げている。</p>	表 3 - (1) - ①
<p>災害時帰宅支援ステーションは、災害時に、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ、沿道情報等の提供、休憩の場の提供を行い、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう可能な範囲で支援を行う施設（公共施設のほか、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等が対象）であり、都道府県及び市区町村が事業者等と協定を締結して指定している。また、災害時帰宅支援ステーションの名称及び所在地は原則公表とし、住民等への周知は都道府県及び市区町村が事業者団体と連携して行うこととされている。なお、住民等への周知方法には、ステッカー、のぼり、看板の設置等がある。</p>	図 3 - (1) - ②
<p>徒歩帰宅ルート（帰宅支援対象道路）は、混乱收拾時以降に徒歩帰宅者が徒歩で帰宅するルートであり、帰宅困難者対策ガイドラインでは、その沿道において、「徒歩帰宅者向けの看板や案内図の設置等のほか、徒歩帰宅者のための歩行空間の確保（無電柱化、バリアフリー化、不法占有・違法駐輪等の一掃）といった平時の取組が重要である」としている。</p>	表 3 - (1) - ①
<p>愛知県では、県実施要領において、県と事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置・拡充するほか、愛知県及び市町村が指定する「基幹的徒歩帰宅支援ルート」及び「徒歩帰宅支援ルート」とともに、マップ等により周知を図るなど、徒歩帰宅者支援の環境を整備することとしている。</p>	表 3 - (1) - ③
<p>また、名古屋市では、愛知県との協定を締結した事業者、当該事業者傘下の店舗等に係る情報の提供を受け、「基幹的徒歩帰宅支援ルート」及び「徒歩帰宅支援ルート」（以下、これらを「徒歩帰宅ルート」という。）とともに、徒歩帰宅支援ステーションの位置等を掲載した「徒歩帰宅支援マップ」を平成 20 年 3 月に作成し、同市のホームページ等で公表している。</p>	図 3 - (1) - ④
<p>なお、「徒歩帰宅支援ステーション」及び「徒歩帰宅ルート」は、帰宅困難者対策ガイドラインで示された「災害時帰宅支援ステーション」及び「徒歩帰宅ルート（帰宅支援対象道路）」と同義である。</p>	
<p>今回、愛知県内の徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の確保・周知状況等を調査した結果は、次のとおりである。</p>	
<p>ア 支援ステーションの確保・周知状況</p> <p>愛知県では、平成 17 年 6 月 9 日以降、順次、コンビニエンスストア等の事業者との間で「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書」を締結し、支援ス</p>	表 3 - (1) - ⑤

テーションの確保に努めている。また、平成 17 年 6 月 9 日に、当時の日本郵政公社（現在の日本郵便株式会社）東海支社と「災害時における徒歩帰宅者支援に関する確認書」を締結し、郵便局を支援ステーションとして指定している。

これらにより、愛知県内の支援ステーションは、平成 26 年 11 月 21 日現在、コンビニエンスストアが 3,289 店舗、日本郵便株式会社が 838 店舗、愛知県石油商業組合が 1,293 店舗、中日新聞販売店会が 737 店舗等、計 24 事業者・団体 7,160 店舗となっている。

一方、名古屋市が公表している徒歩帰宅支援マップは、平成 20 年 3 月以降、改定が行われていない。このため、平成 17 年 6 月 9 日に締結した協定に基づく支援ステーションの情報は掲載されているものの、その後に締結した協定に基づく支援ステーションの情報は掲載されていない。また、第 1 次名駅周辺地区安全確保計画（平成 26 年 2 月名古屋駅周辺地区安全確保計画部会決定）に基づき整備された一時退避場所及び退避施設の場所も掲載されていない。

また、今回、名古屋駅を中心として半径 10km 圏内の徒歩帰宅ルート（総延長 160.5km）沿いにある支援ステーションの設置状況を、徒歩帰宅支援マップを基に実地に調査した結果は、次のとおりである。

- ① マップに掲載されている支援ステーション（店舗）が存在していないものが 85 店舗ある。
- ② マップに掲載された店舗名と現在の店舗名が異なるものが 12 店舗ある。
- ③ マップには掲載されていないが、実際には協定締結事業者傘下の店舗が存在しているものが 230 店舗ある。

名古屋市（防災危機管理局総括課）では、徒歩帰宅支援マップを改定していない理由等について、「コンビニエンスストア等の支援ステーションについては、開・廃業が頻繁にあり、徒歩帰宅支援マップをその都度改定することは、予算上の制約等から困難である。現在、名古屋駅周辺地区安全確保計画部会等において、徒歩帰宅支援マップの作成方法、提供する情報の内容等について協議をしており、その結論を踏まえ、徒歩帰宅支援マップの改定を行いたい」としている。

なお、東京都では、支援ステーション、一時滞在施設等の位置情報を検索・表示することができる「東京都防災マップ」をホームページ上で公表し、毎年度更新している。

イ 支援ステーションであることを示すステッカーの掲出状況

支援ステーションは、愛知県と事業者との間で締結している「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書」において、事業者は、「広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、愛知県又は市町村が提供する支援ステーション・ステッカーを店舗に掲出する」とされている。

今回、名古屋駅を中心として半径 10km 圏内の徒歩帰宅ルート沿いにある帰宅支援ステーション 525 店舗について、支援ステーション・ステッカー（以下「ス

図 3 - (1) - ⑥
表 3 - (1) - ⑦

図 3 - (1) - ⑧

表 3 - (1) - ⑨

表 3 - (1) - ⑩

<p>テッカー」という。)の掲出状況を調査したところ、341 店舗 (65.0%) で未掲出となっている。</p> <p>未掲出のコンビニエンスストア事業者では、その理由について、「本部 (東京都) からステッカーの送付がないため、最近開業した店舗ではステッカーを掲出していない」としている。</p> <p>また、郵便局では、ステッカーを掲出しているのは集配局である 1 店舗のみであり、その他の 85 店舗 (集配局 3 局を含む。) では未掲出となっている。日本郵便株式会社東海支社は、未掲出の理由について、「平成 17 年 6 月に愛知県と日本郵政公社東海支社との間で締結した「災害時における徒歩帰宅者支援に関する確認書」において、ステッカーの掲出は集配局に限るとされていることによるものであるが、今後は、集配局以外の郵便局についてもステッカーの掲出を検討したい」としている。</p> <p>新聞販売店事務局では、平成 26 年 3 月に愛知県と協定を締結した際、発災時に支援ステーションと分かるよう、「のぼり」を千本作成し、販売店に配布している。また、個々の販売店に対する支援ステーションの役割についての周知が未だ十分でないとの認識から、「ステッカーの掲出を行っていない販売店があると考えられるため、平成 28 年 8 月までに販売店向けに手順書を作成・配布し、この中で、ステッカーの掲出についても要請したい」としている。</p>	<p>表 3 - (1) - ⑨</p> <p>表 3 - (1) - ⑩</p> <p>図 3 - (1) - ⑪</p>
---	--

表3-(1)-① 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン(平成27年3月内閣府(防災担当))(抜粋)

第6章 徒歩帰宅者への支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等の多くは、混乱収拾時以降、長距離を徒歩で帰宅せざるを得ないと考えられることから、徒歩帰宅者が自宅まで円滑に帰るための支援が必要となる。

1. 災害時帰宅支援ステーション(参考資料5(略))

(1) 災害時帰宅支援ステーションの概要

- ・災害時帰宅支援ステーションは、災害時に、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ、沿道情報等の提供、休憩の場の提供を行い、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう可能な範囲で支援を行う施設である
- ・想定する施設として、公共施設のほか、民間施設としては、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等である
- ・開設する期間は、発災後(主に72時間以降)から、企業等に施設内待機した者や一時滞在施設で待機した者等が移動を開始し、概ね帰宅するまでの期間である

(2) 災害時帰宅支援ステーションの確保

- ・都道府県、市区町村は、チェーン店、企業、団体等と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションとして指定する
- ・各種事業者団体、企業等は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発を図るとともに、協定の締結を進める
- ・災害時帰宅支援ステーションは原則公表し、住民等への周知は都道府県及び市区町村が関係団体と連携して行う
- ・住民への周知方法はステッカー、のぼり、看板の設置等が考えられる
- ・都道府県、市区町村は、災害時帰宅支援ステーションの開設状況をフランチャイズチェーン本部等から収集し、徒歩帰宅者に提供する

2. 帰宅支援対象道路

- ・徒歩帰宅者に対する支援のため、徒歩帰宅ルート(帰宅支援対象道路)を設定することが重要である
- ・帰宅支援対象道路の沿道においては、徒歩帰宅者向けの看板や案内図の設置等のほか、徒歩帰宅者のための歩行空間の確保(無電柱化、バリアフリー化、不法占用・違法駐輪等の一掃)といった平時からの取組が重要である
- ・また、徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設等を平時から把握することが可能となる上に、参加者が運動靴や携帯可能な食品等の徒歩帰宅に必要な備品を認識し、日頃からの災害への備えを意識する契機となるなどの効果が期待できる

(注) 下線は当局が付した。

図3-1-2 災害時帰宅支援ステーションのステッカー・のぼり（例）



(注) 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（平成27年3月内閣府（防災担当））による。

表3-1-3 愛知県帰宅困難者対策実施要領（平成27年3月改定 愛知県）（抜粋）

<p>第4 事前の備え</p> <p>6 行政（公助の取り組み）</p> <p>（略）</p> <p>○ <u>徒歩帰宅者支援の環境を整備する</u></p> <p><u>大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行うほか、県が指定する「基幹的徒歩帰宅支援ルート」と、市町村がこれに接続する「徒歩帰宅支援ルート」を指定し、マップ等により周知を図るほか、徒歩帰宅支援ステーションの拡充に努める。</u></p> <p>（略）</p>
--

(注) 下線は当局が付した。

表3-(1)-④ 徒歩帰宅支援マップ 名古屋市版 (抜粋)



(注) 名古屋市の公表資料による。

表3-(1)-⑤ 支援ステーションに関する協定等の締結状況 (平成26年11月21日時点)

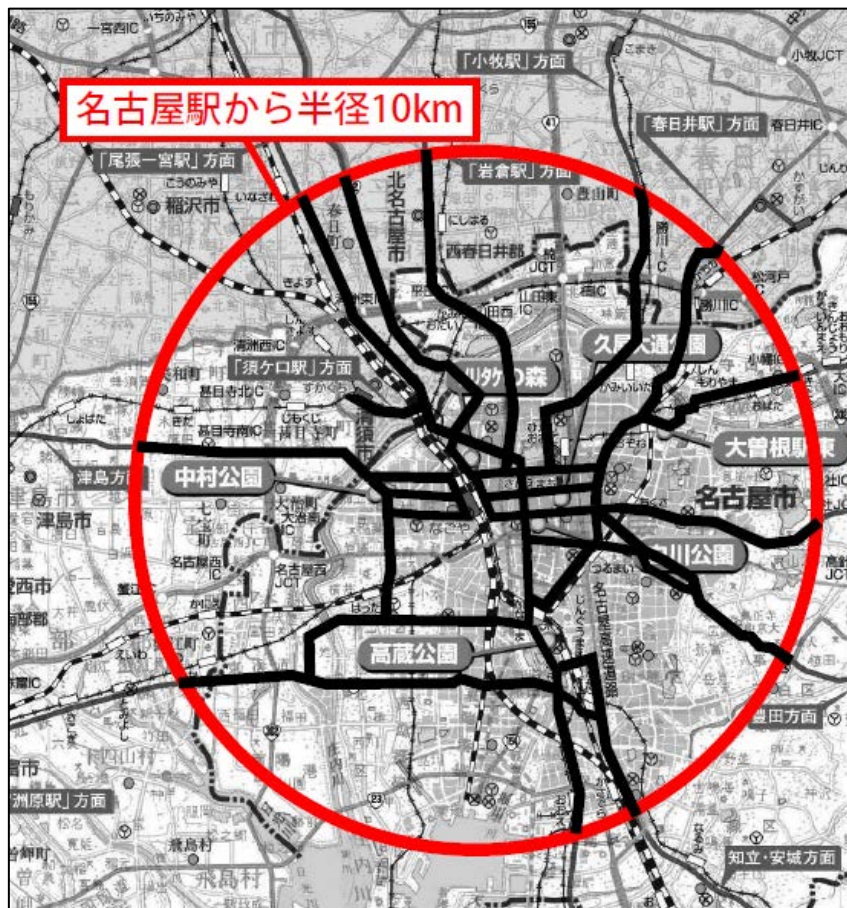
(単位: 店舗)

締結日	締結事業者名	対象店舗数
H17. 6. 9	○コンビニエンスストア事業者	
	① (株)サークルKサンクス	
	② (株)ココストア	
	③ (株)ローソン	
	④ (株)ファミリーマート	
	⑤ (株)デイリーヤマザキ	
	⑥ ミニストップ(株)	
	⑦ 国分グローサーズチェーン(株)	
	⑧ (株)セブンイレブン	
	⑨ 西山商事(株)	3,289
	○愛知県石油商業組合 (ガソリンスタンド)	1,293
	○日本郵政公社東海支社 (当時) (現在は日本郵便(株))	838
	小計 (H17. 6. 9 締結分)	5,420
H20. 5. 27	(株)壺番屋	197
	名古屋トヨペット(株)	85
	(株)ユタカファーマシー	14
	(株)吉野家	87
	小計	383
H22. 5. 10	(株)九九プラス (H26. 2 から(株)ローソクマートに社名変更)	129
H22. 10. 22	(株)モスフードサービス	89
H23. 10. 21	チムニー(株)	14

H23. 11. 18	生活協同組合コープあいち	25
H24. 6. 5	(株)サガミチェーン	58
H24. 10. 1	(株)ダスキン	34
H25. 2. 13	サトレストランシステムズ(株)	22
H26. 3. 24	中日新聞販売店 (名古屋中日会、尾張中日会、三河中日会)	737
H26. 10. 7	AIR オートクラブ中部ブロック	251
	小計 (H20. 5. 27~H26. 10. 7 締結分)	1,742
	合計 24事業者	7,162

(注) 名古屋市提出資料に基づき当局が作成した。

図3-(1)-⑥ 当局が調査した徒歩帰宅ルート



- (注) 1 名古屋市の公表資料に基づき当局で作成した。
2 太線の道路が調査対象徒歩帰宅ルートである。

表3-(1)-⑦ 当局が調査した徒歩帰宅ルート上の支援ステーションの設置状況 (徒歩帰宅支援マップとの比較)

(単位：店舗)

区分	店舗数
① マップに掲載されている支援ステーション(店舗)が存在していないもの	85
② マップに掲載された店舗名と現在の店舗名が異なるもの	12
③ マップに掲載されていないが、実際には協定締結事業者傘下の店舗が存在しているもの	230
合計	327

(注) 当局の調査結果による。

図 3 - (1) - ⑧ 東京都防災マップ（支援ステーションの検索）



(注) 1 東京都のホームページ（平成 28 年 3 月 16 日撮影）による。
2 掲載情報は、平成 27 年 2 月末日現在。

表 3 - (1) - ⑨ ステッカーの掲出に関する協定書等の内容

<p>■ 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書（抜粋）（平成 17 年 6 月 9 日付け愛知県、コンビニエンスストア各社） （支援ステーション・ステッカーの掲出）</p> <p>第 6 条 支援ステーションについては、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町村が提供する支援ステーション・ステッカーを掲出するものとする。 （以下略）</p> <p>■ 災害時における徒歩帰宅者支援に関する確認書（抜粋）（平成 17 年 6 月 9 日付、愛知県、日本郵政公社東海支社）</p> <p>6 支援ステーション・ステッカーの掲出（集配局に限る） （1） 支援ステーションについては、広く住民へ協力施設の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、当該市町村が提供する支援ステーション・ステッカーを可能な限り掲出するものとする。 （以下略）</p>

(注) 名古屋市提出の資料による。

表3-(1)-⑩ 支援ステーションにおけるステッカーの掲出状況

(単位：店舗、%)

店舗名	ステッカーの掲出状況		
	掲出あり	掲出なし	計
コンビニエンスストア	147 (44.1)	186 (55.9)	333 (100.0)
郵便局	1 (集配局) (1.2)	85 (うち、集配局3) (98.8)	86 (100.0)
ガソリンスタンド	7 (14.3)	42 (85.7)	49 (100.0)
新聞販売店	12 (75.0)	4 (25.0)	16 (100.0)
その他	17 (41.5)	24 (58.5)	41 (100.0)
合計	184 (35.0)	341 (65.0)	525 (100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () は構成比 (%) を示す。

表3-(1)-⑪ 支援ステーションの周知用のぼり (新聞販売店)



(注) 事業者提出の資料による。

(2) 徒歩帰宅支援ステーションにおける支援準備の状況

調査結果	説明図表番号
<p>支援ステーションにおける支援の内容については、愛知県と事業者との間で締結した協定書等において、事業者は、徒歩帰宅者に対し、①水道水・トイレ等の提供、②市町村から提供を受けた地図等による帰宅可能な道路に関する情報の提供を行うこととされている。また、愛知県では、県実施要領において、帰宅困難者対策として、「目的、実施場所、参加者等に応じて訓練を企画し、実施する」としており、訓練の一つとして、「外出先から自宅まで、水やトイレの利用等の支援を受けながら、実際に徒歩で帰宅する訓練」を例示している。</p> <p>今回、協定書等締結事業者6事業者（コンビニエンスストア事業者4事業者、日本郵政株式会社東海支社1事業者、新聞販売店事務局1事業者）及びこれらの事業者の傘下の支援ステーション17店舗（コンビニエンスストア12店舗、郵便局（集配局）2店舗、新聞販売店3店舗）における徒歩帰宅者に対する支援準備の状況を調査した結果は、次のとおりである。</p>	<p>表3-(2)-①</p> <p>表1-(2)-⑭</p>
<p>ア 水道水・トイレの提供</p> <p>徒歩帰宅者に対する支援のうち、水道水、トイレの提供については、調査した支援ステーション17店舗の全てで対応可能としていた。</p>	<p>表3-(2)-②</p>
<p>イ 徒歩帰宅者への帰宅可能な道路に関する情報の提供</p> <p>コンビニエンスストア12店舗のうち9店舗では、災害時に、テレビ、ラジオ等で入手した情報を提供するほか、名古屋市が作成した徒歩帰宅支援マップをレジの横などの従業員の目に留まる場所に掲示し又は置いて、これを徒歩帰宅者に提示又は配布するとしているが、3店舗では、「本部から支援ステーションの役割について十分な説明がないため、どのように情報提供をしていいかわからない」としている。</p> <p>郵便局（集配局）2店舗では、名古屋市が作成した徒歩帰宅支援マップは作成時点が古く、現在使用可能かどうか不明であるとして、印刷物として配布する準備はしていないが、必要に応じて名古屋市のホームページから情報を入手し、提供するとしている。また、テレビ、ラジオ等から入手した情報、外回りの郵便局員が把握した道路情報（危険箇所、通行止め箇所等）を徒歩帰宅者に提供するとしている。</p> <p>新聞販売店3店舗では、テレビ、ラジオ等で入手した情報を提供するほか、市販の地図等を利用して徒歩帰宅者に帰宅可能な道路の情報を提供するとしている。また、新聞販売店事務局では、「帰宅可能な道路に関する情報の提供については、各販売店に十分浸透していないと考えられることから、平成28年8月までに手順書を販売店向けに作成・配布し、この中で、徒歩帰宅支援マップの入手方法を含む情報提供の方法を示す」としている。</p>	<p>表3-(2)-②</p>

<p>ウ 帰宅困難者対策に関する訓練の実施</p> <p>調査した支援ステーション 17 店舗では、いずれも店舗が入居するビルの管理者等が行う防災訓練には参加しているが、帰宅困難者対策に関する訓練は実施していない。</p> <p>名古屋市では、平成 26 年 10 月 27 日に、愛知県との共催で、名古屋駅周辺会場、ノリタケの森会場及び名駅四丁目地区会場の 3 か所において、「愛知県・名古屋市総合防災訓練」を実施し、その中で、帰宅困難者対策に関する訓練を行っているが、支援ステーション 17 店舗はこれに参加していない。</p> <p>また、今回調査したコンビニエンスストア事業者のうち 1 事業者では、平成 28 年 2 月 8 日に、東京都及び千代田区が合同で実施した「東京都・千代田区合同帰宅困難者対策訓練」に傘下の店舗が参加しており、「名古屋市においても同様の訓練があれば、傘下の店舗を参加させたい」としている。</p>	<p>表 3 - (2) - ②</p> <p>表 3 - (2) - ③</p> <p>表 3 - (2) - ④</p>
--	--

表3-2-1 支援ステーションにおける支援の内容

<p>■ 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書（抜粋）（平成17年6月9日付け愛知県（甲）、コンビニエンスストア各社（乙））</p> <p>（支援の内容）</p> <p>第4条 甲は乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。</p> <p>(1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供。</p> <p>(2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、ラジオ等のメディアを通じた情報及び市町村から提供を受けた地図等による帰宅可能な道路に関する情報の提供。</p> <p>（以下略）</p> <p>■ 災害時における徒歩帰宅者支援に関する確認書（抜粋）（平成17年6月9日付、愛知県（乙）、日本郵政公社東海支社（甲））</p> <p>4 支援の内容</p> <p>支援可能な施設において、次の事項の全部又は一部を行う。</p> <p>(1) 甲の施設において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ及び一時休憩所等の提供</p> <p>(2) 甲の施設において、徒歩帰宅者に対し、市町村が作成した地図等による帰宅可能な道路に関する情報の提供。</p> <p>（以下略）</p>

（注）名古屋市提出の資料による。

表3-2-2 徒歩帰宅者に対する支援準備の状況

区分	飲料水・トイレの提供	帰宅可能な道路に関する情報の提供	帰宅困難者対策訓練の実施
コンビニエンスストア（12店舗）	いずれの店舗でも対応可能	○ テレビ、ラジオ等で入手した情報を提供するほか、徒歩帰宅支援マップをレジの横などの従業員の目に留まる場所に掲示又は置いて、これを徒歩帰宅者に提示又は配布する。（9店舗） ○ 本社から支援ステーションの役割について十分な説明がなく、どのように情報提供をしていいかわからない。（3店舗）	いずれの店舗でも実施したことはない。
郵便局（集配局・2店舗）	いずれの店舗でも対応可能	名古屋市が作成した徒歩帰宅支援マップは作成時点が古く、現在使用可能かどうか不明であるため、印刷物として配布する準備はしていないが、必要に応じて名古屋市のホームページから情報を入手し提供する。また、テレビ、ラジオ等から入手した情報、外回りの郵便局員が把握した道路情報（危険箇所、通行止め箇所等）を徒歩帰宅者に提供する。（2店舗）	いずれの店舗でも実施したことはない。
新聞販売店（3店舗）	いずれの店舗でも対応可能	テレビ、ラジオ等で入手した情報を提供するほか、市販の地図等を利用して帰宅可能な道路の情報を提供する。（3店舗） なお、新聞販売店事務局では、「帰宅可能な道路に関する情報の提供については、各販売店に十分浸透していないと考えられることから、平成28年8月までに手順書を作成・提示し、この中で、徒歩帰宅支援マップの入手方法を含む情報提供の方法を示したい」としている。	いずれの店舗でも実施したことはない。

（注）当局の調査結果による。

表3-2-3 愛知県・名古屋市総合防災訓練（概要）

1	日時	平成26年10月27日（月）午後1時から午後3時まで
2	場所	名古屋駅周辺会場、ノリタケの森会場、名駅四丁目地区会場 ほか
3	主催	愛知県及び名古屋市
4	訓練内容（帰宅困難者対策）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名古屋駅周辺会場 <ul style="list-style-type: none"> ・発生（シェイクアウト）【名古屋市交通局】 ・鉄道事業者による情報伝達訓練【東海旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、名古屋鉄道(株)、名古屋市交通局】 ・駅における帰宅困難者の避難・誘導訓練【東海旅客鉄道(株)、名古屋臨海高速鉄道(株)、名古屋市交通局】 ・名古屋駅に滞留した帰宅困難者を一時退避場所であるノリタケの森に誘導する帰宅困難者誘導訓練【中村警察署、西警察署、愛知県警備業協会】 ○ ノリタケの森会場 <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋駅周辺で発生した帰宅困難者の受入れ、帰宅支援訓練【西区役所、(株)ノリタケカンパニーリミテド】 ・徒歩帰宅困難者の応急救護訓練【名古屋市医師会等】 ○ 名駅四丁目地区会場 <ul style="list-style-type: none"> ・身近なものを使用した応急手当【日本赤十字社愛知県支部】 ○ 退避施設等における帰宅困難者対策訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・退避施設における備品等の設置訓練【退避施設の管理者等】 <p>(注)【 】は訓練の実施者を示す。</p>

(注) 愛知県の提出資料を基に当局が作成した。

表3-2-4 東京都・千代田区合同帰宅困難者対策訓練の概要

1	目的	首都直下地震により、千代田区内の駅周辺に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、商業施設、公共施設の管理者などが連携し、混乱の防止や安全確保に努める。
2	実施日時	平成28年2月8日（月） 午前9時から午後1時頃まで
3	訓練会場	東京駅、飯田橋駅、四ツ谷駅、秋葉原駅 など各駅周辺
4	主催等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 主催 <ul style="list-style-type: none"> 東京都・千代田区（東京駅・有楽町駅周辺、富士見・飯田橋駅周辺、四ツ谷駅周辺、秋葉原駅周辺の4地区帰宅困難者対策地域協力会） (2) 参加団体等 <ul style="list-style-type: none"> 駅周辺事業者（一般企業、商業施設、商店会等）、鉄道事業者、通信事業者、警視庁、東京消防庁、埼玉県、千葉県、千葉市ほか (3) 特別協力 <ul style="list-style-type: none"> 東京商工会議所
5	主な訓練内容	

(1) 訓練想定

- ・午前中の定刻に東京湾北部を震源とする直下型地震（M7.3）が発生
- ・鉄道の運行停止により、駅周辺（地上、地下）に多数の帰宅困難者が出現

(2) 主な訓練内容

- 一斉帰宅の抑制
 - ・企業における従業員の施設内待機
 - ・災害用伝言ダイヤル等を活用した従業員とその家族の安否確認
 - ・駅による利用者の一時保護
- 正確で迅速な情報提供
 - ・鉄道の運行状況や一時滞在施設の開設状況などの情報提供
- 一時滞在施設
 - ・帰宅困難者の円滑な誘導
 - ・企業や自治体による一時滞在施設の開設、運営
- 帰宅支援
 - ・災害時帰宅支援ステーションの開設
 - ・バスのほか、防災船着場から船舶を用いて搬送する訓練の実施

(注) 1 東京都の公表資料による。

2 下線は当局が付した。